# 第 20 回 佐用町議会 [定例] 会議録 (第 2 日)

平成20年3月5日(水曜日)

出席議員 (21 名)	1番	石	堂		基	2 番	新	田	俊	_
	3 番	片	Щ	武	憲	4 番	岡	本	義	次
	5 番	笹	田	鈴	香	6番	金	谷	英	志
	7番	松	尾	文	<b>広</b> 隹	8 番	井	上	洋	文
	9番	敏	森	正	勝	10 番	高	木	照	雄
	11 番	Щ	本	幹	雄	12 番	大	下言	吉 三	郎
	13 番	岡	本	安	夫	14 番	矢	内	作	夫
	15 番	石	黒	永	剛					
	17 番	Щ	田	弘	治	18 番	平	岡	きぬ	ゑ
	19 番	森	本	和	生	20 番	吉	井	秀	美
	21 番	鍋	島	裕	文	22 番	西	岡		正
欠席議員										
(名)										
, ,										
遅刻議員										
(名)										
早退議員	7番	松	尾	文	雄					
			干後 3	からり	早 退					
(1名)										

事務局出席	議会事務局長	岡 本 一 良	事務副局長	谷村 忠則			
職員職氏名							
	町 長	庵 逧 典 章	副町長	高見俊男			
	教育 長	勝 山 剛	天文台公園長	黒田武彦			
	総務課長	達見 一夫	財 政 課 長	小 河 正 文			
	まちづくり課長	南 上 透	生涯学習課長	福 井 泉			
	会 計 課 長	岸井春乗	税務課長	上谷正俊			
	住 民 課 長	山口良一	健康課長	井 村 均			
説明のため出席 した者の職氏名	福祉課長	内 山 導 男	農林振興課長	大久保八郎			
(28名)	建設課長	野村 正明	地籍調査課長	船曳利勝			
	商工観光課長	芳 原 廣 史	農業共済課長	田村 章憲			
	下水道課長	寺 本 康 二	水 道 課 長	西田建一			
	クリーンセンター 所 長	城 内 哲 久	教 育 委 員 会 総 務 課 長	坪 内 頼 男			
	教 育 委 員 会 教育推進課長	岡 本 正	消 防 長	加藤隆久			
	天文台業務課長	杉 本 幸 六	上月支所長	金谷幹夫			
	南光支所長	森 崎 文 和	三日月支所長	飯 田 敏 晴			
欠 席 者							
(名)							
遅 刻 者							
(名)							
早 退 者							
(名)							
議事日程 別紙のとおり							

# 【本日の会議に付した案件】

日程第65.一般質問

#### 午前10時00分 開会

議長(西岡 正君) 皆さん、おはようございます。

昨日に引き続きですね、大変ご苦労さんでございます。

なお、本日、6名の方の傍聴の申し込みがございました。傍聴者の皆さん、大変ご苦労さんでございます。

議長からお願いなんですが、傍聴中におかれましては、守らなければならない事項については、順守していただくようお願いを申し上げます。

ただ今の出席議員数は定足数に達しておりますので、これより本日の本会議を開きます。 直ちに日程に入ります。

## 日程第65.一般質問

議長(西岡 正君) 日程第 65、一般質問であります。17 名の議員から質問の通告を受けております。通告に基づき順次を議長の私より指名をいたします。

4番、岡本義次君の質問を許可いたします。

#### 〔4番 岡本義次 登壇〕

4番(岡本義次君) 皆さん、おはようございます。4番議席、岡本でございます。今日はですね、2件のことを町長に問うていきたい。このように思っております。啓蟄ということで、虫が穴からはい出るということでございますけれど、今日は、朝から雪が降りましてですね、出ようか出よまいかというような感じかなと思ったりしております。

佐用町でですね、あってはならない事が起ってしまいました。普段からですね、他所事のように思っておりましたけれど、このような不祥事がですね、起きて、良いことであればですね、何回も新聞テレビにぎわしてですね、いい事なんですけれど、新聞テレビに出る度にイメージが悪くなると。そしてですね、自衛隊の守屋さんじゃございませんけれど、やはりですね、真面目に一生懸命頑張っておる職員がですね、やはり、同じような目で見られるということは、大変辛いことでもございます。まあ、こういうふうな事がございまして、大変、私も危惧しておるところでございます。

旧上月の職員が、こうやって逮捕され、また旧上月の業者さんが捕まったり、また先だっても3件目の業者さんが逮捕されるという事態に至ってしまいました。そこで、私は、次の事を町長に問うていきたいと思っております。

1つ、捜査がですね、まだ分からない部分があろうかと思いますが、今、分かっておる範囲の中でですね、町長自身としてつかんでおられるですね、何業者がいくらの金額を、まあ送っていたかとか、そういう事が分かれば、やはりガラス張りの行政にしてですね、いい事、悪いことも含めて、やっぱり公開していただくのが筋だと思っております。

1つ、いつから始まりですね、最後は、最近の分ですね、いつだったんかという事でござます。

1つ、相手は、水道業者だけであったんでしょうか。

1つ、他の課、他の職員等の確認はですね、やはり町当局としてですね、やはり自分とこの分としてですね、そういう確認はされたんでしょうか。

そして、1つ、町独自のですね、調査や特別委員会等の設置は、どのようにお考えでございましょうか。

- 1つ、町長としてですね、責任はどのようにお考えになっていらっしゃるか。
- 1つ、それは、どこに原因があったんでしょうか。
- 1つ、二度とおこさせないためには、今後、どのような措置なり、どのようにされるのかということでございます。

878年、33歳の菅原道真がですね、仕事がよくできるにもかかわらずですね、大宰府の方へ流されました。その時に歌った歌が、「東風吹かば」にほひおこせよ 梅の花 主なしとて 春を忘れそ」このようにですね、立派な優秀な官僚であってもですね、時の戦争によって、こういう事態に至っておりますけれどですね、やはり、職員に、皆緊張感持ってですね、こういう事が起らないように、まあやっていただきたいということでございます。

2点目に入ります。町の稼働財産ということでございますけれど、合併して2年半を迎えました。合併前後、まあ前ですね、住宅の建て直しや、リバーサイド用地の跡地等そのままになっている用地がございます。そこで町長に次の事を問うていきます。

- 1つ、佐用町において、今使用していない土地は、何箇所の何へクタールあるのか。
- 1つ、建物は、何箇所の何ヘクタール。これ勿論、使っていないという建物でございます。
  - 1つ、これらの使い道の今後の計画はどうなるのかということでございます。
  - 1つ、例えば、上月、上上月のですね、住宅跡地の後などはどうされるのか。

1つですね、行財政計画のですね、中で、町長は、今年度ですね、そういう事を、第三者の審議委員会をつくるということをおっしゃっていただきました。これらについてはですね、やはり、あの町長としてのですね、タコの用に自分の手足を食ってですね、自分たちの部下を、色々、こういう事に、指摘という事は大変辛い、しのびがたいものがあると思いますけれど、そういう専門家も入れた中で、各町民代表でですね、やはり進めていけばですね、町民の声として仕方がないというような中でですね、やはりやっていかないと佐用町の 10 年後ですね、やはり皆様もご存知のように、どこの集落行っても、空き家がドンドン増えてですね、そして、若者がいなくて、子ども達が激減し、そして、そういうふうに減っていっておりますのでですね、やはり、そういうふうな中でですね、かっちりとやっていただくのが、一番いいのかなと思っております。

ここでの質問として、以上でございます。

議長(西岡 正君) はい、それでは、町長、答弁願います。

### 〔町長 庵逧典章君 登壇〕

町長(庵逧典章君) 皆さん、改めましておはようございます。傍聴の皆さんもおはよう ございます。今日、3月議会に当たりまして、17 名の議員の皆さん方から、数々の質問 の通告をお受けいたしております。できる限りの答弁をさしていただきますけれども、ど うぞよろしくお願いをいたします。

それでは、まず最初に岡本義次議員からのご質問にお答えをさせていただきます。

まず、職員逮捕についてのご質問でございますが、1月19日の午後11時過ぎに地籍調査課の職員が収賄容疑で逮捕。2月8日に起訴され、2月10日と2月29日には、別件で

再逮捕されました。全体の奉仕者として、全力で職務に専念すべき本町の職員が収賄容疑で逮捕されたという事件が町民の皆様の信頼を著しく失墜させましたことについて、又合併後の町民の皆さんと力を合わせて、一緒になって、新しいまちづくりに取り組んでいる非常に大事な時期でありますだけに、誠に残念であり、大変申し訳なく深くお詫びを申し上げるところであります。

ご質問の何業者からいくらのお金が送っていたのかということでございますが、この件につきましては、今捜査中でありまして、兵庫県警から町に対して捜査の状況の説明や報告は何もありませんので、新聞やテレビ等のマスコミによる報道の範囲のことでしか、私も分からないのが実情であります。

次の、いつから始まり最後はいつなのかというご質問についても、当然、同じことが言えますので、捜査が終了し、全容が明らかになれば、答えが分かると思いますけれども、現在のところお答えすることは、明確なお答えをすることはできません。

次に、相手は水道業者だけなのかというご質問でございますが、この件につきましても、 報道されていますように、電気工事会社、水道工事会社、総合建設コンサルタント会社が、 関与しているということであります。

次に、他の課、他の職員等の確認はしたかということでありますが、2月の臨時議会で議員からのご質問にもお答をさしていただきましたように、私自身が確認することはできませんが、そのような他の職員、課が関与していることは、まず絶対ないというふうに信じております。

次に、町独自の調査や特別委員会等の設置ということでございますが、建設業者審査委員会において、再発防止に向けた検証や検討を行っておりますが、このような事件においては、町には捜査権がありませんので、町独自の捜査には限界があり非常に難しいということをご理解いただきたいと思いますが、また捜査の進捗によって、また、その全容が明らかになれば、町内部でも可能な範囲で調査検証を行っていき再発防止に向けた取組みが必要であるというふうに考えております。

次に、町長等の責任はどのように考えているかということでございますが、私といたしましても、当然大きな責任は感じております。しかし、町職員全員一人ひとりの行動全てを把握する事はできませんが、職員を管理監督する最高責任者である町長といたしまして、その責任を重く認識し、先般の議会にお願いしましたように、自らの処分を行い、また再発防止に向けて、職員を今後より一層指導していく、職員の指導に当たることが、私の責任ではないかというふうに考えております。

次に、どこに原因があったかということでありますが、色んな要因が重なった上での結果ではないかと思っておりますが、まずは、組織として十分なチェックができていなかったこと、できなかったことは、非常に残念であります。また、長年同じ職場での勤務によって、1人の職員が同じ仕事を、同じ仕事をですね、続けていった、そういう仕事の職務のあり方によって業者との不適切な関係ができていったというふうに分析をしております。そういう長年の勤務、同じ職場で同じ勤務、同じ仕事を1人の職員に任せるというようなことについて、これが原因であれば、この点についても、十分これは反省をしなければならないというふうに思っております。また、当然最後には、職員として、社会、法令の順守、社会規範を守るという、そういう面での自覚に欠けていたということは、当然、言えると思います。

次に、今後どのようにするのかということでありますが、既に課長会や職員全員集会を行って、この今回の事件を他人事とせず職員全員一人ひとりが自分の問題として反省をして、これからの仕事にあたるように、綱紀粛正の徹底を図っております。また、建設業者審査委員会において、随意契約、変更契約のあり方等について再発防止の指示もいたして

おります。今後も、こうした不祥事が再び起きないように、職員指導、公務員の基本でありますコンプライアンスの考え方を徹底し、町制への信頼回復を早急に図るための取組みを進めてまいりたいと考えております。

次に、町の財産についてのご質問でございます。

平成 19 年度予算におきまして、合併補助金で財産台帳の整理を行っているところであります。合併後、統一し決算書に分類計上いたしており、詳細につきましては、現在、財産台帳の整理精査中でございますので、明確なお答はできませんが、今後処分して活用を図らなければならない土地もかなりございます。これらの使い道の計画は、土地建物を含め、活用方法等関係各課で調整をいたしており、この内、売却可能な土地につきましては、20 年度の予算にも計上をいたしているところであります。

次に、町営住宅等の跡地はどうするかということでございますが、基本的に売却可能と思われる土地につきましては、若干の整備をしてでも、売却をしていく考えであります。 また、近隣の土地所有者、地域での有効利用等も念頭に置きながら、検討協議をしてまいりたいというふうに考えております。

次に、各課長に、色々と勉強をさせているかという質問でございますが、町有地の事だけでの勉強はいたしておりませんが、行政改革全般また課題ごとの検討委員会の組織、人事評価、この度の職員の不祥事等の問題等、機会あるごとに課長会等開きながら勉強をしてもらっております。

以上、この場での答弁とさせていただきます。

議長(西岡 正君) 岡本議員よろしいですか。

[岡本義君 挙手]

議長(西岡 正君) はい、岡本義次君。

4番(岡本義次君) ええ、それではですね、捜査がですね、まだ最終に至っておりませんので、当然、新聞とか、そういう報道の関係のでしか分からないということでございますけれど、新聞報道でよればですね、3件目の業者さんが、こないだ捕まった、逮捕された時にも、平成4年ぐらいな時から、その職員がですね、やはりそういう関係があってですね、新聞等に載っておりました。ですから、そういう以前から、そういう体質というのがですね、やはり、今町長答弁の中にございましたようにですね、長年、本人が20何年も同じ部署で同じようなことを担当して任しっぱなしであったような事が、まあ、そういう原因もあるわけでございますけれど、やはり、技術職と言えどもですね、そういう建設課なり他の、いわゆる技術を使う場所がございます。下水とかね。ですから、やはり、そういう1つの事を任せっきりにすることなくですね、やはり、そういう課を、課にですね、マルチ人間じゃございませんけれどですね、どの仕事もできるような格好の中でですね、やはり転勤させて、その仕事も覚えさす、また、そういう業者との、こういう今回の癒着というようなことがね、ないように思うんですけど、そこら辺、町長どうですか。

議長(西岡 正君) はい、答弁願います。はい、町長。

町長(庵逧典章君) あのまあ、町の色んな施設を管理したり、また、色々な業務を行っていく仕事というのは、たくさん分野があるわけです。その中で、技術的な知識、経験が必要な職種というのはですね、どうしても、かなりあります。どんな仕事でも、全ての事

が職員ができれば一番いいでしょうけども、中々1人の能力にも限界がありますし、色ん な施設をですね、きちっと効率良く、また確実に管理をしていこうとすればですね、やっ ぱし職員もかなり専門的にですね勉強し、経験を積んでいく職員も必要だというふうに思 うわけです。ですから、決して、その1つの仕事を長年やっていることが、そのもの全て が悪いというふうには思いません。町にとっては、それも必要な職員の力であり、仕事の あり方でもあろうかというところもあるわけです。しかし、それが、必要であれば、それ に対してきちっと、その1人に任せずにですね、組織として、これをチェックする管理を していくということを、一方ではやっていかなきゃいけない。まあ、そういう場合と、で きれば、当然、その1人の職員に、そういう加重、仕事を長年同じ事をしていくというこ とは、職員にとっても非常に逆に負担の面もあります。やはり、できるだけ可能な限りで すね、色んな仕事を覚えて、色んな職場で、やっぱし、それぞれの新しい力も発揮してい くという異動も当然必要です。限られたですね、人員、職員の中で、最大限の、能力をお 互い、それぞれが発揮できるように職員配置をしていくという事が、人事を管理している、 私、町長の最後の最終的な責任ではないかというふうに思っているわけですけれども、そ ういう面、非常に難しい面がたくさんありますけれども、できる限り、こういう職員のこ とも考え、また町としての責任ある仕事を行なっていく上での組織という仕事のあり方と いうことも十分まあ、今後検討しながら、考えながらですね、職員管理、職員の指導に当 たっていきたいというふに思っております。

### 〔岡本義君 挙手〕

議長(西岡 正君) はい、岡本義次君。

4番(岡本義次君) 確かですね、技術職の場合はですね、一般職と違って、そういう専 門分野持っておりますんでですね、中々人も少なくって、そういう次々と異動というんが、 難しい面もありますけれど、しかしですね、今申しましたように、発注業務のことにつき ましてはね、いわゆる水道課だったら、水道課だけじゃなくって、下水とか建設課とか、 そういう他の分野もございますんで、そういうふうな仕事を覚えさすという意味において もね、やはりお互い、1人で、それを任せっきりにするというんじゃなくって、やはり、 牽制し合えるような格好の中で2人一緒に、こう下の次の部下もですね、育てる意味もお いて一緒にこう、どちらも知っとって、その1人が業者と全部、そういうやりとりしてい って、そういう、こういう事をないようにいうことをね、やはり牽制言うんか、確認し合 えるようにね、持って行っていただきたい。一般職の方もですね、いわゆる町民の方が窓 口来てですね、A担当者が休んでおると、今日、ちょっと休んだり県庁へ出張してますと、 ちょっと分かりませんというような事が、ちょっと度々あると聞いておりますんで、私が、 今申し上げましたように、3つ、4つなり仕事をしておったり、お互い2人で1つの事じ ゃなくって、2人が3つ4つどっちも仕事をしておれば、片方が休んでおっても、片方の 者が、お客さんのお答は、こういう確認ですなっていう事で対処できるようにね、それを 町長として今後持って行っていただきたいと思っております。ですから、そういう何か、 あの町内、よくウロウロしておりますので、その業者さんに聞いてもね、業者さんにして も、私達も被害者であるというような声も聞きました。ですから、そこら辺がですね、い つも町長がおっしゃる、いわゆる真面目な人が30年、40年同じ所におっても悪い事せん 人は悪い事しません。最終的には、その人の倫理観でございますんで、ですから3人おっ ても、もし悪い事される人は、こういうふうな事態にも陥るんじゃないかと思っておりま す。ですから、それは、ほんまに一生懸命真面目にされとう方がね、私、冒頭申しました

ように、全く同じように見られたら辛いし、そんな事があってはならないと思っておりま す。ですから、町長、今、言いましたように、同じ所に 20 何年、同じ仕事させるという んは、やはり、こういう事の大きな要因なり原因になっておりますんで、3、4年なり、 そういう3つ、4つの仕事をお互いに確認し合って牽制し合ってですね、できるような格 好に、まず持って行っていただきたいと思っております。それから、町長はですね、先だ ってに、自分の責任ということで、3役含め、いわゆる水道課長もですね、減給という措 置をお取になったわけでございますけれどですね、やはり、あの、町長が、当初、こうい う事件が発覚した時に、直ぐですね、防災無線で町民の方に朝一番にお詫びもされたと、 それで私も、町長に申し上げたんは、いわゆる防災無線だけであれば、お仕事に行かれた り、また聞かれてない方があります。ですから、書面で持ってもね、やはり町民にお詫び しといてくださいよという事を申し上げたら、町長は、直ぐ広報にも載せていただいてね、 こういう不祥事の事についてお詫びもされました。こういう事が、町長として、やっぱり 町民にお詫び、頭を下げて、事実起った事はね、仕方がないいう事で、されたいう事は、 私は、良かったと、このように思っております。ですから、町民の方も、直ぐ朝、防災無 線で言われたいうことは、町長として好感持てるという声も聞きましたので、これから捜 査の段階でですね、どのようになっていくか分かりませんが、今、町長がおっしゃったよ うに、他の職員が2人目が、もう上がらないという、もう私も信じておりますけれどね、 やはり、業者さんは、まだどうなるんか分かりませんがですね、やはり、これが、明らか になった暁はね、やはり、その職員が、いわゆる手心を加えたり、またそういう賄賂もら って、我々の税金がね、やはり、もっと安く仕事が、業者さんができるんだったんかも分 からんけれど、入札金額を教える事によって、その入札でですね、やはり、そういう事を されたという事が、大変、やはり、我々一生懸命働いたですね、額に汗した税金がね、そ んだけ無駄に使われたという事にもつながると思いますんで、そこら、町長ひとつよろし くお願いしたいと思っております。それからですね、二度と起こさせないためにはいうこ とで、言われました。その中でね、町長、私も、去年、やはり職員がですね、まあ失礼な 言い方かも分からんけど、よく頑張る職員でも、彼のように逮捕されてね、そういう方で も金額はボーナスも昇給もね、いっつも5人走って5人1等賞という、こういう事は、私、 あきませんよ。ですから、信賞必罰よく頑張った人には、税金の滞納でも頑張ってね、取 りに行って兵庫県で一番になったりしたら、ドンドン5パーセントでもボーナスようけや ってくださいよと申し上げたん、去年 12 月からするって言われておったんできなんだん、 それどういう事ですか。

議長(西岡 正君) はい、答弁願います。

町長(庵逧典章君) あの、12 月からするというような事は言うてません。そういう事をね、するべきだという話は聞きましたけれども、今人事評価制度というのもですね、町としても当然採用して、今後、そういう人事評価という事も、この中で職員の給与にもこれは関係してきます。そういう取組みをねしていって、職員がやる気をドンドン、できるだけやる気を起こさせる引き出すというような取組みをしていくというような事で、今、進めております。しかし、まあ役場の仕事というのはですね、中々この人を評価する、仕事の内容を評価するといのは、非常に難しい。仕事が、その決められた製造業のように、いくらの物を生産したら、いくら利益が上がったというものではありませんのでね、そういう、その評価というのは、非常に難しい。だから、まあ、今まで、中々この人事評価ということができなかったという事だと思います。しかし、まあこういう時代の中でですね、全く皆がそれぞれ、もう年功序列だけでね、全て、この給与も全て何も同じという事がい

いのかと。この、そうではないと、やはり、この色んな仕事の中も、やっぱり評価すべきところは評価できる、するような方法というものをね、考え出して、今その評価制度について、管理職の皆さんが、特に、今、下、部下を評価しなきゃいけませんのでね、それの評価、研修を重ねているところです。4月から、一部それを取り入れていくという事になります。

# [岡本義君 挙手]

議長(西岡 正君) はい、岡本義次君。

4番(岡本義次君) 是非ですね、4月から、それは管理職だけですか。その取り入れは。

議長(西岡 正君) はい、答弁願います。

〔副町長 挙手〕

議長(西岡 正君) はい、副町長。

副町長(高見俊男君) 今、おっしゃったとおりで、この4月からは、管理職を対象に、今、 作業を進めております。

#### [岡本義君 挙手]

議長(西岡 正君) はい、岡本義次君。

4番(岡本義次君) この4月から、必ず管理職の方だけでもね、取り入れて、皆さんが、 やはり1つのテーマを持ってね、いわゆる、こういう事についても、二度と起こさせない ためにはどうするんやという勉強会も必ずやっていただいてね、そういう事を一生懸命頑 張っていただきたい。そして、一般の職員もですね、今年の10月か12月にはね、管理職 の方、試行されたら、持って行っていただくように、そして本当に頑張った職員がね、や っぱり頑張ったようにしてあげていただきたい。そして、こういう不祥事を起こせば、当 然、逮捕という事にもなるんかも分からんけれど、逮捕に至らない人でも、やはり、その 差というものは、あると思いますので、そこら辺、やはりメリハリ付けたね中で、緊張感 持ってやっていただきたいと思っております。まあ、これ以上、次の事で、入らせていた だきます。

今ですね、財産台帳の統一を図りですね、整備されておるという事でございますけれど、 やはりですね、これらも相手に、例えばですよ、上上月の住宅跡地につきましても、もう 既に撤廃しておりますけれど、私、ずっとウロウロしておったら、いっつも自動車が3台、 4台上に止まっております。ですから、これらもですね、そういう事であれば、職員の方 も、やっぱり町内、建設課長が担当かも分かりませんけれど、見られたらね、当然、月に 1台3,000円でももらってですね、駐車料金としてかせるとか、そういう事はお考えになった事はないんでしょうか。

議長(西岡 正君) はい、お答えください。

議長(西岡 正君) はい、町長。

町長(庵逧典章君) あの、上上月の住宅の除却した跡地、これについては建設課も、ま たまちづくり課なんかも含めてですね、これの活用方法等も話し合いはいたしております。 ただ、今上月小学校のですね、体育館を建設し、また来年度は運動場の整備も行います。 あそこは中学校があった所で、後の敷地の活用ですね、周辺として、まだ計画が十分され ておりませんし、整備がされておりません。それに隣接する土地なんですね。ですから、 まあ、その住宅地、跡地だけをですね、直ぐにどうの、処分と言いますか、活用しようと しても非常に難しい所があります。特に、住宅地は、上に古墳があったり、また古い住宅 の跡地で、そのままをですね、また新たに、例えば民間の住宅にしてくというのは、土地 ができる所もあるんですけれども、区画によっては、入口も進入路がなかったりですね、 非常に狭かったり、裏にその古墳があったり、非常に難しい点があって、できるだけ有効 な活用ができるようにね、若干の工事も行って、きちっとした形で処分ができればなとい うふうには思っていますし、周辺の、この整備を、全体をやっぱり考えて行く中で取り組 まなきゃいけないなと思ってます。ただ、今、岡本議員が言われる、その間ですね、その 駐車料金をどうのと言われますけれども、駐車場としてね、きちっと位置付けして、町が すればいいですけど、空き地であるから、町が、町の立場として、じゃあ、その、そこに 置いておられるのを駐車料金だけ取ると。若干、不定期の人に取るというような、いただ くというような事はできませんしね、まあ、できるだけ早く、その活用なり処分の方法を 考えて行くという事で力を入れたいというふうに思っております。

# [岡本義君 挙手]

議長(西岡 正君) はい、岡本義次君。

4番(岡本義次君) いや、町長ね、例えば、いわゆる、そこを古墳とか、そういう総合的なね、小学校とか中学校の中で考えて行くという事であれば、相当まだ先になるんじゃないか思うんですよ。ですから、やはり、そういう一般の方がね、事実3台、4台止めておるんであれば、契約書作って、渡す。いわゆる役場が何か都合ある時は、直ぐ出てくださいよ。しかし、月3,000円でも、車不定期に置いてくださいと。他の方の、やはりあなた達が、決められた1台だったら、1台の中に2台、3台と持っておられたらね、やはり、それは、不法駐車という事で、その他の方にもね、いわゆるなんじゃいな、あの人だけ2台、3台止めてええんかというふうにも、また言われますよ。ですから、そういう事のないように、私は、いつも言うようにね、正直者が馬鹿見ないような世の中にせんとあかんというんは、ここですよ。ですから、そこら辺、対応は、私、いっつも言うけど、緊張感なり対応が遅いって言うんや。役場。もっと本当にね、取り組んでやってください。

議長(西岡 正君) はい、町長。

町長(庵逧典章君) まあ、そういうふうに常時置いておられるというのは、私も、今聞きました。私が、何回か行っている時には、そういうね、駐車をされているような状態は見た事ないんですけれど、そういう臨時でね、近くに来られた人が置かれているぐらいでの駐車料金を取るという事は、中々これは難しいですけどもね、実態を見て、常時、そこ

に駐車をされているというような状態があるんであれば、その今後の計画の進め方、進み方の時間にもよりますけどね、当面まあ、中々それを具体的には、その処分ができないという事であれば、駐車場としてもね、活用できるんであれば活用すると。それから、まあ、止められている方が、どういう方が止められているのか、それによっては、必要であればね、その方が、そこに止める必要があるんだったら、それはまあ、今お話のように、今、住宅、他の地域の住宅においても、住宅に入っておられる方も、第2駐車場については、駐車料金をもらうという事で、2台目、3台目をしておりますのでね、そういう取り扱いにするように、これは担当課長、今日、聞いておりますから、それは、そういう調査をして対処をさせていただきます。

[岡本義君 挙手]

議長(西岡 正君) はい、岡本義次君。

4番(岡本義次君) そうですね、やはり自分所のね、役場の財産は、皆さん、どこが役 場の土地や建物や言うんはご存知のはずです。ですから、他の仕事で、車、町内、ちょっ と連絡があって三日月行くとか、久崎の水道所へ行くとか、その時にね、やはり常に自分 所の財産であれば、どんな状態で、誰かごみでも捨ててないかとかね、自動車置いてない かとか、そこら辺の確認ぐらいはね、やはり上月支所でも、あの役場の今度の上上月の住 宅と、ものの 100 メーター程ですよ。ですから、ちょっと、見たら分かるんですよ。です から、何でも。そういう1つのね、やはり気配り目配り、そういうようなんが、やはり、 中々足らんという事でございます。ですから、そういう事を、私、まあくどくど申しませ んけれどね、やはり、そういう役場が今後ですね、国が800兆円、地方が200兆円超えて 1,000 兆、こんな中でね、もう地方は地方でやれと、もう見放されたような格好になって ます。ですから、10年は合併したからと言ってね、その交付税もですね、率にしては、 そりゃ、保障してやるということでございますけれど、もう佐用の本当にいつも、私いつ も申しますけれど、10年後の佐用どうなるんですかと。今から、皆さん、知恵出して、 汗出して頑張っていかんとすぼんでしまいますで。ほんまに。ですから、今の内に、皆さ んが1つのテーマ持ってね、やはり取り組んで、今後5年後には、こういうやつの佐用、 若者が1人でも2人でも残れるような、子ども、ちょっとでも産んでですね、ここに定着 してくれると、そういう事をね、常に頭に持って頑張ってやっていっていただきたいと思 っておりますが、町長、いかがでしょうか。

議長(西岡 正君) はい、答弁願います。

町長(庵逧典章君) まあ、たくさんの、まあそういう課題がある中で、非常にまあ、厳しい、今財政状況、これをどう乗り越えていくか、これは、当然、私達町長、1人でできることではありませんし、これは役場として職員1人ひとりがですね、その事を考えて、まあ、それぞれの立場で、仕事の中でね、そういう今、お話のような気持ちで職務に当たって行く事が一番大事だというふうに思います。

[岡本義君 挙手]

議長(西岡 正君) はい、岡本義次君。

4番(岡本義次君) ですからね、今、リバーサイドとか、そういう上月の自分所の役場 の土地にね、例えば、看板1つ、例えば、どういうお金が兵信にしてくださいとか、播信 にしてくださいとか、農協、そういう看板とかね、それから今度、光ファイバーできます ね、ですから光ファイバーの中でね、そういう1つの、町長、去年でしたか、私、やりと りの中で、そういう事もメディア使ってですね、やって行きたいと、こういうような事で ございますけれど、それも、どういうふうになっておるんか、止まってしまっておるんか、 勉強されとんか、全然、その方、聞いておりませんがね、やはり、そういう事を、ひとつ 使ってでもね、テーマを持って、これはまちづくり課長やっておけよと、考えとけよと、 ほな、今の広報でもね、そういう事でも、そういう1つの宣伝入れる事によってね、ある 程度、広報の料金ぐらいは無料になってできるような事を考えていかんとね。今、町長、 おっしゃいましたように、私、いっつも申します。町長、1人だったら、こんだけ一杯の 仕事できません。ですから、副町長、総務課長、いつまでにやっておけって、ほいで見て みいと、それでよろしいやん。それで、できとうかできてなかったら、また、信賞必罰の 中で考えられたらいいんですよ。ですから、そういうふうにね、やはり、やっていただき たいと思っております。時間も、まだちょっと 20 分もありますけれど、今日は、この辺 で、おかしておきます。まあ、どうぞ皆さん、お互いに私達も頑張りますんで、佐用のね、 町民の町や村が良くなるようにお互い元気で頑張って行きましょうと思ってます。以上で す。ありがとうございました。

議長(西岡 正君) はい、岡本義次君の発言は終わりました。 続いて、9番、敏森正勝君の質問を許可いたします。

〔9番 敏森正勝君 登壇〕

9番(敏森正勝君) 9番議席の敏森でござます。

歩行者道とバイパスの早期実現と題しまして質問いたします。

風邪のために聞き苦しい点がありますが、よろしくお願いいたしたいと思います。

合併前、平成 17 年 3 月議会において質問しましたが、関連項目を含め、再度質問いたします。

最近、報道関係によりますと、登校中の児童の列に車で突っ込み多数の犠牲者を出したり、家には大型車、またひき逃げ事件、引ったくり等聞きますが、歩道が完備しておれば幾分か、この様な事件が少なくなるのではないかと思います。県道または国道 179 号線、373 号線においても工事がしにくい所はできていません。その様な所は一番危険な場所であると思っております。道路整備は少しずつ良くなって来ておりますけれども、道路財源でありますガソリン税も国の方では問題になっております。北海道では、特定財源投入により消えた 540 億円、道路として話題になっておりますが、完成せず途中で止めてしまうことは、税金の無駄使いとしか言いようがありません。町内においても歩道をつくるために、約 20 年も前に県が用地買収した所も一向に工事が進まない。家がない所だから、後々でも良いと思っているのか。工事費が高額になるから後回しなのか。予算計上も中々しない。人の命とどちらが大事なのかということではないでしょうか。国道や県道であるため、積極的な陳情を繰り返し、早期実現に向けて県への働きかけをお願いしたい。

また、バイパス問題も途中で切れてしまっておりますが、その後の状況をお知らせ願いたいと思います。

この場での質問を終わります。

議長(西岡 正君) はい、町長、答弁願います。

#### 〔町長 庵逧典章君 登壇〕

町長(庵逧典章君) それでは、敏森議員からのご質問にお答えさせていただきます。

議員ご指摘のように車社会の中で一般的に交通弱者と言われております主に子どもやお年寄りの歩行者への安全安心を確保することは、道路管理者としての責務であるというふうに認識しております。町内には、国道 2 路線約 43 キロメートル、県道 19 路線約 135 キロメートルあるわけですが、それぞれの歩道の設置率となりますと国道で約 70 パーセント強、県道では、主要県道 3 路線にあっては、かなりの設置率となっておりますが、一般県道の設置率は、まだまだ低く国県道併せて約 3 分の 1 程度と推測をされ安全性は充分に確保されているとは言えないというふうに思っております。

歩道設置には、どうしても種々の制約、例えば児童生徒数、交通量、民家の有無等々でありますが、その他にも地権者等のご理解も当然必要となります。またご承知のとおり、国・県の財政状況も厳しいものがありますが、今後、関係者の方々のご理解とご協力をいただきながら、国県へも予算の確保、そして事業の推進について積極的な働きかけを行ってまいりたいと考えております。

次に、徳久バイパス建設事業につきましては、昨年の1月30日にバイパス建設促進協議会主催による地元説明会を開催し、事業内容をご理解をいただき早期の公共事業採択を目指して動き出したところであります。19年度は、地形・地質調査と太田井橋付近の交通量調査も併せて実施されておりまして、平成20年度にはボーリング調査・道路予備設計が計画をされております。来年度以降、大幅な県単独事業の削減方針案による影響を心配しておりますが、方向性に若干でも変更が判明すれば、また協議会等にもお知らせする場を設けたいと考えておりますので、ご理解いただきたいというふうに思います。

以上、簡単ですけれども、この場での敏森議員からのご質問に対しての、答弁とさせて いただきます。

#### 〔敏森君 挙手〕

議長(西岡 正君) はい、敏森正勝君。

9番(敏森正勝君) 国土の発展は道路にある。道なくして発展はありません。安全安心な道は人間が工夫してつくるものであります。時には曲線、それも角度があります。急カーブをつくる新設道路はありません。道路も高速化時代であり、バイパスであっても自動車専用道路とするのはどうか。両側に自転車歩行者道を計画しておくべきだと思いますが、その点はどうでしょうか。

議長(西岡 正君) はい、町長、答弁願います。

町長(庵逧典章君) 一般国道、当然あります。そういう歩道を、できれば理想的に言えば、両側に歩道もある道路をつくっていただければ一番いいわけです。まあ、しかし、これは、この建設促進協議会でも色々と県からも説明を受けておりますけども、やはり、この、ここの今の非常に厳しい道路財源、財政の中でですね、この事業を早期に早く採択を受けて進めていこうとすればですね、まあ、現在ある道路を、歩道を活用しながら、少しでも公費の全体的な、やっぱし縮減、これもやっぱし図らないと、中々予算全体の確保が

できないということを、まあ説明を受けているわけです。できるだけ早く工事を行っていただいて完成をしていただきたいということが、まあ最優先の中でですね、やむを得ないのではないかということで、現在の案となっております。まあ、今、そういう予備設計をした中でですね、これは、今度、国の採択を受けなきゃいけない。国交省での協議があるわけですけども、そういう中で、再度要望としては、引き続いてですね、歩道も十分にとったバイパスをつくって欲しいという要望、願いはですね、引き続いて行っていきたいというふうには考えておりますけども、それが条件でないと駄目だということでは、中々先へ進まないということでないかというふうに思いますので、その点は、ご理解をいただきたいと思います。

〔敏森君 挙手〕

議長(西岡 正君) はい、敏森正勝君。

9番(敏森正勝君) 厳しい道路財源であることは、分かっておりますけれども、特に住宅のある付近は、歩道を計画し、新設しておりますけれども、山裾等につきましては、工事費が高く付くためか、中々工事が始まらない。一番工事がして欲しい所ができていない。そういう事が考えられますが、これは、どう考えられるでしょうか。

議長(西岡 正君) はい、答弁願います。

町長(庵逧典章君) 道路は、ずっとつながっているものですから、全部がつながった道路、また歩道をつくっていくのが最終的な工事完了という形になるんですけれども、その現在できていない所というのは、その周辺部山裾だけじゃなくてですね、逆に新しく道路を改良する所は、必要な所は歩道が付き、歩道を付けて形で整備がされております。しかし、住宅地、民家の密集地であってもですね、中々工事が進んでいない所については、歩道のない所が、まだまだたくさんあるわけです。まあ、上月の久崎においてもですね、また中上月の方においてもですね、現在の徳久に、南光、徳久においてもですね、今、三日月がやっと整備をして進んでおりますけども、それもまだまだ時間が掛かります。そういう事で道路建設というのは、本当に時間が掛かりますし、その歩道だけを先付けるという事もありますけども、全体のやっぱし交通量なり、この社会の状況に合わせて、車の大型化、そういう事も併せてですね、将来の道路に建設改良をしていこうとすればですね、それに合わせた形で歩道も設置をいう事で、遅れているということだと思います。まあ、その数値が、今やっと完全な改良ができていなくても、中で70パーセント、国道で70パーセントぐらいということになっているわけです。

〔敏森君 挙手〕

議長(西岡 正君) はい、敏森正勝君。

9番(敏森正勝君) 国道の373号線の佐用地区だけでも、平福とか、あるいは峠、中土 居、大船、上石井等が歩道がない所が非常にあるというふうに思っております。今日のよ うに雪道の時に自動車のタイヤ跡を単車や自転車等で通ろうとする非常に危ない状況で はないかなというふうに思うわけですが、こういった所についての陳情等は、最近されて おりますか、どないですか。 議長(西岡 正君) はい、町長、答弁願います。

当然、あの、これまで長年、ずっと引き続いてですね、その 373 そ 町長(庵逧典章君) して 179 等の改良工事を要望して来ております。ただ、まあ具体的な箇所としてはですね、 やはり県においても予算が、ある程度限られた中で、当面必要なと言うんですか、緊急な 所からということになって来ておりまして、全線全部直ぐにやってくれと言っても、これ は中々実現しない。特に今、やっと平福、今、延吉の所でですね、以前から子ども達の通 学等、非常に国道渡ったり、また歩くのに、カーブがあってですね、危ない所がありまし た。やっとまあ、そこがですね、今、整備、今、歩道を整備していただいております。そ れによって、既にまあ整備された延吉のずっと上の方から道の駅の方までですね、つなが った歩道が完成をしていくという事です。これも時間にすれば、早 10 何年掛かって、や っとそこまでできてきたという事です。で、上石井の方の奥についても、当然まあ、要望 は全線しておりますけども、まだまだ、そこまで実際には行かないというのが現実ですし、 今回姫鳥道がですね、一般国道として建設をされて、大型車は、多分ほとんど全て、そこ へ走るように通常はなってくると思います。そういう中で、今後まあ、現在の国道の、そ ういう歩道まで付けた改良というのは、見通しとしては非常に難しいというふうには思い ます。

〔敏森君 挙手〕

議長(西岡 正君) はい、敏森正勝君。

9番(敏森正勝君) まあ、国道あるいはまた町道としての事も、色々とあるわけなんですけれども、1つだけ、町道としての歩道は、ほとんどないんではないかなというふうに思いますが、唯一の町道であります末広久崎線、これも歩道が途切れて非常に危険な箇所が、危険な箇所に歩道がないというような状況も考えられるんではないかなというふうに思いますが、この点はどないでしょうか。

議長(西岡 正君) はい、答弁願います。

〔町長 挙手〕

議長(西岡 正君) はい、町長。

町長(庵逧典章君) 町道においてもですね、まあ、公共事業なんかで改良していく所においては、歩道も付いた、付けた道路として改良をしております。まあ、末広久崎線等においてもですね、まあ歩道のある所とない所があります。これは、まあ県道においても同じような状況で、今後、改良をする段階で、それも含めた形で取り組んでいかなきゃいけないという形になりまして、歩道だけを設置するような形での事業をね、やっぱし今やっていくだけの余裕はありません。

〔敏森君 挙手〕

議長(西岡 正君) はい、敏森正勝君。

9番(敏森正勝君) 先日のニュースであったんですが、バイクによる引ったくり等で被害に遭われた人も非常にこうあります。歩行者道でバイクで走る事は交通違反であります。歩行者のために車道との境にガードレールを付けることはできないでしょうか。特に、場所にもよりますけれど、被害が少なくなればというための話でもありますので、境にガードレールという事はどないでしょうか。

議長(西岡 正君) はい、町長。

町長(庵逧典章君) あの、まあ、引ったくりというようなですね、事件も起きる可能性もありますけども、大阪とか都市部とは違いますので、その事があるから、危険が非常に高いから、そういう対策をするという事までは、やっぱし今のところできないと思います。また、歩道と車道の間にですね、ガードレールというのは、逆に、それが邪魔になってですね、非常に見にくかったり、通行のまた障害になって来ると。以前、中学校の、私とこの例で行くと、中学校の下の道路がですね、そういう歩道と車道をガードレールで分けてしたことありました。これは、まあ非常にまあ、完全な物でなかったから余計なんですけれども、非常に危なくて、それに引っ掛かったり、自転車が引っ掛かったりしてですね、撤去して歩道に、きちっとした歩道に変えました。そういう状況で、まあ、あまり道路の中に、そういう工作物をね、高い物を置くというのは、通行上は非常に、逆に危険な部分が出て来るんではないかと思います。

〔敏森君 挙手〕

議長(西岡 正君) はい、敏森正勝君。

9番(敏森正勝君) まあ、その分、ある程度、その面積的に幅員を取ればいいのかなという感じもいたしますけれども、先般ですね、片山議員が一般質問で橋梁の話がありましたが、昭和38年7月11日の大洪水によりまして千種川の橋がほとんどなくなりましたが、災害復旧によって、H銅の9トン加重の橋がほとんどであったというふうに思っております。しかし、現在において非常に狭く歩行者道まで付けた町道橋は少ない。2車線道路として僅かしかありませんが、これらにしても現在の規格に合わないのではないかなというふうに思っておりますが、その点は、どないでしょうか。

議長(西岡 正君) はい、答弁願います。

町長(庵逧典章君) これは道路と同じようにですね、橋梁も橋も昔、施工、つくって、 その時代とともにですね、今の状況には社会に合わないような所がたくさんあります。非 常に狭くてですね、また、その重量、加重制限しなきゃいけないような、そういう橋もあ るわけです。この点いついては、順次ですね架替を行ったり、まあ災害等において、新し く橋に架替て行くというような事も、当然、取り組んでおります。それは、まあ順次、こ うやっていかなければならない課題だと思います。

〔敏森君 挙手〕

議長(西岡 正君) はい、敏森正勝君。

9番(敏森正勝君) 昭和 38年当時は、650万から 800万円程度の工事費であったように思います。しかし、現在は、何倍の工事費になるか分かりませんが、幅員の広い橋が必要であり、是非人口密度の高い所から早くお願いをしたいなというふうに思っております。堤防兼用道路を通学路として使用の場合に登校中と通勤中が重なり危険であることに間違いはありません。歩道をつくり車道と歩道を区別するように、先程も話がございましたけれど、ガードレールを設置して安全安心を確保していただきたいなというふうに思っておりますが、また、それは、2Hルールとは別問題かもしれませんが、それに違反するのかどうかもお聞きしたいなというふうに思います。

議長(西岡 正君) はい、答弁願います。

〔建設課長 挙手〕

議長(西岡 正君) はい、建設課長。

建設課長(野村正明君) 堤防兼用道路ですか、そういった部分、町内には、全部掌握、私自身は、恥ずかしいんですけども、してないんですけども、例えば、そこらあたりですね、教育委員会とも連携をとりながら、その通勤者の時間帯言うんですかね、子どもさんが通る時は、やはり子どもさんが安心して通るというふうな手立てを是非していただきたいなというふうに思いますし、今、議員お尋ねの、そういった堤防は、かなり、そんな余裕がない道だと基本的に思いますので、歩道までどうかなという気はいたします。しかしながら、また後ほどですね、またこちらの方から町内をくまなく、当然今、先程、町長が申しました橋の問題もございますので、そういった箇所に今後ですね、橋の長寿命化の問題も出てきます。そういった部分で並行して、できるだけ頑張って調査していきたいというふうには思います。

議長(西岡 正君) はい、よろしいですか。

9番(敏森正勝君) 2 Hルールは分かりますか。

建設課長(野村正明君) すいません、恥ずかしいんです、分かりません。

9番(敏森正勝君) 2 Hルールと言いますのは、堤防と兼用道路に使っている中に、下水とか、下水管とか、それから上水とかいった物を中に入れてしまういうことはできないという事でございます。それは、2 Hというのは、高さに対して高さの2 倍向こう側に入れなあかんという事が、その2 Hルールだというふうに思っておりますが、これは県の土木へ行って聞いてもらったら分かると思うんですけれども、そういう事をする、ガードレールを、もしそこに設置したとしたら、その2 Hルールに違反するのかなというふうに、ちょっと思うたんで、そういった所を聞きたかったなと思っております。

〔建設課長 挙手〕

議長(西岡 正君) はい、建設課長。

建設課長(野村正明君) 申し訳ないんですけども、その事も含めて、また土木にですね、ご 指導を仰ぎたいなというふうに思います。

〔町長 挙手〕

議長(西岡 正君) はい、町長。

町長(庵逧典章君) これは、あの、一般的に考えていただければ分かりますようにね、河川の管理道等についても一般の道路として使っている所もたくさんあります。その辺は、ガードレール等はね、必要であれば危険防止のために付けておりますし、今、敏森議員おっしゃる 2 Hルールというのは、私も分かりましたけれども、そういう埋設物、構造物をですね、そういう影響範囲内の中に入れてはいけないという事であって、ガードレール等はね、もし必要ならば、それは上に付ける附属物ですから、それは許可さえ受ければ付ける事はできます。ただ、管理道というのは、基本的にですね、車道と歩道を分けるような幅員の 5 メーターも 6 メーターもあるような道路は基本的にはありませんから、それは、ちょっと無理だと思いますけどもね。

〔敏森君 挙手〕

議長(西岡 正君) はい、敏森正勝君。

9番(敏森正勝君) まあ、だいたい分かりました。

毎日通行している人は、これが自然だと思い気が付きませんけれども、時々しか通らない人は、なぜこのような危険な所に歩道がないのかなというふうに思うだろうと思います。まあ、自分達が通っている所につきましても、道路の中には窪みがあったりとか、色々する所、この辺には、窪みがあるなというような事を思いますけれども、まあ、けども、その危険な所、歩道、歩道がない。先程も言いましたけれども、そういうように思うんです。で、できれば、そういう危険な所になるべくなら早くやっていただけたらどうかなというふうに思うんですけれども、用地の地権者の件もありますけれど、その辺はどないでしょうか。

町長(庵逧典章君) 先程も、答弁させていただきましたけれども、確かに、危険な所が、非常に工事が難しい、また工事費も掛かる。まあ、危険な所というのは、どういう形で危険かという事ですけども、やはり通行量が多い、人がたくさん、そこらに歩かれる方がたくさんいらっしゃるという所が、やっぱしまず優先からしたら早くやって欲しいという事でお願いをしている所ですね。だから、人家の密集地、先程言いましたように、国道においても、まだほとんど、そういう所、上月においても、今、南光においてもできてないという事です。ですから、そういう所を何とか早くやって欲しいという中で、今回バイパス。それから中上月においても踏切から、今、できてる所、歩道をつくるという事で、5年間で、これをやろうという事になって来たわけです。それから、まあ久崎等においてもですね、これをどうするか。バイパスにするのか、中々バイパスにする土地がない、場所がないという事で、今の現道を拡幅するのかという課題が残るわけです。そういう事で、今、危険な箇所というのをね、中で非常に、そこら辺りをやるには、莫大な予算が掛かります。ですから、まあ、一番、ひとつそういう方向は出て、じゃあ、これから順次やっていただくという事で、今、方向が出た所にね、この道路財源という問題が出ております。こうい

う問題で、また、そういう事業がですね、遅れていくという事、また、実現、これが一旦 休止でもされるという事は、非常に辛いという事だと思いますので、まあ、財源をしっか りと確保していただいてね、地方には、こういう道路、本来ならバイパスなりですね、そ ういう形で、もうできていなきゃいけない所が、まだできていないんだという事で要望を 続けていきたいと思っております。

〔敏森君 挙手〕

議長(西岡 正君) はい、敏森正勝君。

9番(敏森正勝君) 県の方も非常に苦しい財政と聞きますけれども、県単事業は無理とは言え、死亡事故が起きない限り施工しないのかなというふうな感じもいたします。昔は歩行者道であったので、幅員も狭かったわけですけれども、今は、自転車歩行者道として幅員も広くなってきましたが、現在は何メートルくらいになっておりますか。

〔建設課長 挙手〕

議長(西岡 正君) はい、建設課長。

建設課長(野村正明君) 色々時代の変遷によっても違うんですけれども、現在は、基本としては 2.5 メートルでございます。

議長(西岡 正君) はい、よろしいですか。

〔敏森君 挙手〕

議長(西岡 正君) はい、敏森正勝君。

9番(敏森正勝君) 最近、よく雪が降ったりしておりますけれども、非常に狭い所がございます。まあ、できれば、2.5 メートルぐらいあれば非常にありがたいなというふうに思いますが、まあ雪が降って歩道ができていても車道にはエンカルがまいてありますけれども、歩道にはまいていないために通学時間帯には危険そのものであります。中学校、高校生は、自転車通学が非常に多く巻き添えを起こさないように気を付けて通行していただきたいと思いますけれども、歩道にもエンカルをまくようにできないか、県に要望していただきたいなというふうに思いますが。

〔町長 挙手〕

# 〔建設課長 挙手〕

議長(西岡 正君) はい、建設課長、はい、町長。ちょっと、どちらか片方でお願いします。

町長(庵逧典章君) まあ、最近は、かなりこう雪の予報と天気予報をして事前にエンカルをですね、こう散布していただいたりというような事もしていただいておりますけれど

も、やはり、これ人の手でですね、まくという事は、非常にまあ、時間的にもですね、難しいし、経費的にも大変難しい。ですから、今まあ、そういう散布自動、自動散布していくような車輌でですねまいていただいております。ですから、まあ、それは、中々歩道までですね、まくという事は、非常に、そういう機械が使えないし、時間的にも、これは無理だというふうに思います。ですから、車道にまいていただいているだけでも、これは状況としては認めていただかなきゃ、認めていかなきゃしょうがないかなというふうに思いますし、歩道等について、そういう危ない所、特に橋とか、そういう上で凍った所、こういう点についてはね、地域の皆さんも町としても、そのエンカルを購入して、そこに凍りそうな所には配布したりして、それぞれ置いてますのでね、できるだけ地域でも気を付けていただきたいというふうに思います。

〔敏森君 挙手〕

議長(西岡 正君) はい、敏森正勝君。

9番(敏森正勝君) ちょっと、また話を変えますけれども、上三河平福線はカーブも多く歩道としての箇所は、ほとんどなく県道であるために陳情ができているのかどうかなという不安でありますけれども、その点は、どないでしょうか。

議長(西岡 正君) はい、町長。

町長(庵逧典章君) 上三河平福線につきましては、これも改良の期成同盟会もつくって、 長年、その要望をしてきております。ですから、まあ、こう十分に改良についても歩道の 付いた所もありますけれども、歩道もない所、歩道のないような形での改良、暫定的な改良もあります。で、この度の合併に伴いまして、合併支援路線として、一応指定を受けて ですね、現在、庵地区内で改良工事が進めていただいて、来年度また庵から平福の朝霧園 の下の所までを一気に公共で改良すると。これは、歩道付きの改良になるというふうに思っております。それから国道までの間ですね、後、これについても、今度、県でやっていただく、改良工事に取り組んでいただくという事で、一応基本的な測量等について立ち会いなんかをしていただいているんですけれども、ここに来て県の財政改革、道路財源が非常になくなってきたという事でね、この点が一番心配をしているところです。ですから、 上三河も平福線も昔と比べればかなりね、こう改良されている部分、してきております。 全線の改良というのは、まだまだ時間掛かると思いますけれども、そういう事で、かなり 力を入れて取組んでいただいている路線である事は間違いないと思います。

〔敏森君 挙手〕

議長(西岡 正君) はい、敏森正勝君。

9番(敏森正勝君) 徳久バイパスの件でございますが、音なしの構えで、今どうなっているのかなと。足踏み状態なのか時間帯によっては停滞が続き、国道でありますので、ルートを決定しても、中々進まない。で、先程も話の中でありましたけれども、県の意向は先程言われたような状況に、状況で事業が進められるのかどうかなというふうに思いますが、噂では法面道路なのか、あるいはまた高架橋でトンネルの所まで行くのか、住民は不安でたまらないと聞きましたが、どのような設計になっているのかお知らせを願いたいな

というふうに思います。

また、もう1点、県財政も非常に厳しく、本当にできるのかどうかなという心配もござますが、その点はどないでしょうか。

議長(西岡 正君) はい、町長。

徳久バイパスについてね、今、何か進んでないように思われてると 町長(庵逧典章君) いう事なんですけれども、これは昨年の、この地元説明会ですね、バイパスの建設促進協 議会を作っていただいて、今後の取組み、スケジュール等についても、大体県の方針とし て、こうお話をいただいております。ですから、先程答弁させていただいたように 19 年 度も基本的調査を行いですね、20 年度には地質調査等を行っていくという事で、そうい う中から、事業採択、実際の正式なね、採択に向けた設計、基本、予備設計と言うんです けれども、行って、それによって公共事業としての国の採択、認可を受けていくという事 です。ですから、音なしの構えじゃなくって、それぞれ土木の方においてはですね、取組 んでいただいておりますしね、住民の皆さんにも、そういう形で現地に入って、そのドン ドン進めて行くというのは、まだまだ時間が掛かりますよと、そういう、これだけの事業 を行なうためには、こういう作業が、これから必要ですという事を、ちゃんと説明をして おりますし、若干その県の財政状況の中で、この全体の事業期間がですね、延びるという 可能性は、当然危惧はしておりますけれども、これは国の公共事業でありますから、県単 費で県単独だけでやる事業ではありません。しかし、まあ、そうは言っても、国と言って も県もこれには県のお金が一緒に、これ建設をしていくという事になりますからね、影響 はあると思います。しかし、これは、町としても一番大きな幹線道路として重要な事業と いうことで、度々県にも、そして知事にも、また県民局長にもお話し、土木部長にもお話 をして、先般も道路財源の中でですね、大会があったんですけれども、やはり、地方、私 達の町の道路状況というのを、私も発表させていただいて、道路財源が、この今の現在の ね、国会で論議されている、そのもう既に、1つの役割を果たしたんではなかというよう な事を言われている点がありますけども、この 50 年の、ずっとまあ、この暫定税率が続 いていると、それがおかしいという論議についてはですね、50 年掛けて、やっとここま で来たけれども、まだまだ残っていると。道路というのは、それだけ時間掛けなければ、 改良、こうできないもんなんだ。それをやっぱしできてしまった、見通しがつきですね、 ちゃんとやっぱし、きちっとできて、できているという状況を、やっぱり見ていただてか ら、財源を確保、もういらないとか、もう必要ないと言われるんだったら分かりますけど も、地方においては、やっとこれからやっていただかないけないという、待って待ってし ていたものがですね、ここで必要ないと言われるのは、非常にまあ、状況を十分に正確に 把握されていないと言わざるを得ないという事でお話もさせていただいたところです。そ ういう中で、県の課長もですね、この徳久バイパスについては、県としても1つの大きな 重要な路線としてよく頭に入れて考えて取組んで行きますからという事も、私にもお話を いただいておりますのでね、現在のところ当初の計画に基づいて進めていただいていると いうふうに思っております。

〔敏森君 挙手〕

議長(西岡 正君) はい、敏森正勝君。

9番(敏森正勝君) 先程の件につきましては、2,3日前に、ちょっと聞きましたので、

話をさせていただいたんですけれども、もう1点だけ、ちょっとお聞きしたいんですが、バイパス開通によりまして旧道を払い下げ町道に認定している箇所があると思いますが、まあこの件につきまして、町道に払い下げしられると、その分の管理をほとんど町がしなければいけないという状況になってくるだろうと思いますが、まあ、そういった場合に、管理を町道としてする場合には、非常にこう無理が来るんではないかなというふうに思いますけども、そういった点について、どない思いますか。

議長(西岡 正君) はい、町長。

町長(庵逧典章君) まあ、バイパスとか新しい路線でですね、県道や国道を改良して要 望してつくっていただくと、改良していただくという事になると、後、それまでの路線に ついては、これはまあ当然廃止するわけにはいかないわけです。そこには、町民の皆さん、 住民の民さんが、それぞれの形で生活をされておりますし、農地があり、色んな形で、そ の道路というのは当然、引き続いて必要な道路ですね。しかし、まあ、そのバイパスにお いては、一般の町外の方の通行車輌、通過車輌においては、もういらなくなるわけですか ら、これはやはり町民の生活、一般的な日常生活に必要な道路という形で残していただく と、残すという事になりますから、これはやはり町が今度は管理をしていく、これはやむ を得ないと思います。ただ、それ町へ移管を受ける時にね、後大きな改良工事が必要だと か、道路が壊れてて、それを修繕しなきゃいけないとか、そういう形では困りますから、 道路としての、きちっとした、そういった改良、修繕なり改良を行った上でね、まあ町道 として引き受けるという事になります。当然、それに対する後、今後の維持管理について 町が負担していくというのは、財政的な負担があるわけですけれども、これは、やはりさ っきも言いましたような町民生活にとって必要な物という事の中で、それはやむを得ない というんか、当然の事だと思いますし、この点については、それぞれ道路認定を受けて道 路の延長路線の中で交付税等の算定の基準にもなっていますのでね、若干は、そういう点 では、当然、町が丸々増えるというんじゃなくって、そういう点での財政的な措置は、国 から言え、国や県から言えば、そういう形もしてあるという事になるんではないかと思い ます。はい。

# 〔敏森君 挙手〕

議長(西岡 正君) はい、敏森正勝君。

9番(敏森正勝君) それは、どうしても町道に払い下げないけんのんでしょうかね。県 道でそのまま残すわけにいかんのんでしょうかね。

議長(西岡 正君) はい、町長。

町長(庵逧典章君) それは、やっぱし何々ルートと路線というのが決まってて、そこを 今度新たな路線になるとね、その例えば県道若桜南光線ですか、今の三河バイパスをです よ、その2本、その県道が残っていると同じ路線が残っているというわけには、私はいか ないと、道路法上もいかないと思いますよ。

議長(西岡 正君) はい、よろしいですか。

## 〔敏森君 挙手〕

議長(西岡 正君) はい、敏森正勝君。

9番(敏森正勝君) ずっと昔の事なんですけれども、僅かな県道であったわけなんですけれど、町道に払い下げしてもらいたいと。してもらいたいじゃない、して欲しいというような意見が、県の方からあったわけなんですけれど、そういう事をすると、町に負担が掛かるという状況の中で、要りませんという話をした覚えがあるんですけれど、そういった事がありますので、ちょっと先程聞いたような状況でございます。

時間的に非常に長い時間で、この1つの問題だけに取らさせていただきましたけれど、 これで終わらさせていただいたいと思います。どうもありがとうございました。

議長(西岡 正君) 敏森正勝君の発言は終わりました。 続いて、新田俊一君の質問を許可いたします。

# [2番 新田俊一君 登壇]

2番(新田俊一君) 2番議席の新田です。昨今、新聞紙上やテレビ等で中国産の冷凍食品についてですが、冷凍餃子、冷凍さば、冷凍ロールキャベツ、冷凍にらまん等々多くの品物が話題になっていますが、国民全てが安心で安全な食を求めておりますが、今現在は不安な状況であると思われますが、佐用町においても、もっと関心を持って精査すべきであると思いますので、農業生産の安全性について、次の4点についてお伺いをいたします。

番目ですが、先程のと多少重複しますが、今世界中で話題になっている中国産の毒入り餃子、中国産野菜の農薬の問題等々、社会問題になっておりますが、町長は、この対応をどう考えられますか。

番目ですが、われわれ国民は安心で安全な食生活をする権利があると思いますが、外国産はもとより国内産の農薬の濃度についても検査はきちっとされているのかお伺いをいたします。

点目ですが、12 月の質問でお伺いしましたが、石油高により農業者はもとより町民も大変困っておりますので、計画を立てて農業者への支援と対策を考えてくださいと質問しましたところ、町長は、町単位の補助金、国県の補助金を有効に考えて支援対策を考えて行きたいと答弁されましたが、何か具体的な計画は立てられましたか、お伺いをいたします。

点目ですが、安心で安全な食生活をするために、信頼できる町内の農業者とよく話し合って、保育園、小学校、中学校等の給食についても、安い悪い農薬が多い材料を使用せず、生産者との話し合いによって、四季を通じて提供していただくようにすれば、地産地消が進み、農業者の活性化につながっていくと思いますが、町長の見解をお伺いします。以上、この場においての質問は終わります。

議長(西岡 正君) それでは、町長、答弁願います。

#### 〔町長 庵逧典章君 登壇〕

町長(庵逧典章君) それでは新田議員からのご質問にお答えをさせていただきます。 まず、今現在、非常に大きな社会問題となっております中国製の冷凍餃子または食の安

全についてという事で、今現在の国なり色んな状況の対応について、どう考えているかと いう事であります。中国製の冷凍餃子等を食したところ、事によって健康被害が出て、兵 庫県の県民の方も被害にあわれて、冷凍食品から有機リン系殺虫剤などの成分が混入され たことが報道されております。食品の安全が疑問視される事件で、誠に遺憾なことであり、 現在も日中双方で原因究明捜査が行われているという事でありますけれども、まだまだ事 件の解明はされておりません。このなぜ、この殺虫剤が混入をしたのか、誰が殺虫剤を入 れたのかという、その原因または究明ですね、これは早急に必要であり、そういう事が今 後起らないような対策という事も、当然必要な事だと思いますけれども、やはりこの問題 の中で一番やっぱし考えなけばならない、肝心な事は、生きる上で不可欠な食料、その食 べ物の多くがですね、今現在わが国におきましては外国に依存をしていると。本来、自国 で安全な食料を生産して国の食という安全を守らなければいけないものであろうと思い ます。自国、自分の国で生産すべきものを、その多くを外国に頼っていると、そういう中 で、食料の、この安全という問題もですね、どうしても、自国だけで確保することはでき ない。外国任せになっているという日本の国の食のあり方そのものがですね、非常に問わ れております。そういう点について、国のあり方、食の今後のあり方というものを見直し 考え直す必要があろうかというふうに前にもお話をさせていただきましたけれども、思っ ております。その事が、安全だけではなくってですね、この農業、現在の農業の問題、国 の今の農業が非常に衰退していっている問題の解決の大きな力になるんではないかとい うふうに思っております。

次に、農薬の安全性は、農薬の登録制度によって検査され、使用方法につきましては、安全性が確保されるよう作物への残留や水産動食物への影響に関する基準が設定をされ、この基準を超えないよう使用方法が決められているところではございます。また、食品衛生法では、食品に残留する農薬の基準として残留農薬基準が決められておりまして、残留農薬基準が設定された場合、これを超えて農薬が残留している農産物は、販売中止や回収の措置がとられております。農薬の検査につきましては、食品衛生法に基づく検査において、保健所などの食品衛生監視員が流通している農産物の残留農薬検査を実施しています。また、輸入食品の場合は、全国 31 箇所の港や空港にある検疫所で検査が行われているというふうに聞いております。なお、国内で登録された農薬につきましては、残留農薬基準を超えないように使用方法が決められておりますので、佐用農業改良普及センター・JAが、栽培ごよみ等により生産者に農薬の適正な使用を指導をしております。この使用方法に従って農薬を使用すれば、収穫された農産物中の残留農薬が基準値を超えることはないというふうに考えております。

次に、農家への支援という事でありますが、12 月のご質問にもお答しましたように、石油関係の高騰による、この農業生産への圧迫についての補助金という事は、町独自では考えておりません。これも中々町独自でできないというふうに思っております。まあ、12 月もお答えしましたように、農業に対しての、色んな今、補助制度というのが、国県の施策、また町が一緒になって政策を行っているところです。そういう大規模認定事業者への補助、また品目横断的経営対策事業とか農地水環境保全対策事業とか、そういう補助事業の中でですね、まあひとつ農家の方、地域の方も頑張っていただきたいというふうに思っております。

次に、学校給食の食材につきましては、町内に所在する給食センターによって若干の違いがありますが、地域の特産品販売所から積極的に供給していただいている農産物等もございます。学校給食側からは、地元の商工会員振興の面からの問題と安定的な調達ができない点。また地域の生産品目が少ない点。供給体制が一本化していないなどの不安が寄せられております。一方、生産者側からは、献立に応じた生産が難しい、余剰分の引き取り

が難しいなどの課題がありますが、学校給食への地域農産物の安定的な供給の仕組みづくりを進めるためにも、今後も佐用農産物直売所連絡協議会と調整をしていただきながら、地域農産物等のより一層の利用の推進を図ってまいりたいというふうに考えております。以上、簡単ですけれども、この場での答弁とさせていただきます。

〔新田君 挙手〕

議長(西岡 正君) はい、新田俊一君。

2番(新田俊一君) 中国産の、その食についてですが、佐用町の量販店若しくは近隣の 量販店で販売されていると思いますが、当町の行政として何かこう検査とか調査をされた いうような事はありますか。

議長(西岡 正君) はい、お答えください。

町長(庵逧典章君) 町のこの行政の体制、この守備範囲でいきますとですね、その検査までするような体制は持っておりませんし、調査もするような体制がないわけです。当然、これは国から、まあ県の方のですね、まあ今、全国で今これ色々と指示があって、されておりますのでね、そういう組織、ルートを使って食品の回収。危険であろうと疑われるような食品の回収であるとかですね、また回収した物の検査、そういうものは国がやっているという事になります。

〔新田君 挙手〕

議長(西岡 正君) はい、新田俊一君。

2番(新田俊一君) これ、あの毒入り餃子なんかは、これ回収されない時にこう、どっとこう年取られた方とか、そういう人が間違えて新聞報道なんか聞いてなくて購入されてしまったというような、この状況があった時ね、これ非常に困ると思うんです。だから、国県でそういう調査されるというんですけども、購入も佐用町にも保健所もあれば、また農林課もあるし、健康保険課でもあるんで、色々とありますので、町長が、その辺で指示されて、そういうふうな物は、今販売されてないかどうか、それぐらいの調査はできるんじゃないんですか。

議長(西岡 正君) はい、答弁願います。はい、町長。

町長(庵逧典章君) あまり、こう、その不確定な中でですね、調査をすると言っても、逆に、その調査によって、その仕方によってはですね、逆に混乱するという事にもなると思います。ですから、そういう、その危険であろうと考えれる物のメーカーなり販売する、これは販売ルートで全て把握をされておりますから、そういう所、取り扱っている所が、その回収なりを当たって、また消費者に対してですね、そういう情報を提供していくと、これは、今マスコミ、マスメディアにおいてもですね、テレビや報道にも全てやられておりますし、町が独自にやるよりかは、当然、そこは幅広い中で進められております。ただ、もし健康被害とかですね、何か、その異常があるという事になれば、当然、町も、そういう兆候があればですね、それを受けて保健師なりが直ぐに幾多にですね調査をし、聞き取

りをするとか、そういう事は行ってまいりますけれども、事前に、広い町民の皆さん全てにですね、そういう調査をしたり指導をしていくという事は、町独自では、これは中々どこの自治体においてもできないと思います。これは、県の保健所または国の方の、そういう機関の中で組織の中で組織的にきちっとやっていかなきゃいけない問題ではないかというふうに思っております。

〔新田君 挙手〕

議長(西岡 正君) はい、新田俊一君。

2番(新田俊一君) 国内で 31 箇所ほどそういった検査をする所があるんだというお話でしたんですけども、それが完全に中国の警察当局とか日本の方から、色々とこう話し合いがしたり、また調査に行ったりされておりますけれども、そのルートがほとんど分からない、どこで毒が入ったから分からないというような状況で、間違いなしに国内に入って来ておると。だから、その佐用町の量販店とか近隣の量販店にも、そういう危険性な物が入っているかも分からないというふうな、これは非常にお年寄りの方とか、また小さい子どもに対して、非常にこう毒というような物はよう効きますんでね、薬は割りと効かないんやけども、毒はよう効くんですよ。だから、あれ、あの危機感いうものを持ってたとえ1人でもええから、そういったような中国産の物は大丈夫かなというような事ぐらい入れる。別に、店長に何や言わなくてもいいから、見て回るぐらいの状況をやっぱりつくっておいた方がええんじゃないかと思うんですが、その辺どうですか。

議長(西岡 正君) 町長、答弁願います。

町長(庵逧典章君) いや、それはね、私の方も、そういう専門の職員はおりませんし、そういう情報全てを抱えて、今のこれだけの食品流通の中で、町職員が、町がですね、それをチェックをしていくという事、これは、国の組織の中で町にも、こういう全て上の国から、国県を通して日本全国で、こういうやり方で全てやろうという事になれば、それは町が、また、その体制をつくるという事になるんですけども、今の状況の中で、町独自に新田議員がおっしゃるような調査員なり監視員なりを置くという、またそういう事をするという事自体がね、実際にまあやっても、ただ、その冷凍食品が取り扱っているか取り扱っていないか、これ安全な、検査をした上で取り扱っている物は、別に問題ないという事になるんで、それを取りか使っている事を駄目だとかという事は言えないわけですね。それが安全かどうかというのの確認も、これも町ができるわけではないし、ですから、その辺は、国の安全食品の基準に基づいて、それぞれの流通業者は流通業者が、安全、国との許可なりを受けて、またそういう安全を確認した上で流通なり販売をしていくという、そういう、その責任の中でね、やっぱり対処していかないと、それを監視なりチェックをして、町がしていくという事は、これは中々難しいと思います。

〔新田君 挙手〕

議長(西岡 正君) はい、新田俊一君。

2番(新田俊一君) 今、町長が答弁されていたのは、ちょっとあんまり窮屈いうか、難 しい事なんやけど、僕は、そういう量販店なんかに、忘れて、その冷凍食品の、その売り 場言うんですか、そこにあるかないかいう事を調べてもらう事はできないですかいう事を お聞きしたんですよ。

議長(西岡 正君) はい、町長。

町長(庵逧典章君) あの、それは町がするよりかは、もうその今のね、量販店の、それぞれの販売されている所が、先にもう全部、そのあれだけの通達が来て、こういう食品は全部回収しなさいとかね、そういう物が来ているわけですから、それを忘れているかどうかというところまでね、中々それもチェックができないですけれども、まず、これだけの問題に特になっている中でね、そういう物は、早急に、そういう対処されて撤去されて、それ以外の物まで全部撤去していくというような、今状態になってますからね、そういう問題の物が残っているかどうかという所までは、その心配はないんじゃないかというふうに思います。

〔新田君 挙手〕

議長(西岡 正君) はい、新田俊一君。

新聞で第一報が入った後、確かに、僕も嫁によう付いて買い物に行 2番(新田俊一君) くわけなんですけれども、確かに餃子の方は、こう回収されておられたようですけども、 ちょっと1つか2つ残っておったいうような所もありました。本当はね。そう所知らんと 買うて、もし、それにうまい事、こう毒が入って、うまい事言うたらあかんけど、毒が入 っておった場合ね、これ大変な事になるんでね、やっぱりそういった事を、ちょっとまあ 町の責任としてでもね、誰でもいいから1人でも行って、ちょっとあれで1時間も掛かれ へんのやでね、そこだったら、ちょっと行って、その辺はしてみてもええんじゃないかな と、まあ思います。ちょっと、次へ行かしてもらうんですけれども、国内産の冷凍食品に ついては、町長が色々と説明されましたんで、まあ残留農薬等については大丈夫じゃない かなとは思いますけれども、よくこう、米とか野菜とか出されて味わいの里では何か時た まされるというような事はお聞きしたんですけれども、もし残留農薬があったら、もうこ れは駄目やというような事で返したというような話聞きましたけれども、道端で売ったり、 それから、そういう所を通らないでやっておられる所なんかには、そういった検査する、 どうやってされているんですかね。もしも、米なんかについても、何処でされておるんか は分かりませんけれども、縁故米なんかでこう、ドンドン売られておるような状況につい てね、ほなどこで誰が検査されるのか。せんと分からないと思うんですけど、それで、検 沓されとうから安全なんやと、大丈夫なんやという事を言い切れないと思うんですが、そ の辺はどうでしょうか。

議長(西岡 正君) はい、答弁願います。

町長(庵逧典章君) 確かに、100 パーセントね、絶対に誰も安全だと。その農薬が使われえていないとか、まあ使わないと今の農業ができない中でね、残留がどれぐらいだという事を全てですね、検査して販売するという事は難しいしできていないと思います。私も。ただ、まあ先程答弁させていただいたようにですね、これは栽培ごよみと、その農薬の使い方という事の指導の中で、JAとか、その農家の方もですね、やっぱり、それに従って、使用方法に従って使っておられるという事で信用しなきゃいけない。そこは、もう信用の

問題だというふうに思うんですね。ですから、まあ今後、そういう、その無農薬とかね、それから認定、認定した作物ですね。減農薬とか有機栽培とか、色々な名前で食の安全に対してアピールするような形で販売はしている、これまでやっていますけれども、それを簡単には使えない。ちゃんと、それは、きちっと、そういう、その栽培方法をね、とったものである。そういう認定をされた人でないと、そういう言葉が使えないというような方、取組みもですね、今されておりますので、そこは、このJAや普及所や、これ行政としても農家なり栽培者に対してですね、そういう指導と、そういう認定を制度というものをですね、きちっとこれからは安全、安心していただくためには、そういう認定者がつくったという認定商品であるというような物にして行く、そういう事が必要ではないかなというふうに思うんですけどね。

〔新田君 挙手〕

議長(西岡 正君) はい、新田俊一君。

2番(新田俊一君) まあ、食の安心で安全な供給は、われわれこれ、ご飯食べんわけに いかんし、おかず食べんわけにいかないんでね、やはり重大な事項だという事は認識して 今後行っていただきたいなと思います。

次ですけれども、今後、国産及び外国産についての対策はどのように考えておられますか。また自給率 39.2 パーセントという低い水準で 60 パーセント余りが外国に依存している現在、どのように改善されていくのかお伺いをいたします。また、例えば、この度、にしはりま環境事務組合でごみ焼却をするわけなんですけども、そのこないだもお話あったんですけども、熱回収ですね、そういった施設をつくると言われておりましたんですけども、そういった物も利用して促成栽培をするとか、温暖地でしかできない物でも生産されると、そういうふうな事は考えられませんか。その辺、ちょっとお伺いしたいんですけど。

議長(西岡 正君) はい、お答えください。

先程も、ちょっと話させていただきましたけども、今の食料の日本 町長(庵逧典章君) の国のですねあり方、まあ自給率が非常に低いという事と、まあ外国からのそれが輸入に 頼っていると、それで、外国の輸入なり自給率をどう考えるかという事だと思うんですけ ども、これ、あの、やはり国民、皆、これ最終的には消費者が選択をしているわけです。 だから、やはり消費者、私達一人ひとりが食べ物に対してですね、この経済的な観点だけ ではなくってですね、その安全なり、またそこの食料を生産している、この日本の今の農 家、農地のこのあり方、農家の農業のあり方、こういうものにも国民が理解をしていかな いとですね、ただ、経済競争社会の中で安い物が入って、安い物だけ、その安い物であれ ばどこからでも輸入して持って来て食べていると、これが当たり前の社会になってしまう と、こういう結果にドンドンなっていくんではないかと思いますので、まあ、国民、消費 者そのものがですね、もっとそういう本当に食料という物が大事な物であるという事の認 識の中でね、日本の国で自国で何とか生産した物をドンドン使おうと、そこに少々必要な 経費、価格お金が高くってもですね、それを使ってくという形ができれば、また農業の方 も生産も上向いて来るんではないかというふうに思うわけです。まあ、もう1つ熱回収施 設という事で、新しい環境事務組合取り組んでいる施設における熱の利用、エネルギーの 利用という中でですね、それを使った野菜とか果物の栽培というような農業にも使えない かという検討はしておりますけども、非常にまあ、やはり実際に検討してみますと難しい

課題はあります。

例えば、温室栽培なんかに、その蒸気なりエネルギーを使いますと、その常にですね、その温度を保たなきゃいけないという事になります。そうすると、余所でも例があるんですけれども、通常は熱回収で得た電気なり、この蒸気エネルギーをですね、使ってやっているんですけれども、やはり炉を改修したり炉が故障したり、また休んだり、そういう時にですね、それを補う物を別個にまたつくっておかないとですね、生き物を、まあ植物を生産、栽培するわけですから、1週間、2週間、ほなら寒くて、そのままでいいというわけにはいかないらしいですね。ですから、中々それをするためには、コストを非常に高いコストが掛かってしまうと逆にね、そういう問題もあって、じゃあどうしようかという事で、今、そういうエネルギーの利用方法については、現在まあ、色々と検討をしている段階で、まだ決まっておりません。

〔新田君 挙手〕

議長(西岡 正君) はい、新田俊一君。

2番(新田俊一君) まあ、ちょっと昼前で長々叱られると思うんですけども、まあ、とにかく農業生産を上げてですね、減反とか、色々とされておるわけなんですけれども、ただ減反して転作して、ほいてもらうもんだけもろたらええがなという考えの人も、かなりおるよに思われるんです。そうじゃなしに、やはり生産意欲上げて、12月の、この一般質問でもお聞きしたんですけれども、大豆とか小麦とかトウモロコシがもう50パーセント値上がりして来ておるというような状況の中でね、やはりそういった減反された田んぼを有効利用して、ドンドンこう生産意欲上げて行って、活性化につなげていくような方法もとっていただいたらと思うんですが、その辺はどうでしょうか。

議長(西岡 正君) はい、答弁願います。

町長(庵逧典章君) やはりあの、これを長くね、こう続けて、それぞれ生産を続けて行 こうとすれば、そこに生産したことなりして、そこに事業として、こう採算性が取れて成 り立っていかないと続かない事です。今は、非常に外国の物が安くて日本の生産コストと 非常に差があるという事で、大豆にしても、そういう小麦にしてもですね、外国に頼って しまって来ていると。ただ、そうは言っても、今の状況、世界的な状況の中で、それだけ 大豆高騰や大豆や麦やそういう穀物がですね、またあらゆる食料が値上がりしてくると、 これはまあ、ひとつの需要供給の中でなってくればですね、上がって来れば、また生産コ スト、今、日本の国においてもね、生産コストというものの上で採算性が取れてくるとい う事もひとつ、これは自然の1つの法則の中で出て来るんだと思います。ですから、長期 的に見ればですね、やはり世界的な食糧不足というのは必ず起きてくるわけですし、今、 日本の国においても、これが安く輸入できているから、逆にこういう状態になっているの で、これが安く供給できない、また食料が入って来ないいう事になれば、本当に即自国、 自分の国で生産していかなきゃいけない。それは、生産できる土地は、という物は、もう 農地しかないわけです。まあ、この農地のやっぱし価値というものはね、改めて見直され たり、また改めて農地が活用されるという形は将来的には必ずそういう時代が来るんだろ うなというふうに思いますけども、そういう、ただ今直ぐにね、今の状況ではできない中 で、何とか、それを荒廃を喰い止めたり、まあ農地を保全管理をしていくという、こうい う事も、当面の課題としてはやっていかなきゃいけないという事だと思っております。

#### 〔新田君 挙手〕

議長(西岡 正君) はい、新田俊一君。

2番(新田俊一君) 最後になりますけれども、食の安心と安全は町民にとって最大の関心ごとであるので、今後は町に責任があるとかないとか、そこまでできないとか言うんじゃなしに、やはり、そういったプロジェクトも多少は考えて、町民に安心して食生活ができるような配慮を強く希望しまして一般質問を終わります。

長時間ありがとうございました。

議長(西岡 正君) はい、どうも。新田議員の発言は終わりました。

ここで、暫く休憩をしたいと思います。

お諮りします。午後1時まで昼食休憩入りたいと思いますが、異議ございませんか。ありませんか。休憩に入りますが異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(西岡 正君) 異議なしということで午後1時まで休憩をいたします。

議長(西岡 正君) それでは、休憩前に引き続き、一般質問を執り行ないます。 引き続いて3番、片山武憲君の質問を許可いたします。

〔3番 片山武憲君 登壇〕

3番(片山武憲君) 議席番号3番の片山でございます。

ただ今より、一般質問質問を始めさせていただきます。

産業廃棄物処理施設の設置にかかる事前手続き等について質問したいと思います。

まず大きい項目の1つ、1番、事業計画の周知を図るべき住民の範囲は複数の自治会を 指定すべきであります。

2つ、指定自治会以外の住民に対する周知についての考え方をお伺いしたいと思います。 現在の才金ファーム問題とこれから出て来るであろう、まあ将来出て来るであろう対応 の仕方のためにもよろしくお願いいたします。

2つ目といたしまして、庁舎内等にインターネット端末を設置されたい。これは既に設置されている物もありますが、町民が気軽に利用できるインターネット端末をもっと本庁舎や支所及び町の関連施設等に設置されたい。

以上、この席からの質問を終わります。

議長(西岡 正君) それでは、町長、答弁願います。

〔町長 庵逧典章君 登壇〕

町長(庵逧典章君) それでは片山議員からのご質問にお答えさせていただきます。

こういう施設の処理施設の事前手続きにおいての計画の周知を図る住民の範囲は、複数の自治会を指定すべきではないかということでございますが、施設の内容、規模にもよると思いますが、計画の周知範囲につきましては、県の紛争予防条例において、関係住民とは、産業廃棄物処理施設の設置に伴って生活環境に著しい影響を受けると認められるものをいう、というふうに定められております。従いまして、この度のケースでは計画地内にある才金集落を関係住民として計画の事前協議における説明会や周知等の措置をとるようにしたところであります。

しかし、先に述べましたように施設の位置や規模、内容等状況によっては当然複数の自治会に周知を図らなければならないケースも当然生じて来るというふうに思っております。また、この度の計画につきましても地域性を鑑みて条例に基づく手続きとは別に幕山地域の皆さんの理解も必要であるという事で当初から幕山自治会へのお話を、説明をするようにという、これはひとつの町の指導でありますけれども、行政指導を行って来たところであります。次に、住民に対する周知の考え方という事でありますが、先に述べました施設の内容によって異なってくるというふうに思いますが、当然、今後、その施設の内容、そして位置、規模、そういうものを十分に検討した、検討しながら、慎重に周知については図っていくように考えていきたいというふうに思っております。

次に、本庁舎や関連施設へパソコンの設置との、ご質問でございますが。まあ、現在、庁舎等へのパソコンの設置状況は、佐用文化情報センター図書館に2台、上月支所館内で、総合窓口課に1台、上月文化会館に3台、南光支所館内では、南光文化センターに1台、三河出張所に1台、センターひまわりに1台、また三日月支所館内では、三日月文化センターに1台を設置して、町民の方々にご利用をしていただいている状況であります。

パソコンの主な利用状況につきましては、高校生等の図書館利用にあわせた使用や子ども達の夕方の使用。また、夏休み、冬休みの、子供の図書コーナーの利用と合わせた使用。 高齢者のパソコンクラブ会員の使用などが主な利用の仕方であります。

お尋ねの、町関連施設にパソコンの設置につきましては、主だった施設には既に設置をしてご利用をいただいている現状でありますので、その他の施設につきましては施設の利用状況やパソコン設置の必用性、利便性を勘案して、今後は検討してまいりたいと思いますので、ご理解いただきたいと思います。

以上、簡単でございますが、この場での答弁とさせていただきます。

〔片山君 挙手〕

議長(西岡 正君) はい、片山武憲君。

3番(片山武憲君) はい、ありがとうございます。いよいよ2点目の項目の方からになるんですけれども、来月から佐用町全域に高度情報通信網という事で光ファイバー網を利用しました、具体的にはCATVそれからインターネットなどが快適に利用できる環境の供用が始まろうとしております。この事によりですね、この佐用郡ですか、この佐用町のこういう高度情報通信の環境が全国レベル、都市レベルにやっと追いつく、追いついたなと思っております。以前、私は、情報通信の関係の会社に勤めておりまして、この平成に入ったぐらいから、特に、このIT関係インターネットの関係の仕事に携わって参りました。皮肉にも、お客様とか主に何々市というような行政的な都市部では、常にこの情報通信の環境、通信の環境ですね、佐用郡に比べると方式が2つぐらい進んだ状況の時点でも、2つレベル差言うんですか、一般、インターネットでは、一般の電話回線の使用がありま

して。次ISDN回線とか今あります。そして、電話回線使用したADSLとか光、そし て今回の光ファイバーケーブルを利用した通信環境というのがございまして、いつも追い つけない、やっと佐用郡に1つレベルの高い通信環境が入るのかな。入るような時点では、 もう都市部では、もうその次の段階に行っておるという事で、こういう点におきましても、 ちょっと長い説明になりましたけれども、大変ありがたい、感謝しております。また、隣 接の町におきましても、今からですか、この高度情報通信網、同じような環境を整える際 には、かなりの高額の一般、高額の個人負担が多いとお聞きしますし、そして先進地の行 政視察で他府県訪れた際、情報としてお聞きしましたところ、例えば、一番身近な毎日の テレビを見るという事に関しましても、この佐用町では 525 円ですね、基本契約がですけ れども、その別の他府県では 1,000 何百円とかいう事もお聞きします。佐用町より安い所 はなかったように記憶しております。そういう事で、大変ありがたい通信環境整えていた だきましてありがとうございます。という事で、大分褒めましたので、何とか今、佐用町 内の先程説明聞きました、もう既に端末を設置してあるとお聞きしましたけども、もっと ですね、気軽に、例えば本庁舎内の、例えば、この庁舎ですと、玄関、真ん中の中央玄関 入った所の住民課とか、それから会計担当ですか、ああいうあります。ああいうとこらに も、気楽に言うんですか、ちょっと役場へ来て、用事も済んだし、ちょっと一服兼ねてと か、さよさよサービスとかタクシーを待つとか利用する間でも気軽に、ちょっと身近に触 れていただけるようなインターネット端末を置いていただいたらなと思います。そうする 事によって、先程申し上げました、都市部にそん色ない、この通信ができることによって の、このインターネット端末を設置、触って触れていただく事によりまして、またインタ ーネットの契約、利用も増えますし、その際、この事は高度情報通信網整えていただきま して、その恩恵のおかげだなという事で、一層、もっと今のテレビ中心ではなしに、こう いう方も増えるのがいいかなと期待して、今回、この要望、今回、このお願いいたしまし た。何とか、今、何箇所も、もう設置してあるんですけども、今、申しましたような、こ の各支所、支所の窓口でまだ整っていない、まだ設置されていない所にも設置されたいと 思いますけれども、よろしくお願いします、

議長(西岡 正君) はい、町長、答弁願います。

町長(庵逧典章君) まあ、今、ドンドンとこういう情報化と言われる中で、情報通信の 技術なり施設も、こう進んで来ております。この辺は、それを早く取り入れてですね、自 分の生活の中で、ドンドン活用されている方と、まああんまり、それをほとんど、それに 関係のない、まだ、それに親しんでいない人、色々と、その辺の格差も非常にたくさん、 逆にできているような感じもいたします。

で、まあ、施設、その今言われるような、どこにでもパソコンなり、それを使えるようにという事ですけれども、これは費用対効果の問題もあろうかと思いますし、この例えば電話1つにしてもですね、個人で一人ひとりが持つような時代です。このインターネット等、通信を行うためのパソコンもですね、もう使っている人は、もうほとんど1人1台なり家にあるという時代になって来ていると思います。ですから、図書館とかですね、今置いている文化センターとか、そういう所には設置はしていきますけどね、それをたくさんどこにでも置けばいいというものではないと思っております。これは基本的には、個人の、個人個人がやっぱし必要な中で、そういうパソコン、コンピューターも持っているというような状況が、もっともっと進んで行くと思いますので、それを置こうとすれば、それだけの経費と管理も要りますしね、どれだけ、その事で使っていただけるかという事も必要性があるかどうかと、こういう住民の要望があるかどうかという事もあります。だから、

そういう要望が非常に強いという事であればね、それはよく検討させていただきますけど も、今、そんなに増やしていくつもりはありません。

議長(西岡 正君) はい、よろしいですか。

〔片山君 挙手〕

議長(西岡 正君) はい、片山武憲君。

3番(片山武憲君) はい、ある程度設置されておられるというのはお聞きしましてですけども、経費、特に経費費用でございますけれども、パソコンも例えば、町で仕事に使われるのをリースになるんでしょうかね、されておると思うんでうすけども、その更改時期などに調達するとか、新しい物じゃなくてもいいと思いますし、それとか、それする事によりまして機械購入の方は、そういう費用もかからないと思います。また、細かい事になりますけども、通信ラインですか、回線をつながないと駄目なんで、それに関しましては、庁舎内の業務用のインターネットがつながる環境になっていると思いますので、LANケーブルとハブでね、つなげれば、あとソフトの設定でできますので、そんなに費用がかからないと思います。また、先程お聞きしました設置しているとこで聞き漏らしたかと思うんですけども、例えば、町営の笹ヶ丘荘には最近行ってないんですけども、付いておりますでしょうか。お願いします。

議長(西岡 正君) はい、観光課長。

商工観光課長(芳原廣史君) 笹ヶ丘荘につきましては、笹ヶ丘荘につきましては一般利用ができるパソコンは置いておりません。

〔片山君 挙手〕

議長(西岡 正君) はい、片山武憲君。

3番(片山武憲君) 是非ともですね、公営の宿泊施設、折角来ていただいた方にも、やはり、そういうインターネットできるパソコンを気軽に使えるようにいう事で、使っていただいて、またその中で、町のホームページを、スタートページ言うんですか、その画面出しておくと、そういう事も含めましてですね、私の申し上げたいのは、折角この高度情報通信網が整備されたわけですので、ちょっとでもいかしたいという事でございますので、ちょっとまとまりがついてませんけれども、そういう気持ちで、そしてインターネットの利用することによりまして、文化的な、趣味的な、はたまた今時は、これビジネスでもちゃんと使えます。そういう環境で、素晴らしい環境になったので、あえて、もっともっと町内の施設に置いていただきたいという事で、まあ一番最初の回答では、全く検討しませんいう事じゃなかったと思いますので、要望があればという事でございましたので、くどくは申しませんけれども、よろしくお願いしたいと思います。

議長(西岡 正君) はい、町長。

町長(庵逧典章君) 今、片山議員からご指摘をいただきました、そういう宿泊施設等で

すね、これはやはり、宿泊者の方、色んな所から来られますけども、そういう情報がですね、そこの宿泊施設でも、こう迅速な情報が得られるようなね、この体制というのは、やっぱし宿泊施設としては必要かというふうに思います。ですから、パソコンが、今だだったら、持参、持って来られる人もあるわけですから、それが使えるような設備とか、また、そこの施設で気象情報とかですね、地域の情報が検索できるとか、そういう事には、やはり必要かなというふうに思いますので、この点については、検討はするようにさせます。

〔片山君 挙手〕

議長(西岡 正君) はい、片山武憲君。

3番(片山武憲君) はい、非常に前向きなご回答ありがとうございます。最初に褒めまくったんが良かったんか分かりませんけども、そういう事で、それでは、質問内容のですね、通告書の方では、最初の項の方でございますけども、産業廃棄物処理施設の設置計画における事でございます。現在、この才金ファームの問題及び最初申し上げましたけども、これからも出て来るであろうという事で、よろしくお願いしたいと思います。やはり今回、私が、この項目の1番で、関係事業計画の周知を図るべく住民の範囲いう事で、才金集落が指定されまして、そこで説明会をされ、周知をされ、若干周辺の自治会等にも、それらしき周知はされたようにもお聞きしてますしいう事でございますけれども、やはり、今回よく私自身も分かったと思うんですけども、町長もそうでしょうけども、やはり、こういう大事な事は、複数の地域言うんですか、団体言うんですか、複数の所で検討して、検討、結論を出すというのが、一番後々のためには、この誤りが少ないというんで、町長誤りと思うとってないんでしょうけども、結果的に言えば、ちょっと、その辺が、そのスタートによって、後々大きな波が、大きく、大きな波紋になっていると思うんですけれども、もう一度よろしくお願いします。

議長(西岡 正君) はい、町長。

町長(庵逧典章君) これ一般的な手続きとしてですね、1つのルール基準というものに 基づいて考えて判断をして来ております。結果的に、そういう、その問題が大きくなった 段階で、そうすべきであったというふうに言われる点は、それは後の話として出て来るん ですけども、当然、その施設の内容や又規模とかによってですね、周知なり手続きにおけ る、色々と相談、皆さん方に相談する相談の仕方もね、やはり当然、ここは注意をして慎 重にやらなきゃいけないというとこだと思います。だあ、まあ、今回の才金ファームのこ の計画の、これは振り返って見ますとですね、まず最初に自治会、才金の自治会から、こ の計画を推進したいと、取り組んで行きたいという申し入れを受けております。これから の事も含めてですけども、やはり自治会、町行政というのは、その集落なりの自治会長さ んを、やはり窓口にしてですね、色々と相談をして自治会の要望なり自治会長との協議の 中で進めていかなければ、中々町全体の中でね、町民一人ひとりの個人個人でこう話をし ていくという事は、これは当然難しいですし、住民自治というのは、やっぱし、そういう 自治会の1つを単位に、また、その自治会の皆さん方が、中心に自治会長を中心にね、考 えて行くという事が必要かな、重要かなというふうに思っております。そういう中で、自 治会長から、そういうお話を受けて、それから、町としても当然判断をして行く、その内 容をちゃんと確認をしていく責任がありますので、それについては、その申出なり計画が 妥当か、問題がないかという事は、当然、それぞれ、その対処対応をしていただいたとこ

ろです。ですから、その時にもね、当然、場所とかそういう所も聞きましたので、位置的 にもですね、幕山地域の一番奥に当たるという事で、才金集落においては、そう皆さん方 が、よく、その施設も見学をして内容も熟知した上で、計画を、これをやって行きたいと、 まあ、農業の問題とかですね、雇用の問題、活性化の問題、そういう事も話を受けて、そ れは妥当なものであろうという事でした。しかし、その今言いました位置の問題から見て もね、幕山地域の中において理解を得てくださいよという事は、お話をさしていただいた わけです。だから、そのためには、地域の皆さんにも、これは町の行政指導として説明を してくださいという事で、自治会への会長さんにもお話を、こういう計画がありますとい うお話をさせていただいて、十分説明を聞いてくださいという事で、説明会が持たれたと いう事はご存知のとおりです。そういう事でね、複数というのは、どういう範囲なのか、 これも初めから決められるものではありませんから、元へ戻りますけれども、やはり、こ ういう計画についての手続き、これは施設の、そういう内容なり希望なり、そういうもの によって、当然、できるだけ慎重にやるためにも必要であるということになれば、複数な り広範囲の中で説明を必要かと思います。ただ、手続きの上で、当然、こういう基準とい うものがありますから、それをね、全て広く広くして、そういう活動が全くできないよう にしてしまうというような、これは、行政の扱いとしては、これは非常に逆に不適切な面 が出てきますから、そこは今言いましたように、そのケースケースで考えていかなきゃい けないという事ではないかと思います。

議長(西岡 正君) はい、よろしいか。

〔片山君 挙手〕

議長(西岡 正君) はい、片山武憲君。

3番(片山武憲君) はい、まあケース、ケースという事で、そして、分かりやすく言うんですか、行いたいんですけれども、結果的に県へ対して回答される。その前に県に対して才金を指定すると。才金に対して説明会などさせるというようなやり取りありますけれども、その、そこの才金部分に当たる集落で複数の、例えば、今回ですと一番隣接であります金子集落とか本郷集落とかございます。そういう意味で、そういう県の回答でやり取り出て来る、そこで、そういう金子なり本郷なり出て来るような、そういう指定いうんは可能ですか、どうか、ちょっとはっきりお伺いしたいと思います。

議長(西岡 正君) はい、町長、答弁願います。

町長(庵逧典章君) まあ、この計画のですね、当初に戻って、そのそういう申し出の中で、幕山、例えば幕山地域の自治会長さん達にお話を聞いていただいたりさしていただいて、そこから、この問題について疑問や異議や色々と問題点が出て来たという事が、まずあるとかね。それから、まあ、例えば、住民の皆さんの個人からも、色々と、その問題に対し、この問題に対してね、意見などが出て来るというような状況であれば、それは近接の例えば金子なりが一番近いわけで、そういう所を含めた地域で、ちゃんと手続きをしてくださいという事は言えたと思います。しかし、これは県のこの条例を見てご存知のとおりですね、そういう関係住民というのは著しく、その生活環境に影響を受けると、概ね500メートルというような1つの基準が示されているわけですね。まあ、そういう中で、今回の施設の計画というのは、当初から大きな、そういう焼却して排ガスが出るとかですね、

また排水を流すとか、そういうその問題を起す、また埋立とかですね、最終処分のような形で汚染が懸念されるとか、そういう施設ではないという中でね、それも事前に、まあ県の方の技術的には、色々事前の相談もされた上で来られておりましたし、それから議会にも、こういう計画がありますという事もお話をし、才金集落についても、当然、一番の地元ですから、そこで、そういう確認をされて、同意を、了解をされていると。それから、幕山地区の自治会においてお話をさせていただいた中でもね、今になれば、そこで色々と質問をしたり、問題があったんだという話は聞いておりますけども、町が、この範囲でという県からの指定を受ける段階においては、そういうお話というのは、私の方にも一切こう届いておりませんし、聞いておりませんし、ですから、この施設については、そんなに大きな問題はないと。ですから通常の範囲で手続きをされれば、これは、される事が妥当であるうという事で、そういう県とのやり取りをしております。

〔片山君 挙手〕

議長(西岡 正君) はい、片山武憲君。

3番(片山武憲君) ええっと今の回答の中で、また何点か言いたいんですけども、時間の都合もありますので、目安ですね、500メートル以内。これは目安だと思うんですけれども、その範囲内に、それこそ、今でしたら才金申し上げてますけども、将来別の地域であった時には500メートル以内で十分、その距離に入っている集落があれば、それは複数可能、複数指定できるという事だと理解させていただきます。そして、あの、複数指定する際でも、今回は、その才金集落以外の自治会などから、そういう意見とか声とか届かなかった、一切届いていなかったので、そのまま才金だけを指定言うんですか、才金だけを関係、地元集落としたというふうに解釈になるんですけれども、それも、今回の質問の中での周知の、住民や自治会長への周知の仕方にもよると思うんですけどもね、この重要さを考えるとなれば、その辺が、ちょっと、声届いてませんけども、こういう声、こういう事はないですかというような、そういう対応も必要ではなかったかと思います。お願いします。

議長(西岡 正君) はい、町長、答弁願います。

町長(庵逧典章君) この点はですね、あの、幕山の自治会長さん達のお話し合いの中でもね、今の段階になれば、お互いまあ、これは町の方も、この計画について再度何もいいんですかという確認をね、すれば良かったと。それから自治会長さんらにも、逆にまあ、そういう話をね、が、色々と疑問があれば、まあ、支所なり誰にしても町の方に言っていただければ良かったという、これは、そういう現段階においての反省は、あると、あります。それは。まあ、しかし、実際に、そういう段階において、まあ、片山議員もですね、例えば、その、この計画については、特に問題ないだろうと、今、必要な、今の時代にとってもね、必要な事業ではないかという事で、賛成も、賛成と言うんですか、こういう事業の必要性というのも、妥当性というのも認められていたと思うんですね。ですから、それは、議会においてもですね、私も、まあ申し入れが、自治会から才金から申し入れがあり、町として確認をしなきゃいけないという事で、その類似施設、こういう方式でやりたい、こういう事をやりたいというものについて、その現地を、施設を職員とともに見に行ってね、少なくとも排水の問題とか排ガスの問題、臭いとか、そういう点については、一応、これは大きな問題はないと、この施設のやり方、方法っていうのは、こういうリサイ

クルとして食品残渣、そういう物をリサイクルする事によって、有機肥料を生産していくという、そういう観点からね、そういう施設であろうという事で、お話、見て来て、そういう話を議会にも報告をさしていただいたつもりです。ですから、私は、まあ、現在の時代ね、こういう地球温暖化とか、環境問題を皆で取組まなきゃいけない時代に、自分達の生活の中で出て来た食料ですね、そういう生活の中で出て来た食べたかす。加工したかす、そういう物をね、きちっと大きな環境負荷を与えずに、焼却せずにね、醗酵して、そして有機肥料にしていくと。こういう循環型の1つの社会を目指さなきゃいけない中で、ひとつの有効な施設ではないかというお話もさしていただいたつもりです。

それは、皆さん方にもお話をさせていただいて、これはあくまでも産業廃棄物の処理施設であるという事は申し上げておりますし、だから、まあ、そういうね、必要性が、あい妥当、施設として、どういう大きな問題点が将来残るとか、危険があるとかという、この点について、色々とまだ議論はあると思うんですけども、その時において、そういう話はさしていただいて、どういう施設であれ、産業廃棄物という事に対して、これは、施設の建設をされる事が問題があるという事であれば、それは、それでまた、町の方に、私の方にもですね、町の方に十分に、色々とお話いただければ良かったというふうには思っております。ですから、その辺は、それまで6月までですね、何も、そういうお話が具体的には出て来なかったし、また、手続的にはね、議会の中でも、片山議員からもご質問あった時に県の方での技術的な審査、事前協議、それがされておりますと。それが終わる事によって、それを受け、事前協議をする事によってね、後は、町の方の手続き、そういう中で、施設というのが進められているという、その状況、その時の状況ですね、事前協議がされていると、県で審査をされているというお話は、報告をさせていただいております。はい。

## 〔片山君 挙手〕

議長(西岡 正君) はい、片山武憲君。

先程、私が当初、賛成という事を出ましたんですけども、当初、こ 3番(片山武憲君) れが一躍クルーズ、まあクローズアップ言うんですか、ドンと見えたのが6月、まあ6月 なんですけれども、その時点では、確か、あの当局から出る、当局からの資料や説明によ りますと、それこそ、あのまあ、抜かりなしに手続きが進められておって、こういう周知 もした、こういう地元集落も指定して、県とのやり取りもしたという基づいてだったから、 まあ、それは、ほんならまあ、そんな、そんなんかなと言うたらおかしいんじゃけども、 これだったらまあ、まあ正直言いますけど、ずっと言うてますけども、諸手挙げて賛成で きへんけども、これ反対するんも難しいなというような状況でした。しかし、その後、や っぱり皆さん、議会に皆さんおられたと思うんですけども、どうも才金で、もうひとつま だ、ちゃんとまとまった意見が集約されないようなままだったんじゃないかという事で、 もう一度才金行かしてもらう事もありました。その8月ですね。そういう中で、ずっと色 んな情報収集や、それから情報収集や色んな確認やしていく中で、ほとんど公的に近いよ うな態度では、これではもう、設置計画は、進行言うんですか、進めるべきではないとい う事で、こういう態度を取らさせていただいております。やはり、あの、ですか、議会に も、そういう報告はされた。私の途中の質問でも、そういう事を言われた言いましたけど も、それは前段ありました地元周囲の自治会長組織にも周知等されて、その後何もなかっ たいうような、そういうようなレベルのあれで、レベルの対応では、対応とか説明だった と思うんですけれども、そういう事で、私は、別にずっと最初から賛成、賛成言うて、い うようないう事はなかったいう事で、ちょっと申し上げたいと思います。

何かござましたら。

町長(庵逧典章君) いえ、手続きが、そこまで進んでいるから、もう仕方がないんだというような話ではなかったと思うんですよ。やっぱし、この計画そのものの施設について、まあ、そういう皆さんが懸念されている、本当に危ない、将来危険な公害を起こす施設かどうか、これは、あの、当然、そこのとこは技術的な施設、内容にもなりますけども、計画そのものの言えば、その計画を見てね、特別に問題はないんではないかというふうに片山議員はお話になったというふうに理解されているんだというふうに思います。

ですから、あの、そこまで計画しているから、そういうどんな物であったってしょうが ないんだという事ではなかったというふうに思うんですね。ただ、それは、まあ皆さん方 ね、地域の皆さん方が心配して、されて、この施設、こういう施設の計画を中止して欲し いと、これについては見直して欲しいという思い、そういう住民の皆さんの考え、そうい うものが大きく生まれてきてですね、それをまとめた中でね、当然、地域の皆さんの、そ ういう意向を踏まえて、それは、この計画を中止して欲しいという立場で、今、お話をさ れているんだというふうに思います。ですから、まあ、私も、その点についてはですね、 この施設の今まで経過とか、その説明した、しなかった、また、それが十分だとか十分じ ゃないとかね、そういう話をドンドンして行っても、これはお互い、そのそれぞれの立場 の中で、言えば、あまり実りのない議論になってしまうのではないかと思います。 1 つは 議論の中で、1つは、こういう施設が、じゃあもう一度、きちっとね、施設の内容を聞い て、また必要性があるのか、今の時代の中で、これが地域にとって将来プラスになるもの なのか、非常に心配されるような危ないものかとか、そういうね、一つひとつ、これから 協議を、説明をし、理解を深めていく、話を深めていくという事ができれば、それが一番、 また1つの解決の方法だと思いますけども、まあ現段階においてね、やはり施設の設置と いう事が、先に出ております。で、私も、こういう施設の必要性とか、施設の内容という ような物が、町の事業であればですね、その必要性なり状況を、この方式なり安全性なり、 そういう事を、十分地域の皆さんに説明をして行くという方式は取れたと思いますけども、 これは、当然、当事者が才金、元々才金集落と才金ファーム個人の事業という事で、この 施設を建設するというところからスタートしておりますのでね、その辺のところが、中々 今から、そういう話に戻すというのは、非常に難しいというふうに思っております。です から、何とか、まあ今の皆さん方の請願があったりね、議会においても、その請願が採択 されたという中で、それはあくまでも、この計画を、まず撤回をして欲しい、中止をして 欲しいというお話ですから、私自身としても、これ町長として、それを重く受け止めて、 そういう事で、何とか解決をして行きたいという思いで、今、努力をしているわけです。

しかし、どっちにしても、町としてはですね、法令を無視して、法的措置で、この問題、 計画を中止をさせるという事は、これは町としてはできないわけです。これはお互いに当 事者の理解、当事者の理解を得て、そういう方向に持っていければ一番いいという事です。

だから、そこには、やっぱし、それぞれの当時者があるわけですから、皆さん方の反対 運動なり、そういう請願なり地域の皆さん方のご意見なり、これは十分、私自身は受け止 めて、話をつないていきますけども、その事を、当事者の皆さんそれぞれに理解をしてい ただくしかないと。それを受けてやっていくのは、私の務めだろうというふうに考えてお りますので、余りこれまでのですね、手続きがどうであった、どこにどんな問題だという ような議論だけで、それでほなら解決ができるんだったら、それでも実のある議論かもし れませんけれども、その話では解決はしないというふうに思っております。

### 議長(西岡 正君) 片山武憲君。

3番(片山武憲君) はい、これからどうするかというふうにウエイトを持って行きたいので、ただ、先程のんでは、ちょっと私は拘ったのは、当初は、もう最初から反対、反対いうふうにスタートしてません。でしたけども、状況を見て、これは駄目だという事で、今は、反対。白紙撤回の方に向けての活動をしております。

逆に、反対言うときながら、賛成的な方もおりますので、その辺は、一言言わしていただいて、これから、あの、これ以降から、他の地域でも出て来るいう事もあったんですけども、なんせ今の問題をいう事でお伺いしたいと思います。

現在、町長が、去年の秋ぐらいから、これは進めるべきではないという事で、そういう態度を表明されて、色んな取組みをされて、していただいております。ただ、後一歩、もうちょっとええ方向に行きよんかなと思うんですけども、何かこう、不安な、私達反対言うか白紙撤回を望む者からしたら、何か、もうひとつ不安な面があるんですけれども、この際、先程の手続き云々と言うよりも、今もう、町長の、このベテランさん町長の判断で、町長権限で、とにかく白紙撤回と、もう県に対して今までの手続き取り消すなり、もう私の責任でというような事も望んでいるんですけれども、当然、議会でも、住民、請願の採択もしてますし、上月連合自治会の方からも反対という決議が、決議言うんですか、そういう態度を決められております。そういう事で、そういうバックアップ体制言うんですか、環境もあると思うんですけども、この際、町長の鶴の一声でというんを期待しているんですけども、その辺は、どうでしょうか。

議長(西岡 正君) はい、町長、答弁願います。

はい、少なくても、行政、町という、こういう公のね、仕事を進め 町長(庵逧典章君) ている責任を持って、これからもやっていかなきゃいけない中で、その法令順守という事 は、これはまず基本、全くまあ基本です。その中で、住民の意向、住民の皆さんの要望な り考え方を反映さしていくという事になろうかと思うわけです。ですから、私自身のね、 権限というのは、1つの法的措置です。先程も、何度も言いましたけども、法的措置によ って、この計画を中止とか廃止とさせるというのができるんだったら、それは私自身の責 任でやりますと言えば、それはある意味では済むことかもしれないわけです。しかし、そ れは、やはり、私がね、どういう責任を取るにしても、例えば、辞めるにしてもね、職を 辞してやるというにしても、それは町としては残るわけです。ですから、そういう事はで きないと。ですから、そういう法令を順守する中で解決をするには、もう当事者の皆さん の、それぞれの理解を得る努力しかない。だから、それは1つは、何度もお話を話し合い の中でもさしていただいておりますけども、才金集落においても、これまで決して、この 様な状態を招こうと思ってされたわけでもありませんし、何も違法な事でやっておられる わけではありません。やはり地域の事を考えたりね、やはり皆さん危険という事は、やは り才金の集落の人が一番近いというところで、影響が一番大きいわけですから、そういう 所でも確認をされて、これなら、これでやりたいという計画が出たわけで、その事を、も う一度考え直して、その実施計画を止めていただくという、中止して変更していただくと いう事であれば、これは私は才金に対するお願いでしかない。お願いをしていくしかない と。そのお願いの中で、まあ今回の住民の皆さんの請願とか、まあ地域、上月の連合自治 会での皆さん方の決議とか、そういう物も、1つの皆さんの意思だという思いの形にはな ると思いますけどね、ただ、周囲の皆さんが、たくさんの皆の力で、これを才金に対して

ですね、圧力で、その計画を中止させるとか、そういうやり方は、これはまあ、当然まあ、 それぞれの住民の皆さんの住民自治に対してね、大きな、また溝を残してしまうだろうと。 地域の皆さん方の将来の、このお互いの関係の中にですね、大きな溝をつくるという事だ と思いますのでね。やはり、これは、少なくとも、そういう思いで皆でお願いをし、その 中で生まれてきた問題、これを越えて、そういう事で、例えば、才金が、こういう状況で あれば、もう、この計画は一旦中止したいと、中止するためには、またそこには、もう1 つの当時者があるわけです。これは、当然、会社の方も法令を違反してやっているわけじ ゃない。法に基づいて、これまで手続きを進められているんですから、それを中止してい ただくためにはね、そこには、また、それの問題は出てきます。それは、それで、じゃあ、 どうするんかという事もね、やはり皆さんで一緒に取り組んで考えていただく事が、生ま れ、どういう問題が出るかは、その予想がつかないところもありますけども、しかし、そ れは少なくとも誠意を持って、まずは、そういう問題を起さないように、出ないように、 お願いをする。会社に対してもお願いをする。そういう事で解決ができれば一番いいと思 ってますし、そのただ、この会社が悪い、危険だとか、こういう問題が、将来問題が起き るんではないかというような、そういう事で、この、そういう問題を起すという事で、計 画の撤回を求めても、これは逆に企業としてはですね、それに対しては、そのまま認める、 企業活動としても認められないと。もっと、それに対して非常に理解が、逆に話ができな いという事になるんではないかと思っています。ですから、まあ、非常にね、はっきりと、 すっきりと、もう計画止めますと言うてくれというふうに片山議員言われますけどもね、 まあそういう状況は、やっぱし、よく汲んでいただかないと、私が、何も言える事、でき る事では精一杯やってるつもりなんですけども、その中でしか、やっぱし私自身もできな いという事です。町長の鶴の一声で物事が何でもできるんだったら、そんなに楽な事あり ませんけども、そういう事はできませんし、それは、片山議員も十分ご理解の分かってた 上で、そういうふうに訴えるんだというふうに、私は、理解をさせていただきます。

議長(西岡 正君) はい、よろしいですか。

〔片山君 挙手〕

議長(西岡 正君) はい、片山武憲君。

3番(片山武憲君) はい、途中お話出てましたけども、決して、才金、才金集落の人に対して圧力と、そういうふうに受け止められる面もあるんですけども、決して、そういう事はございません。あくまでも、町長のお話でありましたけれども、才金自治会から申し入れがありまして、こういう業者が、来られる予定が、話があるんやと、そういう事で、業者さんも、才金集落の方も、町の方へ、町に対応して、こうしなさい、ああしなさいという事で、スイスイ、スイスイっとまあ、いいんか悪いんか、今となっては、いいんか悪いんかですけども、スイスイっと進んでしまって、まあ結果的に、こういう事になっている、なっていますので、決して、その才金の集落がどうした、悪い事をしているわけじゃないです。業者の方も指導されるまま、申請したり説明会も開かれていう事になっていながら、こういう周囲の住民の不安が、色んな形で出てきまして、こういう状況になっております。まあ、何とか、もっともっと、あのあるんですけども、とにかく時間が少なくなっておりますので、最後にですね、町長が本日、先程、もうひとつの質問事項でインターネットの事で、素晴らしい高度情報通信網構築していただいて、大変感謝しております。

そして、以前、私の住まいする集落にも、よくね、足を運んでいただきましてありがとうございます。その時にも、ちょっとした道路言うんですか、車のちょっとアクシデントが、町長ありまして、その後、おっ直ぐ対応しとってやな、ええがいしてくれたったないう事で、さすがやないう事で、ええ町長さんで良かったな言うて言うてましたんで、また、そういう事で、大変立派な町長だと思っておりますので。

この後、これから、この後ですね、これ引続き才金ファームの住民の不安を取り除くための努力言うんですか、一層お願いしまして、私の一般質問を終わりたいと思います。 どうもありがとうございました。

議長(西岡 正君) 片山武憲君の発言は終わりました。 続いて、14番、矢内作夫君の質問を許可いたします。

## [14番 矢内作夫君 登壇]

14番(矢内作夫君) 14番、矢内でございます。通告に基づきまして2点についてお尋ねをしたいというふうに思います。

あの、2時前という事で、非常にこう眠気が襲って来るような時間帯なんですが、寝る 方は寝ていただいて結構ですので、よろしくお願いします。

第1点目なんですが、どう実現を計る、町の将来像という事でお尋ねをいたしております。

平成 17 年合併してより早くも、2年5カ月が経過をいたしました。この間、行財政改革のもと、色々な形の中で努力をいただいている事は、周知の事実であります。議員の側からも数々の提案が出され取り組んでいるところでありますが、今一つ現実として、町の将来像が見えない事も、また確かではないかと思います。

平成 17 年 2 月 15 日合併調印式の席上、主催者あいさつの中で、町長は、『一人ひとりを大切にするまち、自然と共に生きるまち、協働で未来をひらくまち』を基本理念として、新しい町の将来像は『ひと、まち、自然がきらめく共生の郷 佐用』として、佐用とし佐用郡各町の特性を生かしながら、地域自治を基調にした、住民と行政による地域づくり、町づくりを展開し、合併して良かったと言えるような懸命の努力をしなければなりません。私達は、この合併を住民自ら地域の将来を考え、新しい時代を生き抜く住民の幸せにつながる発展的な大きな改革と受け止め、21世紀の科学技術を集積した播磨科学公園都市の整備促進、また世界一の規模を誇る2メートル望遠鏡を有する県立西はりま天文台公園の利用促進を図るとともに、中国道佐用インターを核として都市的機能、地域の経済力を支える佐用郡の商工業、全国名水100選の清流千種川、美しい、星の美しい良好な自然環境など中山間地の特性を活かし、2万2,000人の新町全体の均衡ある発展を推進し、次の時代を担う子ども達が夢を持てるまちづくりを進めていきたい。これこそが4町合併の目指す姿じゃないかと思います。まあ、この様なごあいさつがありました。勿論、そのとおりであるうというふうに思います。しかしながら、今も申し上げましたように、具体的には、どの様にするかとの形がまだ見えて来ない。これが現実ではないかというふうに思います。

『自然がきらめく共生の郷』これは具体的にどういう事か。自然という言葉を、そのまま受け止めるなら、山は今どのような姿になっているか。田畑は耕作放棄田が増え、様々な要因、現状の中で、農家のやる気を失わせているのが現状であります。川には土砂がたまり、その岸辺には上流よりの廃棄物が引っかかっている。これが現実であります。しかし、これは全国の自治体どこも同じ様な状況であって、佐用町だけが特に酷いというわけではありません。勿論、町長の責任であるというふうには思ってはおりません。しかし、

佐用町は特に新しい町の将来像として『自然がきらめく共生の郷 佐用』を提案しているわけであります。その点で、この将来像を実現して、どう実現していくかお聞きをいたします。

今回新しく、大阪府の知事に就任されました橋下知事は収入の範囲内で予算を組み、新たな府債の発行は認めない。この事を約束して当選をされました。東京都、また東京都杉並区の区長は、住民税を「0」にするという財政計画を立てると明言をされております。これは大変分かりやすい、合併後2年半が経過しました。庵逧町長にも、今後10年、20年先を見据えた、分かりやすいビジョンを町民に発信して欲しい。そうすれば、それに向かって町民が一丸となって町づくりができるんじゃないでしょうか。そこでお尋ねをいたします。

まあ、あの、これ非常に、その狭い視野からの具体的な提案なんですが、今の自然という事を含めまして、耕作放棄伝「0」のまちづくり。午前中にも質問がありましたが、非常に自給率が低下をしている。その中も見据えてという事でございます。そして、治水力が 100 パーセントの山林を持つ町づくり。そしてまた、ごみの見えない河川を持つ町づくり。地域づくりについて1点、自席の方から具体的に、ちょっとお尋ねをいたしたいというふうに思います。

それとまた1点、町長に提言という事で、私の方に、ある住民の方から、提言書をいた だいております。それも後から、自席の方で紹介をさせていただきます。

2点目、平成20年度予算、その考え方はという事でございます。合併特例期限であります平成27年、それから5年間で真に一町としての交付税になるわけですが、この残った期間内に一町に見合う職員定数、予算規模、どの様にこう試算をされておるか、その時、本当にこう、近隣類似団体並みの、その事を構築できるのかお尋ねをいたします。

平成 27 年の職員定数はどのぐらいを予想しておられるか。また、その時に予想できる地方交付税はどのぐらいか。また、合併特例期限が完全に切れてしまいます平成 32 年の職員定数、そして地方交付税、この事を、どの様な方法で削減に当たられるか。そして、また、いつも言っておる事なんですが、多すぎる施設を、具体的にどう整備統合図るか、基本的な考え方を示す時期が来ているのではないか、そんなふうに思います。

以上で、この場からの質問を終わります。明解なるご答弁を、よろしくお願いします。

議長(西岡 正君) はい、町長、答弁願います。

#### 〔町長 庵逧典章君 登壇〕

町長(庵逧典章君) それでは、矢内議員からのご質問にお答えさせていただきます。

「ひとまち自然がきらめく共生の郷 佐用」この将来像をどう実現していくか、また明確に、この将来像を示せということでございますが、今の国においても国の将来像が、中々見えて来ないという中で、佐用町がですね、この誰にも分かっていただけるような、具体的な明確な将来像を示すという事は、中々私自身は一言短い言葉で言うものをですね言えません。まあ、1つの事を捉えれば、他の事が、他を見てないという事にもなりますし、どうしても、これは抽象的な言葉の中でですね、理解をしていただかなければならない状況ではないかと思います。まあ、それが総合計画の中でもうたっておりますように、自然とともに生きる事を、基本理念の1つとしているわけでございます。

これは、地域住民のふれあいを通じて、町民一人ひとりが社会に参画し、生きがいをもち、自己実現できる社会を築き、子どもも高齢者も障害のある方も、健康な人も、全ての町民の人権が尊重され、安心して暮らしていける福祉社会を築き、全ての町民が生涯にわ

たって心身ともに健康でいられるようにしたいというものであります。この実現に向けて は、ご指摘のように、幾多の問題を抱えていることも事実でありますが、65 歳以上の高 齢者が集落人口の半数を超え、冠婚葬祭をはじめ農業用水や生活道の維持管理などの社会 的共同生活の維持が困難になって来ている、いわゆる限界集落と呼ばれる集落は町内に約 15 集落にのぼってきて、のぼっております。そして、この中でも、高齢化率が 70 パーセ ントを超えている集落が6集落、既にございます。この様な集落では、いま耕作放棄田の 増大、林業不振による人工林の放置、山は荒廃の一途をたどっております。保水力の低下 した山は、渇水や鉄砲水による水害を発生させ、下流地域の農地や農作物・住民生活にも 大きな影響を及ぼすというふうに考えられます。これに対応するためには、まず集落の状 態に応じた対応が必要で、限界集落を提唱されている長野大学の大野先生の研究によりま すと、存続集落が、段々と限界集落に近づき、やがて消滅集落になっていくわけでありま すが、準限界集落の状態にある時に存続集落へ再生していく手立てを講ずることが地域再 生のポイントであるというふうに思いますけれども、しかし、この事が、具体的に効果的 な解決策、具体策がないという事であります。しかし、今できる事は、少しでも後追いの 政策ではなくて、予防行政の視点に立った対処が重要ではないかというふうに考えており ます。限界集落で暮らす高齢者の多くは、現在住んでいるところで暮らしたいと考えてお られると思いますし、それは、そこで暮らす生活が、もっともストレスのない生活の場に なっているからであって、高齢者が町へ出て行かなくても、生鮮食料品の確保や年金が引 き出せる最低限度の生活が維持できる対策が、まず必要ではないかというふうに考えます。 また、地域共同管理の必要性も、管理の必要性もあります。下流域の住民が上流域の問題 を自分達の問題として捉えることで、多面的な支援を行ない、流域住民が一体となって流 域環境を保全していく広域的な取組みも必要ではないかというふうに考えます。また、自 分達の地域を自分達の手で守り、活性化していくため、合併後、進めている地域づくり協 議会による地域づくり活動を、今後とも進め、行政もその取組みを支援して、少しでも問 題解決に努めてまいりたいというふうに考えております。

次に、耕作放棄田ゼロの町づくりという事で、食糧自給率を、色々と話が出ております。 非常に低い現実を見据えての提案という事でありますが、中山間地域である佐用町におき ましては、野生動物の出没による農作物への被害とともに、農林業経営の低迷や農業従事 者の高齢化による経営意欲の減退により、貸借農地や耕作放棄農地の増加が、今後さらに 進むことが懸念をされております。耕作放棄田ゼロを目指すことは理想ではあろうと思い ますけれども、現在の日本の国のあり方として、国が食料自給率 100 パーセントを逆に目 指すという政策を行っていただければ、自ずと放棄田も、当然なくなるというふうに思い ます。現在のような、食糧生産の、食糧を取り巻く環境のままでありますと、町内の農地 において、その全てにおいて放棄田をなくすような対策を講じることは、到底不可能な状 況であります。まあ、矢内議員も、その事は、当然十分に承知の上ですね、できてもでき なくても、分かりやすい目標を立てて町民に示す必要があるんではないかというふうに言 われているんだというふうに理解をしておりますけれども、町の実際行う政策としては、 やはり現実的な視点から捉えていかなければならないという点もご理解いただきたいと 思います。国や県等の制度に基づいた中山間地域等直接支払交付金事業や農地水環境保全 向上対策事業等の実施により、耕作放棄地の拡大防止を図るための対策を講じており、ま た、経営拡大を図る事業対象農家へは、町単独事業ではあります佐用町水田農業担い手育 成奨励補助金を交付することによって、農家の営農意欲の拡大を図っているところでござ います。大規模農家や集落営農組織への対策としては、国県等の制度に基づいた米の生産 調整に係る、産地づくり交付金・担い手経営促進事業・品目横断的経営安定対策事業等へ の参加によって、農作物生産に対する意欲の向上を目指しているところであります。

また、町内におきましては、都市住民を対象とした農業ボランティアとして、棚田交流 人やふるさとむら会員を募集することによって、農作業体験や交流イベントの開催で農地 や地域活動の活発化、保全を図っている集落も、それぞれあります。

現在、集落での地域づくりをどうするのかとの検討課題として、取組み意欲のある集落から、むらづくりワークショップを行い、地域でできることの話し合いを進めておりまして、今後におきましては、各集落での話し合いの進展にもよりますが、先進集落の例にならい都市住民に参画して頂ける活動ができたらと考え、集落協議を推進して来ているのが、協議を推進しております。

次に、治水力100パーセントの山林を持つまちづくりにという提案であります。

この提案についても前の質問と同じように、非常にまあ、分かりやすい言葉の上では、 非常にインパクトのある、その地水力 100 パーセントという目標ではないかというふうに 思いますけれども、実際に、この山の管理、山を育てていくというのは、地道な、また長 年の努力を要する仕事であります。平成 16 年の台風による風倒木処理で伐木整理をして いる跡地の造林約250ヘクタールが今年の春頃に終了する予定であります。また、新ひょ うごの森づくり森林管理 100%作戦の事業計画に基づき、国庫補助事業を活用し、間伐事 業等を実施しておりまして、個人負担を軽減するための町助成も行っております。また、 県民緑税を活用した緊急防災林整備事業や環境対策育林事業としての間伐事業を推進す ると共に、町行造林地につきましては、間伐・保育事業を計画的に毎年約20ヘクタール を実施しております。そのような政策を確実に積極的に推進していく中で、治水力のある 山林を再生していかなければならないというふうに考えております。森林は、洪水・渇水 の防止、土砂の流出防止をはじめ、温暖化防止、気候緩和や大気の浄化など、公益的機能 を有しております。こうした林業関係事業は、治山治水上も当然必要な事業という位置づ けをいたしております。ただ現在、木材価格の低迷が続いており、森林管理に対する認識、 意欲が薄らいでいるのが現状でありますが、関係機関等協議しながら推進していく考えで ありますので、どうぞよろしくご理解いただきたいと思います。

次に、ごみの見えない河川を持つまちづくりという事ですが、当然、河川だけのごみで はなくてですね、町内どこにおいてもごみのない奇麗なまちづくりという事であろうかと 思います。現在、道路や空き地や山林、色んな所に心無い人によってごみが不法投棄捨て られている、非常に状況があります。この様な見苦しい環境では、ごみが散乱しているよ うな状況というのは、やはり、そこに住む人、また見る人、人の心が荒れているというふ うに感じ、また非常に地域の皆さん方の気持ちも非常に暗くなるんではないかというふう に思います。ごみのない町にするという事は、皆が気持ち良く暮らしていく表れだと思い ますし、そういうまちづくりというのが、これから地域の中で取り組まなければならない、 ひとつの大きな、ひとつの課題、目標ではないかというふうにも考えております。ごみの ポイ捨てとか、ごみのない地域をつくろうという話は、これまで地域づくり協議会等にお きましても、そういう話も、私もさしていただいております。これは、大きなお金を掛け るというものではなくてですね、住民の皆さんが、地域を、やっぱし住み良い地域、快適 な住環境をつくっていく上で、まず最初に取り組むべき課題ではないかなという事で、お 話もさしていただき、今既に、三日月の中では、町職員が率先して道路のごみの清掃等に もあたりながら、地域づくり協議会などでの課題としてね、話に出していただいていると いうふうに聞いておりますので、こういう住民の運動を今後とも期待をし、また促してい きたいなというふうに思っております。

次に、平成 20 年度予算に関してのご質問でございます。

まず交付税に関して、平成 18 年度決算額と平成 19 年度予算額をベースに試算いたしました数値を申し上げ答弁とさせていただきます。

普通交付税の算定の特例、いわゆる「合併算定替え」の特例は、合併が行われた年度とその後 10 カ年度は、「合併後の新団体としての算定額」と「合併関係団体がそのまま存続し続けたものとした時の算定額」とを比べて、有利な方を選ぶことができる制度でございます。11 カ年度以降は激変緩和措置として、5 カ年度かけて段階的に合併算定替えの増加額が縮減されていきます。本町では、平成 27 年度に合併算定替が終了、平成 28 年度から平成 32 年度にかけて激変緩和措置が適用され、平成 33 年度から通常の算定方法に移行するということになるわけであります。ちなみに、平成 19 年度の普通交付税額は 47 億 7,800万円、特別交付税額を 4 億円余り見込んでおりますので、現計予算額は合わせて約 52 億円でございます。この普通交付税算定における基準財政需要額は、一本算定が 62 億 300万円、合併算定替えの特例による旧町の合計額が 70 億 9,800万円となり、この制度による増加需要額は 8 億 9,600万円でございます。

平成 27 年度は、合併算定替えの最終年度でございまして、基準財政需要額のうち公債費が増加するため、普通交付税額は 48 億 1,200 万円、特別交付税額 3 億 5,200 万円と合わせ 51 億 6,400 万円を見込んでおり、平成 19 年度の現計予算額と比べまして若干の減少となります。参考までに、激変緩和措置 1 年目の平成 28 年度は、増加需要額が 90 パーセントに縮減されますので、普通交付税額 46 億 8,800 万円、特別交付税額は 3 億 3,700 万円、合計で 50 億 2,600 万円を見込んでおります。

次に、平成 32 年度の激変緩和措置の最終年度でありますが、増加需要額が 10 パーセントに縮減され、普通交付税額は 37 億 6,500 万円に減少、特別交付税も 3 億円を切るものと予想しており、合わせて 40 億 4,600 万円しか見込めない状況と試算をいたしております。通常の算定に移行する平成 33 年度につきましても、参考までに試算額を申し上げますと普通交付税額 36 億 3,900 万円、特別交付税 2 億 6,900 万円、合計 39 億 800 万円と、当該年度以降は 40 億円前後で推移するのではないかというふうに考えております。

次に、職員定数についてでありますが、19年4月1日時点で403人で18年度から10人の減でありました。20年4月1日の職員数は389人で、前年より14人の減を見込んでおります。ご質問の平成27年度の職員数見込みは、定年退職による減と退職者の一部補充による採用見込みで328人を予想しております。20年4月1日から比較して61人の減少であります。これは定年退職者95人、新規採用34人を見込んでの予測数値でございます。これら以外の勧奨退職、普通退職者については予測ができませんので、今のところ数値的には申し上げることはできません。また、普通交付税が通常の算定になる前年の平成32年度の職員数は295人を予測しております。定年退職者90人、採用57人の計画で、27年度から更に33人の減少を見込んでいます。採用計画が多いのは、保育士、消防士、保健師など専門職については、退職者の補充を順次、行なう計画のためで、一般事務職につきましては、退職者の3割程度の補充を見込んでおり、技能労務職の補充については、今後の施設のあり方にもよって、非常に大きく変わりますけれども、できるだけ抑え、補充をしないというふうに考えております。

職員数の削減については、毎年勧奨も行い早期退職者をつのっておりますが、今後も、 この勧奨制度は継続して実施してまいりたいと思っております。

次に、施設の統廃合についての考え方でございます。少子化が進む中で保育園や小学校の統廃合の必要性、特に施設の維持管理面からでなく、教育を受ける子ども達にとって、教育環境、子育て環境として本当に望ましいのは、どういう状態なのかということ。色んな視点から、あらゆる角度から検討しなければならない時期ではないかと考え、今般、教育委員会を中心に、教育施設の検討委員会を組織し、協議検討していただく運びとしております。支所、出張所については、行政組織の再編やスリム化などの検討、その他の公共施設については、維持管理を指定管理者制度に移行できないかも、まず検討し、職員数の

削減に努めていく考えであります。施設の統廃合などが進めば、先程申し上げました職員数についても、概ね類似団体並みに削減は可能ではないかと思っております。できる限り住民サービスの低下を避けることを考えながら、慎重に、また計画的に取り組んでいりたいというふうに考えておりますので、ご理解いただきますようにお願いを申し上げます。以上、少し長くなりましたけれども、この場での答弁とさせていただきます。

〔矢内君 挙手〕

議長(西岡 正君) はい、矢内作夫君。

14番(矢内作夫君) はい、どうもありがとうございました。

あのまあ、1点目の話なんですけれども、勿論、将来像そないに簡単に一言で言うて、 言えるわけでもないし、僕も、それが分かって質問しとんだろうというような事も言われ ましたが、まあ、国とかね、あれだったら、まあかなり大きい、県だったら大きいとこな んで、ちょっとそういう面は、具体的に出しにくい面があろうかと思うんですが、佐用町 ぐらいの規模の町になりますと、割りに、あのある程度の、そのまとまりいうもんが取り やすい町じゃないかと思うんです。2万人ぐらいいう事になりますとね。ですから、その 全体で、こっちが立てば、こっちが立たんいう事もあるんですけれども、全体で、そのど うこうじゃなしに、まず、その目に付いたとこから、こうやっていく、それを目標にして やっていくいうような事も、1つは、こう大事じゃないかなと思うんです。勿論、その耕 作放棄田 0 というのが、無理じゃいう事はよう分かっとんだろうがという事も言われまし たが、勿論、それは、そういう言い方もできるわけなんですが、今は、耕作放棄田言うの、 本当にこうカヤが生えたり木が大きいなったりしとうような所が多いわけ。ですから、こ れを、せめて、そのあの、今直ぐにでも田植えをしようと思うたらできるような格好に戻 すことは、僕は可能やと思うんです。それ程の努力なくてもね。ですから、あの、今その、 色んな制度の中で、減反を奨励するような形の中で、補助金が出ております。そういうふ うな部分を、何とかこう、そういう、その農業生産する人にこう出すような、移行するよ うな形で、特区的言うたらおかしいんですが、そういうふうな形で、国がやらんのんです からね、国がやらんのんですから、地方の方から、ちいとこう、国に積極的に、うち、こ ううふうな事を考えとうさかいに、補助金を出せとか、そういうふうな形の中で、何とか、 こう努力ができいへんだろうかなという事を1点思うのですが、その点について、ちょっ と考え方を。

議長(西岡 正君) はい、町長、答弁願います。

町長(庵逧典章君) 一旦荒廃してですね、その荒れて、木まで樹木までですね、生えたような所を、未だ農地として使えるようにするというのは、大変な労力お金が要ると思います。だから、そんなに簡単な事ではないと思うわけです。でも、これからね、そういう所を増やしていかない、維持していくという事、これは、ある意味では、この農業のやり方、この土地の使い方によってね、これはそんなに、通常の、その農業生産の中で行えるという事であれば、そんなに努力はいらない、通常の中でできるわけです。今、町としては、やはり、個人では、もう農地、農業が続けられない、田んぼなり畑を耕せないというような所、方がたくさん出て来ていると。そういう中で、担い手、集約して、ある程度規模的にも大規模にしたり、またこう農業に従事して積極的に取り組んでいる方に、まあ、そういう農地の保全等を含めた農地の活用をお願いをしていくという事で、今、奨励金で

すね、農家の農地の集約に関しての補助金を出しております。これは年々かなり増えて財政的にも、非常にこれきついなというところまで来ておりますけれども、やっぱし、こういう所をね、ひとつ町としても優先的に、これから考えて取り組んでいかないと、中々集落なり、そこの地域、個人だけでは、もう維持できないという点がありますので、町としての、やっぱし施策としては、そこらあたりは、やっぱし、これを継続して維持していかなきゃいけないのかなというふうに考えております。

[矢内君 挙手]

議長(西岡 正君) はい、矢内作夫君。

14 番 (矢内作夫君) あのね、今、認定農業者とか、ああいうふうな形に、農地を集約してね、やろうという事になりますと、やっぱし、それは採算性いうものが出て来ると思うんです。勿論その採算性に合う、採算に合う、やっぱり、その田んぼしか借受は、その事業者もできんと思う。しかし、その、残って、一番その今目に付きだしたのが、やっぱり何言うか、山の裾の小さな、3 畝、5 畝ぐらいな田んぼとか、色んな、そういうふうな、その条件の悪い所がようけ残っておると思うんです。そういうとこを、地域づくりみたいな格好の中でね、何とかこう少しの補助金、助成金を出した中で、地域の人に、皆で守ってもらういうような事の方向がとれんだろうかなというふうに思うんですけどね。

議長(西岡 正君) はい、町長。

町長(庵逧典章君) まあ、そういうふうに地域は、できれば、本当にやっていただきたいし、町としても一緒に、そういう取組みができたらなというふうに、確かに思いますけども、実際に、そういう、その少しの経費とか、また少しの労力でできるという所じゃないわけですね。かなりの、そのそこには、そういう放棄田になる所程、耕作もしにくいし、作業もしにくい、また生産性もない状況の中でね、またそういう所がある集落というのは、元々、先程ちょっと出ました、お話させていただいた限界集落的な高齢者率が非常に高くなっていると、元の後継者が居ないというような所が、そうなってきているわけですね。だから、そこに、そういう事を求めてもね、それを受けて、じゃあ、地域で、皆で取り組んでいこうと。中々、それができない。だから、その辺が、もう少し地域づくり協議会という、広い広域的な、この力の中で、そういう所も自分達の地域として捉えて、今言われるような活動ができればいいなと思いますし、こういう問題も、やはり地域の課題としてな、それぞれの地域の課題として、皆さんで、まず話し合っていただきたいし、町からも、そういう問題を提案して話し合っていただく事も必要だというふうに思うわけです。

〔矢内君 挙手〕

議長(西岡 正君) はい、矢内作夫君。

14 番 (矢内作夫君) 勿論、僕が、今、言いましたのは、今、町長おしゃったように、 その部落は、限界集落いうような事になったら、もう部落内ではできんわけです。限界集 落だったら、まだましなんですけども、もっともっと2軒か3軒しかおらんようになった いう所は、当然、そういう事はできないんで、やっぱり地域、地域でね、うちだったら長 谷地域で、そういうふうな所を、ちいといっぺんこうずっと回ってみて、あそこどないか こうしようじゃないかというような気運が盛り上がるようなね、そういうふうな指導言うたらおかしいですけども、形を町にも、ちょっとこう取っていただけないかなというふうに、まあ、うちなんかで、時々、その地域づくり協議会なんかでお話し合う時には、やっぱり草刈1つにしても、奥長谷の奥の方はできにくいから、いっぺん地域づくりの中で、そういう事も考えてみようやというような話も現在出ておるわけです。ですから、そういうふうな所を使うて、やっぱり、地域づくりの、それがまあ、1つの目的でもあると思うんで、これからひとつ啓蒙をお願いしたいというふうに思います。

それと、あの、保水力、治水力 100%言うても、1 つの語呂合わせみたいな格好で書いたんで、あれなんですけども、山の価値が下がった言いますか、その材木の値段が、もう全くあれして、採算性に合わないいう事がよく分かります。ですから、その森林というものは、もう個人の持ち物やないんやと。これが1 つの、その、あの、治水力保全のための、公な、公の、その1 つの財産なんやというような考え方の中で、やっぱり、これからは、山も守り、色んなこう、自然体を守る必要があると思うんです。その中で、うちなんかの、部落山なんかにしても、とにかく中へ入ったら真っ暗いうような所がようけあるわけです。ですから、そういうふうな所を、本当に、こう間伐をするんに、今もう専門家言うたらおかしいですけれども、高齢の方は、非常に無理な部分があるし、ほんなら言うて、そこへ部落で金を出していう事になったら、とてもこうできるような状況じゃないいうふうな中で、1 つの、その保水言うか、自然を守る、水を守るというような意味から、1 つは、やっぱり、これは、大きな考え方として、町なり県なり国なりが、そういうふうな制度を、これからも設けてやるというような、そういうふうな形での考え方が、まずやっぱり、地域いうか、佐用から発信していただけないだろうかと、そういうふうな意味で、ちょっと書かしてもらったわけです。そういうふうな事について、あったら一言お願いします。

議長(西岡 正君) はい、町長お答ください。

町長(庵逧典章君) 森林については、既にですね、そういう個人では、もう、どうして も、これは維持できない。ただ、この国土の保全とか地域の災害対策、環境保全、こうい う公益的な面からですね、森林というものを、まあやはり公、公で管理をしていかなきゃ いけないという考えは、もう既に出ているわけです。ですから、ほとんど、今、森林の施 業をしていくのに、間伐にしてもですね、今回の台風災害なんかの特に、ほとんど 100 パ ーセントの公費で行っていくという事で取り組めて取り組んでいくわけですね。ですから、 そういう制度がありますので、それ程大きな、個人に負担を、経済的な負担なしに、こう やっていけるような事をですね、これを、もっと関心持って、それぞれの人、山を持って おられる方、所有者に持っていただくという、この取組みがやっぱし必要かと思います。 色んな制度はあるわけです。で、まだまだ、この緑税なんかも、これが作られたというの も、そういう観点から、県民緑税というものが創設されて、そういうお金も使ってという 事ですし、それから、まあ流域的な考え方ですね、下流の皆さんも一緒にこういう森林に 対しての経済的な、やっぱし支援もして、負担もしていかなきゃいけないという、これま だ十分には浸透してませんけれども、そういう動きもあるわけですから。ただ、まあ、森 林については、非常にまあ長い時間が掛かり、再生するのが非常に時間が掛かるものがあ ります。ですから、今まで、その出て来た、非常にまあ、力を、苦労して来た、そういう 森林を、少しでもまあ、価値のある物としてね、残すという事も、育てていく事も、これ から、まだまだやらなきゃいかんとこだと思いますし、それを含めて、この治水力とか、 今、環境対策という事も、重ねてやっていくという事で、町としても、そういう制度をう まく活用しながら取り組んでいきたいと思います。

## 〔矢内君 挙手〕

議長(西岡 正君) はい、矢内作夫君。

14番(矢内作夫君) まあ、よろしくお願いをいたします。

それと、あの、次に川なんですけども、最近言うか、去年、一昨年でしたか、議会の研 修で四国へ行った時、四万十川の端を 10 キロか 15 キロか下ったわけなんですけれども、 その時に、非常にこう、四万十川、ごみも何も落ちてない奇麗な川やなという事を、ちょ っと感銘を受けたわけなんです。で、あの、残念ながら最近こう川に色んなこう、ごみが 浮いていたり、引っ掛かっていたりいう事があるんで、ひとつ、その自然、きらめく自然 という形の中で、何とかこう川だけでも奇麗にするいうような事ができんだろうかなと。 ちょっとインターネットで、どういうふうな対策がとられておるんかなというふうに見さ せていただきました。かなり色んな所の対応と言いますか、やられておる所があるんです が、ひとつ、その四万十川のケースを紹介しますとですね、ちょっと四万十川の持って来 てないんかな。ちょっと、別のをさしてもらうんですが、4箇所か5箇所、まあ、ちょっ と出してみたんですけれども、ほとんどが、地域ボランティアによる清掃というのが、か なり進んでおる所があります。こういう1つ天竜川の件なんですけれども、60 団体ぐら いの団体が、とにかく、その自分らの生活空間の範囲を自分らで快適にしようという形で、 川を分断さしてやっておられる、それに、県の、そういうふうな団体の方から多少の助成 がでておるというような、そういうふうな格好で、かなり河川の美化という事に力を入れ ておられます。それで、先日、ちょっと京都の保津川行っとったんですけれども、あすこ も寒かったんですけど、ちょっと保津川下りをしたんですけども、12、13 キロあるみた いですね。それで、まあ上から1時間半程掛かって下ったんですが、本当にこうごみも何 もない、奇麗な環境にしてある。それも、ほなら言うて、何もせんとそうなっとんか言う たら、これも、かなり努力をされておるようです。ですから、本当に、今地域づくり協議 会の中で、もっともっとこう、色んな事に関して、受ける側も、色んな提案をしてくれた ら、僕らやりたいみたいな人も、長谷なんかで話したら、結構あるんですね。ですから、 自分らの生活環境奇麗にするためにという事に関しては、やっぱり皆、関心を持たれてお ると思うんです。ですから、そういうふうな点でも、何とか、色んなこう、話し合いの中 で、そういう事も出していただいて環境の美化にひとつ、町の方から、かなりの発信をし ていただけたら、もう少しこう、勿論、その道路端の缶拾いとか何とか、どこの部落も多 分やられておるというふうに思います。横坂なんかの場合も年に4回ぐらい出て、ボラン ティアでやってます。ですから、まあ、ほとんど、川端にいう事は、道端にいう事はない というふうに思うんですが、そういうふうな形で、これからもですね、色んな地域づくり 協議会の中で、そういう事啓蒙していただけたらというふうに思います。

それと、あの、次の地域づくりについて一点という形で書いておるんですが、ああ、もう時間なくなったな。これ、あの、ある自治会がですね、こないだうち、集会所のぐるりで、まあ土木工事を、土木工事いうたら大げさですけれども、5、6人の人が出て、色々と作業されておったわけです。それで、2、3日見ておったんですが、何をされとんかなと思って、自治会長さんにお尋ねしました。ほなら、ふれあい広場を整備しよんやという形でされておりました。で、後から聞きますと、一週間程して行ってみますと、その、あの6人、まあ多い時には8人ぐらいで、毎日10日程掛って整備したんやという形で、ふれあい広場整備されました。で、どんなですか、これあの、僕も、議員として、そこへ行ってみて、これあの、町に、そういうふうな補助金申請されとんですかっというふうにお

聞きしましたら、いや、補助金申請しとらんのやと。これどんなん、これだったら、多分、 町から助成が出ると思うさかいに、やったったらどうですか言うて聞いたんです。ほなら、 その自治会長さんが、いやもうとにかく、色んな形で、町には迷惑かけると。ですから、 自分らでやれる事は自分らでしたんやという事でやりました。言うて、その方は言われま した。それで、あの、今、本当にこう、何でもかんでも、そういう事を言うたら語弊があ るんですが、町にやらしたらええんや、行政にしてもろたらええんやという時代にですね、 地域が、そういうふうな形の考え方でやっていただけるの、非常に僕も感銘受けたわけで すは。そういうふうな中で、いやこれね、あの、とにかく町から、幾額かの助成が出ます んで、一応それだけは受けるようにされたらどうですかというふうにお話しましたら、そ こまで言ってもらえるんだったらという事で、直接担当課に電話させていただきました。 ほな、担当課も直ぐ来てくれて、これだったら助成金掛りますという事で、それは、それ なりに手配をしていただきました。それでね、まあ一番初めは、その自治会も、かなり高 齢化されとんで、業者に頼もうかという話もあったみたいです。見積をしたら230万ぐら い掛かると。とても230万の金はうちにはないから、自分らでやらんかというのが、まあ まあ発端だったようですけどもね、そういった中で、町の、もし一番初めから、町に補助 金申請してやろうという事になりますと、町が、多分 200 万の限度で、その半分を助成す るという条例になっとうはずです。で、100万円のお金が、多分、町としては要ると思う んです。で、今回、そういうふうな形でやられて、全体で50万ぐらいでされたようです。 で、こないだ担当課あがって来て、どういうふうになりましたかというふうにお聞きしま すと、23万か24万かの助成になったとお聞きしました。それでまあ、あの、50万いうの は材料代ですはね。全部。材料代で 50 万掛ったと。それで、僕が、町長に、ちょっとま あ、お聞きしたいんは、地域が、それだけ努力してやった、普通だったら 100 万出さない けん。それが、まあ、地域の、そういうふうな努力の中で、50万で地域は抑えられた。 それで、補助金として 25 万が適当なんだろうかなという気がするわけです。材料を、勿 論、工事費全体という事になりますと、最高が200万で、その半分という事になっとんで すが、材料だけという事になりますと、ちょっとまた考え方を違えてもええんじゃないか なというふうに思うんです。で、それだけ、地域が、地域づくりという事も考える中で、 勤められとう人が2日ぐらい休んで出られたようです。そういうふうな中で頑張っておら れる所に対する補てんの仕方がね、そういう事でええんだろうかなという気が、ちょっと するんですけどね。言っておる事分かりますか。

議長(西岡 正君) はい、町長。

町長(庵逧典章君) あの、元々ね、宗行の皆さんの取組みだという事で、私も聞いておりまして、そこの宗行地域の自治会長さんを中心に、できるだけ自分達でやろうと、そういう基本的な考え方をもっておられます。それは、非常にね、集落自治として、集落のあり方としても、そういうふうに取り組んでいただけるというのは、これは、まあそれが全町、どこの集落もそういうふうになっていただけたら、考え方も、ある程度は持っていただいてますしね、そういう取組みができればいいなというふうに思います。ただ、まあ、それに対してね、今、そういう制度のんがあるんだから、これは制度として助成したらいいじゃないかというお話で、後から、それを申請をいただいたと。だから、元々200万も掛かるんだから、100万出したっていいじゃないかという、例えば50万全額ね、100万にもならないんだから、自分達でやられたんだから、50万出したらいいじゃないかというような、そこぐらい町が考えたらいいんじゃないかというお話だと思うんですけどもね、しかし、そこには、最初の集落での自分達でやろうと言われる部分、これは、町としても、

そこは、ある意味では都合がいいか分かりませんけれども、大事にしなきゃいかん部分だと思います。ですから、それに対して助成、いくらかでもね、まあ、その制度の中で、これは材料であろう、何にしても掛った費用の半分と2分の1補助という事で査定をしておるわけなんで、そういうボランティアで地域の人が皆掛られた分の日当までね、実際に含めてというような計算は、これは、それをしてたら、中々、じゃあ、そこの査定いくらにするのか、これは今回の宗行だけの話じゃなくってね、他の事業なんかにも、全部、そこがかかわって来ますから、その辺は、宗行の集落の取組みを、善意に解釈、いい方に解釈させていただいて、町としての、その制度の中で取り組まして、そういう助成をさせていただくという事で、ご理解をいただきたいと思います。

〔矢内君 挙手〕

議長(西岡 正君) はい、矢内作夫君。

14 番(矢内作夫君) いや、僕はね、その宗行部落の方の、まあ言うたら、そういうふうな地域づくりの考え方、僕は立派だと思うんです。そういうやり方でやられた事について、その部落の方からお金をとってくれとか何とか言われたわけでもないし、するんですが、けども、その制度の中でね、もし行くいう事になると、そういうふうな事を頑張ってされとうが故にですね、ほんまにできるだけの事をしてあげたいというのが、これが普通の考え方や、普通いうか、僕は、そういうふうな基本的な考え方持っとんですけどね。それで、あの、うちなんかで、道つくりとか、色々とやって、船曳さんとか安岡さんとかに、砕石ほなら、ダンプに1台とか2台とかもらいに行く事があります。その時に、材料は全部町がするからという事を聞いてます。ほなら、その上限な、材料費を見る上限はどのぐらいになっとんかと思うんですけどね。まあ、あの砕石やったら5,000円か1万円のものなんです。それは全額みますというて、町へ請求書出したり、うちが払うたやつの領収書もろて町がもろたりしようみたいなんです。

議長(西岡 正君) はい、町長。

町長(庵逧典章君) 何も、かにも全部一緒にはね、やっぱし、中々当てはめれないと思うんですよ。だから、道路とか、そういう物の維持についての原材料費というのは、建設課で材料費として、こういう形でみますという1つのルールを作ってやっております。それから、コミュニティ広場なんかについてはね、やっぱし、それの工事費の2分の1といのが原則があります。だから、その工事費にかわるものとして、その材料費は実際工事費の中に含まれておりましたから、はっきりした工事費としての材料費だったと思うんですけどね、これだけの原材料費が掛ったという事での2分の1。これは、それで、工事費のコミュニティ広場の助成制度というルールの中で算定をしておりますのでね、そこは、ちょっと理解していただきたいと思います。

議長(西岡 正君) はい、後6分で終わります。

14 番(矢内作夫君) あの、ほなら、これ提案はしておきますので、また考えていただけたら、考えていただきたいというふうに思います。

それで、もう1つ書いておるんで、後もやりたかったんですが、時間がないようなんで、 ある町民の方々に、町民の方にいう形の中で、こう、こういうふうなもんいただいており ます。ちょっと読み上げて、紹介をさせていただいて終わりたいというふうに思うんですが。

佐用町長に提言という事で、新佐用町の町長になり、今、あなたは、この町を、どの方 向に進めて行こうと考えておられるのでしょうか。合併当初の1年目は、旧町、行政格差 はどのようにバランスを取るのか。また、旧町町民意識の格差を把握する時間を費やす事 もあったでしょう。行政と町民のどちらも、まあ暫くの間見守って行こうと期待を持ち、 そして1年が過ぎました。2年目、国の方向、県の財政が、ますます厳しくなり、町への 負担も増え、行財政改革に取組みたいが、方向が見えない状況であったのではないでしょ うか。合併当初の課題であった格差についてはフラットな状態で指導されたと思っていま す。そして、3年目、いよいよ方向性を掲げ進んでいかなければならない将来、時期が来 たのではないでしょうか。そこで、どのような町をつくろうと思っておられるのかを問い たいのです。佐用町の財政状況の厳しい町民の生活も世間では景気が多少緩やかに回復し ているとの情報があるが、決して佐用町に当てはまるものではない。今後、ますます高齢 化になり、収入が減り、支出が増える事になります。佐用町は、人口約2万1,000弱、職 員数は、今何名ですか。臨時職員は何名ですか。企業に置き換えると、町長は社長、職員 は従業員、この形態で会社を運営してみたらどうなるでしょうか。企業は利益を追求する、 行政は、そんな立場ではないと言われるでしょうが、収入引く支出の計算は同じだと考え ます。つまり、収入に合った支出が望ましいのです。これが基本ではないでしょうか。厳 しい経営状態の中、支出を抑えるのはどの分野なのか。どの様な企業においても考える事 は、人件費の削減です。佐用町と類似した組織においてどの様になっているのでしょうか。 ここ数カ月間に職員の不祥事、職員の資質向上が言われますが、400 名もの職員はどうし ても監督はできないと思います。400人には400通りの人間性があります。そして素晴ら しい可能性を持つ職員も多いと思います。当初、目標であったろう職員の意識の向上、そ れを図る上で、町長の手元から職員を離す企画はどうでしょうか。町の企画を町長1人で は決してできないのです。そこで町長に提言をします。平成20年、これから躍進可能な 年齢 30 代から 40 代前半に焦点を絞り、県内外の長期研修を試みてはいかがでしょうか。 ただし、やる気のある職員は 50 代でも十分可能である。そして、研修項目としては、サ ービス業、農業、林業、色々な全般、この様な分野だけで、実情を経験さしてみてはどう でしょうか。佐用の庁舎内だけでは町民の多様化するニーズに応える事はできないのでは ないでしょうか。町民の目線に立ち、真に町民の奉仕者として、その仕事を理解できなく なっているのではないでしょうか。民間の厳しさを知り、相手の立場になり、常に先を読 み、情報化社会に対応できる環境が人を育てます。現在では、50 名程度の職員を研修に 出すことも可能ではないでしょうか。研修に出すことにより、今以上の力を発揮する職員 も必ず出て来ると思います。町民は、色々な形でボランティアとして町の運営に参画をし ています。勿論ボランティアですから、ほとんどの所で無報酬です。究極の提案として、 財政破綻した夕張市へ送り出す、破綻した町で、厳しい財政を肌で感じる事が可能になる と思います。お年寄りの元気な徳島県上勝町でいるどりの町おこしを体験してはどうでし ょうか。この2箇所は研修先に適した町ではないでしょうか。企業がどんな局面になって も対応できる人づくりをしています。1分1秒が企業の方向性を決め、利益をだし従業員 の生活を支える、そんな現場に身を置く事で、体験型研修になるのではないですか。短期 間では、人は育たないかもしれませんが、何も行動を起こさないよりは、一歩前進します。 佐用町は寒くもなく暑くもなく、田畑があり山もあり、交通も便利、安心安全な町でしょ う。平凡な町だからこそ、その考え方で、目先を変える事で、面白い町になる事も可能な 環境にあると思います。道路をつくる、施設をつくる、それも必要ですが、人をつくる、 また、その人が人をつくり続ける。私達が、次の世代に残していかなければならないのは、

まず人であるというふうに思います。これが、町の財産になると、私は信じています。こ ういった提言をいただきました。

これは、また町長に後からお渡ししますが、1つでも2つでも、心に残った事は、ひと つやっていただきたいというふうに思います。ありがとうございました。

議長(西岡 正君) 時間になりました。

ここで、暫く休憩をいたします。3時15分まで休憩いたします。

午後02時57分 休憩 午後03時15分 再開

議長(西岡 正君) 休憩を解き再開をいたしますが、松尾文雄議員から病気治療のため 早退という事で、届出がいただいております。

休憩前に引き続き一般質問を行います。

続いて11番、山本幹雄君の質問を許可いたします。

#### 〔11番 山本幹雄君 登壇〕

11番(山本幹雄君) 11番、山本です。才金ファームについてと水道水源保護条例についてを、それに水害に対する行政指導について伺います。

産業廃棄物処理施設㈱才金ファーム建設については、先の臨時議会で町民の皆様より請 願された産業廃棄物処理施設計画撤廃と早期問題解決を求める請願書は賛成多数で可決 されました。町の意思決定機関である議会が、産業廃棄物処理施設計画撤廃と早期問題解 決を求める請願書について採決の結果、反対は僅か1しかなく、町議会としてまさに、建 設反対の意思を示した事になり、町民の皆様は採決の結果に、さぞ満足された事と思いま す。そこで、町長に伺うが、今後、建設阻止について、どのような対策を講じようとして いるのかを伺う。また、水道水源保護審議会が開催されておりますが、この水道水源保護 審議会は、何のために設置されているのか。地区の代表者である代表自治会長が、なぜ審 議委員に任命され、審議をする意味があるのかを伺う。科学的、技術的な問題を、この審 議会で審議するという事は、はっきり申して無理があると思います。それは、その分野の 専門家でもなく、学識経験者として参加されている森本さんにしても同じことが言えると 思います。しからばなぜ、このメンバーによる審議会、求められているかと言えば、住民 として何を思い、何を考えるかという事が求められているのであり、それ以上の科学的根 拠を示せというものでもないし、また、逆に、それを示せと言われたのなら、審議員の皆 様は、皆困惑されると思います。科学的な根拠なり書類審査については、県なりに任し、 書類審査が済んでいるかどうかではなく、住民としてどう思い、どう考えるかになってき ます。そもそも、この審議会の持つ意味を県の大西参事が言われた、もっと考えるように と。その意味は、県の紛争条例の他法令の規制解除に引っ掛け、産廃問題は、慎重に事を 運びなさいよ。本当に住民が了承しているのですかという事であります。もし、そうでな いなら、この条例をうまく活用しなさいよという事であります。それから、この審議会は、 町の諮問機関として単純に審議し結論を出せばいいような事になっているようにもみう けられ、中には問題ありとすれば、早くから訴訟されるとの意見まで出されており、反対 をする事はできないような雰囲気さえ見受けられるように思います。訴訟される事が前提 であるなら、審議員としてまともな審議が行えるはずもなく、それが、まして行政側の立 場から言われれば、なお更な事であります。そういった審議会の進め方に、少し危惧する

所存であります。産廃許可については、確かに、県が行います。しかし、何度も言いますように、県が許可をするかどうかの判断材料は、町が提供するという事であります。そのために、県は、何度も、町民の、何度も意見書の提出を求めているし、また、こうして佐用町独自な条例である水道水源保護条例で謳われている、現在及び将来についても大丈夫と言い切れる材料はあるのか。本当に将来問題がないと言えるのか。よく審議しなさいと言って来ております。佐用町が審議し、将来においても問題なしと結論づけるのであれば、将来もしもの時に、今度は県の方から、佐用町に対し、本当に審議し、調査したのか、県も責任は持つが、一番大事な当該町である佐用町の責任は最も重大ですよと言われます。基礎的自治体と言われる町は、町民の福祉の維持向上を図らなければならない責任があります。その責任を放棄している事になります。私は、水道水源保護条例の持つ意味について、行政は、審議員の皆様に本当に問うていないのではないかと思います。その点についても伺いたいと思います。

最後に、水害に対する行政指導について伺います。

水害対策について行政指導は的確に行われているのか。平成 16 年台風時に水かさが増し川の堤防を水が越流し、各地で水害に見舞われた、その事の原因として井堰問題があると考えられる。井堰に欠こう部が設けれているが、その欠こう部が、実は常時塞がっており、欠こう部としての意味を持たず、その事が水害を引き起こす原因になっているのではないかと考えられるが、町長はどのように考えられるかを伺います。

答弁、よろしくお願いいたします。

議長(西岡 正君) はい、町長、答弁願います。

〔町長 庵逧典章君 登壇〕

町長(庵逧典章君) それでは山本議員からのご質問にお答えをさせていただきます。先程、片山議員からもご質問をいただいておりますので、同じ内容になる部分もあると思いますけれども、それぞれまた答弁させていただきたいと思います。

まず、請願を受けて今後どのようにしていくのかというご質問でございます。私も、住民からの皆さんからの請願は、多くの住民の皆さんの純粋な思いとして、町長として、それを受け止めなければならないというふうに、まず考えております。

また、その請願が、先の臨時議会で賛成多数で採択されましたことにつきましては、私 といたしましても非常に重く受け止めているところであります。しかし、当然、議会にお かれましても、町として法令順守の中で問題解決をする事を前提として、これを採択され たものというふうに理解をしております。

この度の産廃施設設置手続きについては、「片山議員」からの質問にもお答えをいたしましたが、県の条例に基づき、事前協議の届けがなされ、法令に則って進められて来たところであります。この手続きを、町において法的処分において、この計画を中止する事、止めさす事はできない中で、どう解決するかという事で、非常にまあ苦慮しているところであります。そのために、私自身、昨年来、度々それぞれの地域へも出向き問題解決に向け、協議を重ねてまいってきたところでございます。まず、問題解決する方策、最大の方法は、やはり、関係者がお互いの立場を尊重して誠意を持って、まず話し合うことから始めなければならないと思っております。そのために、地域の中においても、色々と、その話し合いの場を設けて協議をして来たところであります。地域住民の皆さんの反対の請願は、その気持ちは分かりますけれども、当然、当事者があるわけでありまして、その当事者は才金集落であり、才金ファーム会社でございます。まず、この当事者が、の中で、両

者の、両方の理解というものが最終的になければ、円満な解決はできないわけであります。そのためにも、真摯に話し合うテーブルに、やはりついていただかないと、話し合いはできません。それには、お互いの立場を、それぞれ認めるところから、この話し合いに入らなければならないというふうに思います。今後は、才金集落の皆さんの思いや考え方も、当然、尊重しながら、また才金ファームの会社に対しまして、地域住民の皆さん方の現在の取組み、思いというものを十分に、これを届け理解していただくように、私としても最大限の努力を重ねて行きたいというふうに考えているところでございます。また、才金集落の皆さん方に対しましても、それぞれの思い、計画を進められて来た中で、現在の状況を踏まえて、この計画の一旦中止について話し合っていただき、そういう方向で考えていただければ、町としても、一方の会社に対しても、そういう話を一緒にさしていただきたいなという事で誠意を持って努力をして行く所存であります。

次に、水害に対する行政指導という事についてでございます。平成 16 年の台風は多く の地域で多大な被害を被ったところであります。特に佐用、上月地区は、堤防を越流し、 田畑や家屋等が多大の被害を受け、被災された被害を受けられた方々には、大変お気の毒 であったというふうに思います。この災害の対策については、それぞれの旧町において議 論、協議され、新町においても、その対策を引継ぎ、各種事業の取組みを行ってきたとこ ろでございます。ご質問の井堰は、河川構造物として位置づけられており、河川管理者の 許可を得て設置をされており、管理は、水利関係者によって行われております。農業用水 等として取水するためには、欠こう部を堰き止めることが必要ですが、周辺に影響のある 大災害時には、堰き止め材料などが、河川の流水の障害にならない様にしなければならな いと考えています。欠こう部に、設けられた堰き止め材が、原因とのことでありますが、 原因の1つであるというふうに言われておりますが、周辺の災害を最小限にするためにも、 関係者が、お互いの立場にたって、総合的に考え、知恵を出していく必要がござます。町 といたしましても、総合的に災害の無い対策を県と共に推進してまいりますが、障害とな っている井堰の防水方法に、水止め方法について問題があれば、水利関係者、地域の関係 者の皆さんと改善に向けて話し合い、ご理解を得て、解決方法を見つけていくべきものと いう事で取り組んでまいりたいと思っております。

以上、この場での答弁とさせていただきます。

## 〔山本君 挙手〕

11 番(山本幹雄君) そしたらまあ、ちょっと、才金ファームにしようかなと思ったけど、ちょっとだけ後にしまして、先に、公害、水害による方の話をさしてもらいたいと思いますけども、これは入っとんかな。ええっとまあ、水害、16 年災害時は、まあ佐用町とか他は、どちらかと言うと風倒木の方がかなり酷い状態だったんですけども、旧上月町においては、割と水害が酷かったという事であります。それで、その時に、水害が、まあ、堤防が決壊したり、堤防を越流して住居が浸かってしまったいうような問題があるんですけども、その全てが、その井堰によるものかどうかという事は、それは分かりませんけども、井堰に本来ならなければならないはずの欠こう部に、常に、その障害があって、欠こう部が欠こう部としての役目を果たしてないと。障害と言うよりも、実際はまあ、住民の皆さんが置かれている物によって、結局、欠こう部としての意味をなしていないと。その事によって、堤防を越流する水が、更に、量が増えて、住居にまで水が押し寄せて来ているんじゃないかと思うわけであります。そういった事が、例えば、佐用町で、どの程度、何軒ぐらいあるのかというのを町長は把握されてますか。

議長(西岡 正君) はい、町長、お答えください。

町長(庵逧典章君) あの、実際に井堰には、そういう構造として、その一定の高さじゃなくてですね、中央部に一部水が流れるようにして、取水時に、そこを止めるという、そういう構造になっております。で、その、いわゆる欠こう部にですね、恒久的な水止めはされていると、塞いでいるというような所がある事は知っておりますし、それによって水害が起きた起きないかは、また別にして、そういうふうな、もうー々、その取水時、耕作時だけにするんじゃんなくって、1年中、その状況におかれているというふうになっている所が非常に多いという事は言えると思います。それを、今回の、その円光寺の井堰につきましてはですね、まあ、上流の下上月、中上月等の洪水に関係しているんではないかという事で、ちょっと大きく問題になって来たわけですけども、他の所にはまあ、そういう、その水害になってないから、これは問題になっていないという所があるわけで、その点については、全て何箇所というのは、井堰はたくさんありますから、全部調査はしておりませんけれども、上月の大日山川の所にも、役場の前の所もありますし、また佐用川の所も、それぞれ常時塞いだような形になっている所があるという事を確認をいたしております。

〔山本君 挙手〕

議長(西岡 正君) はい、山本幹雄君。

11番(山本幹雄君) まあ、あの、今、上月のと言われまして、上月の所にある井堰については、旧上月町の前にあったのを上側に移しまして、確かに、あそこは、常時、あそこも最近は欠こう部に、まあ恒久的に塞いでいるという形なんですけども、ただ、あっこの場合は、かなり上に井堰を移す事によって、この前の 16年台風においても上上月が水害になる事はなかったという事であります。そして、私が一番言いたい、私だけじゃなくして、そういう思いがあるというのは、災害時において、水害になる要素があるような場合、どうなのかと。そういうふうに考えられる場所、そういう井堰が何箇所ぐらいあるのかという事で、ここは、まず大丈夫だろうと言われているような、先程言いましたような、その上上月にある井堰に関しては、別に、そう心配する事もないだろうけども、現実問題、災害が起ったような地区に対して、今後ほんまにどうするのか。関係住民だけが話し合いましょうだけで済む問題では、僕はないと思うわけです。そこで、行政として、どの様な対応するかという事を伺いたいなと思うんです。そこら辺の返答、もう一度よろしくお願いいたします。

議長(西岡 正君) はい、町長、お答えください。

町長(庵逧典章君) まあ、これは、また、そういう問題が、私も、新たに、この問題から生まれてきたと、認識したという事ですから、調査をして、これまで災害、水害やね、特に 16 年災害等で越流したり水害があった所に関係しているような井堰、その中で、その様な状況になっているという所について、あれば当然対策をしなきゃいけないというふうに考えておりますので、調査をいたします。

〔山本君 挙手〕

議長(西岡 正君) はい、山本幹雄君。

11番(山本幹雄君) あの、調査をしてもらわなあかんわけで、調査はドンドンしてもら わないかんのんですけども、これはっきり言いまして、今、調査してもろたら困るんです。 なぜ今調査してもろたら困るか言うと、これいつかいうのは、町長もよくご存知だと思い ますけど、町長が就任して間もない頃、うちに、集落に、ある事で来ていただいた時に、 町長も、よくご存知なんで、それ以上は言わなくてもいいのかも分からんけども、町長非 常に前向きな返事をいただきまして、その事について、僕ら非常に感謝して、その後、ま あ皆良かったなって、今回の町長ええなって、今後何かやってくれるんやなって、今まで の町長は、そういう意味においては、ちょっと問題だったけども、今度、庵逧町長は、ほ んまに頑張ってくれるなって言うて、こう私、その時、会計しておりましたんで、ちょっ と議事録全部僕が書いて、前の区長が今の区長に、それ引続き渡したいう経緯もあるんで すけども、そういう中で、非常に町長が前向きな意見をしてもらったなという事がありま して、にもかかわらず、2年近く経っても何もないじゃないかというのが、住民の方から 出て来たいうのがありまして、2年経って何もなくして、今、調査して何とかします言う んだったら、この2年間が、ちょっと前へ行っとらんのんかいないう話があるわけですね。 だから、今、調査するんじゃのうて、ああそうか、そういう問題が、確かに、あの時は、 町長、佐用の町長であって、上月ではなかったんにしてもね、状況だけは十分把握、多分 されとったと思うし、僕が上月でも、佐用町、ああ大変だったないうのは、十分把握して ますからね、だから、町長、しとっただろうに、今に調査する言われたら、ちょっと、あ れ、ちょっと違うのかなと思うんですけども、そこら辺、もういっぺん答弁お願いいたし ます。

議長(西岡 正君) はい、町長。

私も、18年の3月だったと思いますけども、合併後半年前の時に 町長(庵逧典章君) ですね行って、状況は全然分からない中でですね、そういう水害があって、そういう水害 対策についての改善を皆さんから色々とお聞きいたしました。しかし、まあ、そういう欠 こう部が塞がれてて、井堰が高いからというような事が重点じゃなくて、元々井堰の改善 をして欲しいというお話だったと思いますし、ただ、それについては、まだ大きな事業に なりますし、河川の改修自体はですね、これは県の事業としても、中々まあ上流まで待っ てるのは、非常に時間が掛かるし、当面直ぐには、難しいという話と、当面できる事はや りますと。で、土砂の取除け、越流所の堤防の低い所の嵩上げとかですね、そういう対策 も話をさせていただいたと思います。それから、その、そういう井堰についての問題で、 後からまあ、担当課、下水道課から聞けば、それが塞いでいるという話だったんで、その 何とか、それを下げる方法はないかという事で、測量調査をさしております。だから、そ れによって、今のガードレールで塞いで水嵩を上げている部分をですね、何とか取り除け ないかと。これには、元々欠こう部、そこに置くのは問題だったとしても、今、あそこの 井堰が、農業用水だけではなくてですね、やはり集落が浄化槽の、合併浄化槽の排水を全 部流されております。やっぱり、常時水を流しておかないとですね、やっぱし非常に使い 辛いという事で、そういう必要性もありますのでね、水を流しながら、今の水位を少しで も下げる方法という事で、調査を、基本的な調査をさしたわけです。で、まあ集落からも、 どうなっているんだというお話の中で、町としても、そういう形で解決をしていければと いう事でお話もさしていただいたんですけれども、それは、ちょっと違うぞと。やはり本 来の、まず井堰の管理の仕方、そういう点で、やっぱり、ちゃんと解決をしておかないと、 他の所も、そういう事でやるという事になったら大変でしょという話もあり、今、そうい う事で、円光寺の方の集落と管理の仕方というような話で、今協議をさせていただいているところです。ですから、まあ2年間、ずっと放っておいたというつもりはなかったんですけども、その事だけにかかってたんじゃなくって、他の対策、土砂除けとか、そういう堤防の嵩上げ、県にもお願いして、これはやって来たところであります。

〔山本君 挙手〕

議長(西岡 正君) はい、山本幹雄君。

11 番 (山本幹雄君) これは、うちの集落だけじゃとかの問題ではなくして、特に、うちの集落が酷かったいう事で、私、今質問させてもらっておりますし、方法は色々あると思いますけれども、それは、町長が、うちの集落にみえられた時に、それが欠こう部という話より、実際問題、井堰そのもののいう話だったいう事は、確かにそうでさりますけども、井堰そのものを、早い段階で取り除いてくれいというような事も、これは現実的に難しいので、それであったら、欠こう部だけでも早い段階で何とか行政指導をしていただき、取っていただく事によって、少しでも安心できるという事であるんであって、本来、町長が今言われたように、井堰そのものを何とかしてもらえれば一番いいんだけども、それを今直ぐにというのは、難しいんで、欠こう部だったら行政指導の段階で、早い段階で何とかなるんじゃないかという思いでさせてもらっております。まあ、ちょっと、時間もドンドン過ぎて行きますんで、後、町長に、中々まあ、片山さんから言われたようにやね、町長に、ちょっとよいしょしながら、持ち上げながら、こっちの方は何とか進めてもらいたいなと思います。

続いて、もう1点の、その才金ファームについてで、町長が法令順守しながら、当事者 同士で話してもらったりいう事で、それで後、まあ今、先程言われておったように、まあ 法令順守して、県の条例に則ってまあいう事を、色々言われております。確かに、法令に 順守で則って、解決してもらわないかんのんだろうし、それを無視するという事はとても できませんが、その法令の何が問題なのかという部分を、ちょっともう一度お願いしたい と思います。

議長(西岡 正君) はい。

町長(庵逧典章君) あの、これは、廃棄物処理施設の設置条例に基づいて手続きが進められております。現段階においては事前協議が終了して、後は、町の水道水源そして良好な環境に保護に関する条例、この2つの条例に基づいた町での手続き、これを終えて、それを持って県の方に本申請をされるという段階になる。形になっていくわけですね。この事業を進めようとすればですね。ですから、町としては、その法令に基づいて水道水源条例に基づく審査をしなきゃいけない。これは、当然、その施設が水道水源条例に書かれておりますように、水源に対する汚濁の恐れ、水源の枯渇、そういう事があるかどうかを判断をしなきゃいけないと。これは町の責任としてやらなきゃいけないという事です。それから、当然、次には、環境、良好な環境を保護する条例につきましては、これは、あらゆる環境に対して、心配されること、皆さん方が、色々と危惧される事、将来にわたっての事まで含めて、ここは、内容的には、幅広い中で、これを協定、審議をするという形があるわけです。ですから、そういう事はせずにね、そういう事をせずに、それを処分する、町がしないというのは、これは法令に違反しているという事になります。

議長(西岡 正君) はい、山本幹雄君。

はい、それは、もう当然ね、そういうような水道水源保護条例で協 11番(山本幹雄君) 議したり、良好な環境についてね、していただかなあかんのんで、水道水源ね、これ、ち ょっと見さしてもらうとね、ええっとね、町の責務いう事でね、第3条の2にね、町は、 水源地域の保護に関する知識の普及及び意識の高揚に努めなければならない。ですね。保 護に関する知識の普及及び意識の高揚に努めなければならないとあり、第7条の1と2で、 事前の協議及び措置で、「対象事業者」は、あらかじめ町長と協議するとともに云々あっ て、でまあ、これ、さっき言うたようにね、7条、ちょっと読むとね、対象事業を設置し、 又は操業しようとする者は、あらかじめ町長に協議するとともに、関係住民に対し、当該 対象事業場の計画及び内容を周知させるため、説明会の開催その他必要な措置を採らなけ ればならない。で、2、町長は、対象事業者が前項の規定による協議をせず、又は同項の 措置を採らず、若しくは採る見込みがないと認めるときは、対象事業者に期限を定めて、 そういうふうな措置を採るように勧告するとなっとう。で、3条で、町長が書いとうよう な、水道水源域の保護に関する知識の普及を努める、意識の高揚を努めなければならない という事を、どれだけやったのか。ねっ、関係住民にしたのか。で、7条にあるように、 対象にしてなかったら、そういう説明するように措置しとらなあかんよという事で、町長 は、例えば、水に関する上月、上月の才金ファームに関する水源は、これは当然久崎にあ りますは。この流域の関係者に対してね、意識の高揚に努めなければならない。知識の普 及にせなあかん言うたけど、才金ファームが行われる言われながらね、町長、その間に、 どれだけこの、ほなこの知識の普及を行ってきたのか。逆に、業者に説明させて来たのか を伺いたいと思います。

議長(西岡 正君) はい、町長。

町長(庵逧典章君) 関係住民に知識の普及、これは才金地域として、そういう施設の内容等についての説明会をして、そして、まあ、この施設、その施設の今回の施設が水道水源、水道を汚水についての影響、そういう物についての恐れのないというような事を説明をされて来たという事です。ですから、それを、地域の、この関係住民としての地域、それを才金集落の中で行ったという事で、その時の段階では終わっております。

〔山本君 挙手〕

議長(西岡 正君) はい、山本幹雄君。

11番(山本幹雄君) その関係住民が才金というのは、県の紛争条例によって、著しく影響のある地区はどこですかという県からの問い合わせに対して、これ、ちょっとついでに言うときますけども、水道水源保護審議会なり一番最初の議会説明でおいて、施設から 500 メートルというような説明をされたと。それは、今日、片山さんも、その様に言われておったけども、8月に行われた水道水源保護審議会、保護説明会において、課長が、県からの、その指定場所どこや言うたら才金や言うて町が応えた言うて、あれちょっと 500 メートル、施設から 500 メートル言いよった話がどっか行ってもとうがないうのもあるんだけども、それはあくまでも、その紛争とか、その条例の中で県が町に問合わせた区域が才金

であると。だから、私は、前から何回も言われているように、この水道水源保護条例を見ると関係住民はどこかという事が才金じゃないだろうと。それと、もう 1 点ですけれども、著しく影響がある地域という事でありますけれども、水も出なけりゃ臭いも出ないのに、どこが著しい障害がある地区があるんですか。ちょっと、そこら辺もついでに伺います。

議長(西岡 正君) はい、町長答弁願います。

町長(庵逧典章君) あの、条例上ですね、当然、著しく影響のある地域という事を指定されております。しかし、じゃあ、全く今言われるように、水も出ない、臭いもしない、何もないのに、影響がないんじゃないかと、ほな何もしなくてもいいんじゃないかという話になるんですけれども、しかし、そうじゃなくって、これは少なくても、そういう最小限の、そこで実際に立地する所の地域、これは、1つの、その設置をする上で、その地域は皆さんに、きちっと説明をする地域として指定をしているわけで、その逆に、その著しくないという事を説明をしてもらえばいいわけです。それで理解をされれば、それは何も、今回も、そこから何の異議も出なかったという形になっております。まあ、また、そういう地域の指定についてですね、これについては、当然まあ、その施設が、今言われるように、水も排出しないという、そういう中で、県の条例に基づいた紛争条例に基づいた指定地域と同じ地域を水道水源においての審査、審議における住民に対する説明、その中での区域というふうにしたと。考えたという事です。

〔山本君 挙手〕

議長(西岡 正君) はい、山本幹雄君。

11 番(山本幹雄君) あの、水も出なけりゃ臭いもないんで、とりあえず才金にしたんだというふうな返答かなと思います。けども、水も出なけりゃ臭いも出ないんだったら、オ金だろうが久崎だろうが同じなんだったら、その流域は、まあ全部該当してもいいじゃないかと。それは何回も言われているように意見書の提出をもう一度し直してもいいじゃないかと言われている事であると思います。ただ、私が言っているのは、紛争条例においては、実際はそうかも分からんけども、これにある町の水道水源保護条例に見ると、関係住民でありますので、関係住民という事に関してだったら才金も久崎も、私の住んでいる地区も、はっきり言うて条件は一緒なんです。という事は、どういう事かと言うと、水を飲むという事しかないんです。先程から言うているように、臭いも出してなけりゃ、水も出ないんだったら、才金だろうが久崎だろうが一緒なんでありますから、水道水源保護条例による関係地区とは、幕山から久崎まで頭数があると思います、私は十分理解します。この文章では。そうする事になると、これに関係してあるように、先程言わしてもろたように、普及及び意識の高揚に努めなければならないと言うんであるなら、当然、久崎の方にまで説明は、もうちょっと丁寧にするべきではあろうと思いますけれども、どうですか。

議長(西岡 正君) はい。

町長(庵逧典章君) まあ、何度も同じ事を繰返しますけども、そういう条例の趣旨と施設の内容、そこから判断して、その地域を関係地域として設定したと。これについては、それぞれの今言われる見解が解釈あると思うんですけどね、町としては、そういう事で、手続きを、今までしてきたという事です。

### 〔山本君 挙手〕

議長(西岡 正君) はい、山本幹雄君。

11番(山本幹雄君) しょうもない事ばっかり言う。だから、これね、県の方に申請したんは、それでいいんです。もういいじゃないですか。県の方に申請したのは。水道水源保護条例は、町の条例なんです。町の。だから、県にしたやつはいいじゃないですか。ねっ。町の条例で該当地域はとか、関係住民言うたら、ああそうやな言うて、そういう意味においては、幕山から久崎までそうだったら、町長が、よしほなら説明しよかでええんや。だから県までね、変えてくれと言いようわけじゃない。僕は、水道水源の話を、去年の一番、ああ、多分6月28日からしとると思う。水道水源は町の条例ですから、町の条例として、ああ、確かに関係住民、そういうふうに、僕は見れるし、多分、皆、そうやと思いますよ。だから、もっと下まで説明してくださいという事。水道水源でやで。

〔町長 挙手〕

議長(西岡 正君) はい、町長。

町長(庵逧典章君) あの、それは、今、同じ様な事になりますけども、言い方になりますけども、県の、その事前協議における紛争条例に基づく地域指定、その中で事前協議が終わり、そして、今度町における水道水源に対する、その周知説明、これを町としては、それを県の紛争条例に基づく手続きがされた上でね、その事を踏まえて、同じ地域という事で、一応、町として出しております。これは、だから、それに基づいて、業者の方、会社の方は説明会をしているわけです。だから、それによって手続きが、私は、一応、事前協議の手続き、その説明が終えていると。法的にはね。そういうふうに解釈しております。課長そうじゃないですか。ちょっと、課長、業者、業者の方からも、町としての、その域を、地域を指定して、それは出してるね。文章で。課長。

# 〔水道課長 課長〕

議長(西岡 正君) はい。

水道課長(西田建一君) あの、ただ今、山本議員が、あの、水道水源条例に基づく関係住民 のお話を、色々ご意見をお聞きしております。これにつきましては、あの、昨年から、そ ういう意見等十分お聞かせをいただいて、私の方からも答弁をさせていただいております けれども、まあ、おっしゃる事も、あくまで佐用町の水道水源保護条例の中で、関係住民 を決定すればいいんかというようなお話かと思うんですけれども、私の方につきましては、まあ既に県の方で出されております産業廃棄物処理施設のですね、設置に伴う紛争と予防 条例に基づく地域を才金集落とされたという状況の中で、それを準拠をさせていただいて、佐用町水道水源保護条例の中の関係住民を才金集落とさせていただいて、それに基づく、いわゆる事業計画なり周知計画、それから説明会、それからいわゆる縦覧公告、そういう 物の手続きをしていただいて、今現在、町長からの諮問に基づく審議会を開催しておると いう状況でございます。

### 〔山本君 挙手〕

議長(西岡 正君) はい、山本幹雄君。

11番(山本幹雄君) まあ、これな、同じ事の話しの繰り返しになってまうけども、これ見るとな、地区指定なんてな、説明地区指定なんて書いてないんや。どっこにも説明地区なんか指定するようになってないんや。説明せいとだけなっとんや。どの地区に説明せいなんか書いてないんや。だから、あんたらが県にやな、ここ指定ですなんて一言も書いてへん。指定せいなんか、この地区指定せい言うて書いてへんやん。どこに書いとんや。よう読んでみなよ。これ関係住民に説明せいと書いとうだけや。だから、この地区にせいいうて書いてえへん。関係住民に説明したらええだけなんや。どこが関係住民か言うとんのや。関係住民にしたらええだけやん。何も県関係あれへんがな。どこに県関係あるんや。これ見てみない。よう読んでみない。関係住民に説明せいと書いとうだけだから、関係住民に説明してと言いようだけよ。

〔町長 挙手〕

議長(西岡 正君) はい、町長。

町長(庵逧典章君) ですから、関係住民は、どこになりますかという、やっぱりあるわけですよ。

11番(山本幹雄君) 僕ら、関係住民や。

町長(庵逧典章君) いやいや、それは水を飲みようから関係住民となるのかどうか、それはね、法的解釈色々、条例上の施行、やっぱし、適用の解釈、それは違います。ですから、今回手続きとしては、関係住民というものが、そういう形で協議があって、この地区、県の、その紛争条例に基づいた形で申請されたものを、協議がされたものと準拠して、この地域を関係住民ですという事を、町としては出してますという事なんですから。

〔山本君 挙手〕

議長(西岡 正君) はい、山本幹雄君。

11番(山本幹雄君) まあ、その件に関しては、もうええは。いくら言うても、県の紛争条例と、あれを一緒にしてもとう。まあ、ええは。じゃあ、これね、株式会社才金ファームから要望書が出されているわけですね。2通も出とん、僕知らんなんだんだけども、この前、岡本さんがやね、2通も出されとんのを、上月の区長会に配ってくれたもんで、ああ2通も出ているんだなと、それを見れば、何と内容を見ると、貴町の積極的な後押しにより進められて来たものでありとありますね。本当に積極的に後押し町長がしたんですか。そこら辺どうなんですか。

議長(西岡 正君) はい。

町長(庵逧典章君) 私は、手続きとか、そういう事について積極的に後押ししたという

事はございません。ただ、最初にですね、これも議会の方にもお話させていただいたと思います。この施設というものが、どういう、その今の状況の中でね、町としても、こういう施設の建設。この施設というものが、存在がですね、下水道汚泥とか残渣、環境とか、これからの、その農業、有機肥料作って、農業を有機栽培していくような事業、そういう事に活用ができる施設であるという、そういう点で産廃施設というよりかは、名前は産廃施設でありますけれども、事業としてですね、町としても、これは、必要な施設ではないかというふうに考えますという事はお話をさせていただいたとおりです。そういう点について、企業においては、その初めから、この施設は、駄目ですと。こういう施設はつくってもらったら困りますという事は、当然言ってません。ただ、その前提として、地域の皆さんによく理解していただいてくださいよと。地域の理解というものが必要ですという事は、最初から申しあげております。

〔山本君 挙手〕

議長(西岡 正君) はい、山本幹雄君。

11番(山本幹雄君) という事は、町長は積極的に後押ししてない事ですね。という事であるなら、業者の方から、訴訟するぞ言われても、町が別に後押ししとうもんだったら、何ぼ訴訟されても町は関係ないね。

〔町長 挙手〕

議長(西岡 正君) はい、町長。

町長(庵逧典章君) あの、町が、今、訴訟を受ける状況にはないと思います。これ法令 を順守する限りね、法令を無視して、これを例えば、審議をしないとか手続きをしないと か、そういう事であれば、それは訴訟の対象になると思います。

〔山本君 挙手〕

議長(西岡 正君) はい、山本幹雄君。

11番(山本幹雄君) 当初からね、訴訟される、訴訟されるというのが、非常に何回も出てきとんで、もう訴訟しようかというような企業が僕は嫌いやから、そんな企業来なんで ええというのがあったけども、今、町長が訴訟される事はないと言うたんで、非常に心強いなと。

町長(庵逧典章君) 行政がですよ。

11番(山本幹雄君) 行政かどうか、知らんけども。

民間の人が来るのは来たらえんだからね。僕は、町長は何回も、水道水源保護審議会の中でも、この前の2月の中でも行政が訴訟されるのは困るっていうのを発言されておるのを、僕、ちょっと筆記しとんで、それは、それで後でいいですは。ほんでね、水道課長がね、訴訟されるぞって言うて来た文書に書いとうのはね、当社の、才金ファームから見てやけどね、建設する産業廃棄物処理施設は排水を伴わないものであり、佐用町水道水源保

護条例では、排水による水質汚染防止を目的とするものであるから、排水のない施設については、同条例に定める規制対象事業に該当する事はないが、同施設が、産業廃棄物処理施設業を行うものであるから、形式的にも本条例に定める審議会を開く必要があるので、同審議会の終了を待って欲しいと、こう書かれておる。これは、多分、課長も知っておる。町長も知っておると思いますね。こんな事、ほんまに課長言ったん。

議長(西岡 正君) はい。

水道課長(西田建一君) ただ今のご質問につきましては、後ほどの森本議員からもお尋 ねがいただいております。まあ、12月25日付けのですね、いわゆる才金ファーム藤井さ んからの、そういう審議会の遅れの中の要望書の中に、見られた中で、言われたとおり、 そういう事を、水道課長としての見解があるという事でございますけれども、若干ニュア ンスが違うかと思うんですけれども、私はですね、才金ファーム藤井氏に言っておる事は ですね、水道水源保護条例に基づく、いわゆる措置がとられておる、それに対して、その 条例に基づく事のですね、いわゆる欠陥の、欠陥言うんですか、求めてられる事がですね、 されてないというような状況ではございませんのんで、そういう措置からしてですね、水 道水源保護条例の7条第3項に即した手続きが、いわゆる条例に基づいた手続きが順守さ れ、それに基づいて町長からの諮問を受けですね、審議会を開催しておると。ただ、そう いう法令に順守した中で、みさしていただくんであれば、まあ規制対象、この条例に定め ておる規制対象事業所にですね、該当する恐れはない。そういう事に対しては、どうかな というようなお話をさしていただいた事は、何回かございますけれども、そういった該当 する事はないというのが限定したですね、発言は行ってないというふうに記憶をいたして おります。

〔山本君 挙手〕

議長(西岡 正君) はい、山本幹雄君。

あのね、課長ね、これだけきっちりね、当社の建設、産業廃棄物処 11番(山本幹雄君) 理施設は排水を伴わないものであり、佐用町水道水源保護条例は排水により、ほいほいほ いほいほいほっと先程読んだ物を書かれておると。こんだけ書いとういう事はね、言うた ら悪いけどね、向こうテープとっとうかも分からんと思うんです。テープとっとう恐れだ ってあると思います。録音しとう恐れだってあると思うことになる。そうじゃないと、こ んだけ文書出て来ないよ。で、その時にね、今、町長、課長が言うたような答弁がほんま に通るかどうか。なっ、僕が、積極的に言うて文書に書かれておる。課長が、こういうふ うに形式的に、もうするだけなんで待って欲しいいうような事言や、向こうお前、明らか に誰がどう見ても、これだったら積極的に、町がかかわっておるようにとられる。これだ ったら、町長が言うたように、法的に訴えられる事はないと言うかも分からんけど、もし、 これがテープでもとられとうような事があったり、録音でもされとうような事があったら、 これは、はっきり言うて町負けるは。あんたらが、お前、明らかに誰がどう見てもやりた がっとうがないうようにとると思う。と僕はとれるな。ほんでな、課長な、昨年6月21 日厚生委員会で課長の説明でな、水は、排水は一切工場から出ん。排水しないと言うが、 排水しないという事が大きな事で、まず1点あります言うて、うんぬんとあって、水道水 源保護条例の中において特に問題はないかという中であって、点々とあって、私の方とし ては、6月7日に6月7日、水道水源保護条例やな保護審議会やな、に、直ぐに了承いた

だけるかなと思う事があった。最終的に了承いただきたいなという思いを持っております。 言うて、どう聞いても町が後押ししとうようにしかとれんわけや。これ課長がはっきり僕 じゃのうて厚生委員会で言うとんや。なっ。ほんなもん初めてのとこでやで、それで、最 終的に了承いただけると思いますと言うて、これ課長とも何回も、その後言うたけど、ち ょっと、まあかなり言いおうたはな。こんな事をはっきり言うとうわけや。もっと言うた ら、まあ、ここに持っとうわけやけど、これ何回も読み直してみた。議事録な。こんな事 ばっかり言うとうわけや。ほな、誰がどう見てもな、ああ、もう町積極的に後押ししとん かなと思うは。ほんでね、一昨年の 12 月に鍋島さんが一般質問し、去年の4月か3月に 片山さんが聞いた時には、明確な返事はしてないから報告だけ的な言い方、言い回しして おいて、それで、後で分かったら、もうちょっと詳しく説明しますいうような発言だった と思うたんや。僕は、確か。ねっ、だから、まあ、これにおいては、もうちょっと、もう ちょっと分かり次第説明してくれるんかなと。確かに審議中やいうのあったんかも分から んけども、まだ、もうちょっと詳しく説明してくれるんかなと思うとったら、実は意見書 が1月24日に1回目出ておったんや。なっ、町の意見書は、もう既に1回目発行してま すよと。次、3月に発行してますよというような発言がね、片山さんが聞いた時に町長は しとらんわけや。それにおいてな、僕が1回目の水道水源保護審議会6月 21 日にあった 時に、町長が片山さんが聞いた時にな、まだ、もうちょっと詳しゅう分かり次第報告する。 これは、ちょっと、その時の言葉のあやの中で、色々あるだろうけど、そういうふうな形 で言うたやろって言うのを言うた。これ、山口課長覚えとうな。その後、課長何言うて答 弁したか覚えとう。ちょっと言うてみて。

#### 議長(西岡 正君) 町長。

- 11番(山本幹雄君) ちょっと、課長、山口課長に先聞こう。先こっち何言うて答弁した か覚えとうか。議事録あるんやから。
- 住民課長(山口良一君) すいません、ちょっと、私、今、条例の方読んでましたんで、ちょっと、もういっぺんお願いします。申し訳ないです。
- 11番(山本幹雄君) まあ、ええは。まあ、ええは。あんな事知らん言うたんや。簡単に言や。私は、そんな事聞いてません言うたんや。なっ。そんな事説明した事知らん言うたわけや。な、でも、今日、課長にな、町長がはっきりな、片山さんがあえて、そういう説明した言うとんや。課長が、そんな事知りません言うて答えとんや。なっ、そんなん知らんわけないんや。実際したんやから。で、僕が、その時、水道水源の時にな、あったがな、したがな言うて、それで、その後、ちょっとしてからな、吉井さんも、ええ、それについてどうなんよ言うて聞いたけど、まあ知らんでつきとうしてもた。まあ、それはそうなんかな、俺の聞き間違いかな思うたけど、今日、町長が言うてくれたんで、ああ、やっぱり言うとったんや間違いない言うて自信持ったは。なっ、ちょっと、ほなついでに聞こう課長。
- 水道課長(西田建一君) はい、色々ご指摘いただいて、私自身反省せないけん的な発言も若干あったかないう事でございます。しかしながら、その私が言った事が、全て、その中に書いてあるという事ではなしに、私が言っている事は、言っている事も書いてない事項もあるんです。で、私が、何か、その今回、才金ファームをですね、まあ、後押ししとるような発言であるという話が出てきますけれども、私は、そのそういった推進的なお話をで

すね、そういったものは藤井社長に対しては一切言っていおりません。あくまで、町長の方からも申されましたけれども、いわゆる法令に順守した手続きの中で、審議会をさしていただくと、だから、それが結果的に、そのできるような状況になるか、例えば、審議会としてですね、町長に対する答申が、いわゆる規制対象事業所として認定する事が、妥当ではないというような意見が出てたとしてもですね、それに対しても、そしたら、それが直ぐですね、今回の工場が建設できるかどうかという事ではないですよというような話もですね、藤井社長には十分お話をさせていただいておりますんで、そういう、その私が推進をするというような発言は、今まで一切行なっていない事をですね、もう誠意あげてご理解もいただきたいなというふうに思います。

#### 〔山本君 挙手〕

議長(西岡 正君) はい、山本幹雄君、後、4分です。

11番(山本幹雄君) はい、後4分。まあ、あの、そういう事について、まあ、あんまり 課長責めてもね、かわいそうなんで、僕人間できて優しいですからね。ほんでね、水道水 源保護審議会の中でね、町長、この前、2月の段階で、大西課長が帰ってから、まあ県の 方の事前審査といのは科学的根拠があって、OK出しとんやいうふうな発言されてました。 ところが、その時に、僕ちょっと筆記しよったんですけども、それより先の段階でね、県 の大西参事はね、企業の説明だけで大丈夫だろうという事で印を押したんであるというよ うな事を発言、はっきりしとんですよ。で、町長2月の、その水道水源保護審議会でね、 科学的に施設について、県の方でも事前申請して来ていると言われた。その後、参事は、 参事に聞いてね、われわれが行政上関知している事を言う。事業を初めて、これはっきり 言うた事をバッと書いたやつやけどな。事業を初めて始める前の審査でしかない。操作し ていない。才金ファームは初めての会社であるので、できた物でしか知らない。分からな い。慎重に意見を言わせていただかなければ、言わせていただかなければいけない。何年 か後、何があるか分からないうえ、上流にあるという事を考えていかなければならない。 過去も大変な事もあった。後手に回ることもある。将来についての心配もあると言われて ます。それでね、これで一番肝心なんは、この前、大西参事も一緒に施設見に行ってます ね。大西さん、その時初めて、こういう施設見た言われてます。だから、県の方は、科学 的にも技術的にも審査していないだろうという事ははっきりしてます。それについて、町 長は、この前、森本議員と、かなり言い争いしてました。森本さんは、いや書類審査だけ だろうって言うて、そないな事はないは。科学的にも全部、県て、そないな所じゃないで と言われてましたけども、僕は、そうではないと思いますが。

## 〔町長 挙手〕

最後に、ちょっと、待って、2分なんで、その後、答えてもろてもいいけども、僕が言いたいのは何かと言うとね、町長に、ちょっと厳しい事も一杯言ったけども、今後、ほんまに、何とかね、町民、皆、困っとんやから、もうほんまに困っとうから、後こう、見に来てくれとんだろうと思うんですよ。そういう思いだけをね、あれして、ほんまにこう厳しい事言うたかも分からんけど、前向きに取り組んでもらいたい。そういう思いだけで、僕、ちょっといやらしい事も言うたし、文句も言うたけども、そういう思いなんで、それだけで、後1分ですけど、答えてもらえますか。

町長(庵逧典章君) まず、最初のですね、県の方の協議・審査、この事については、事 前協議書を正式に出す前にですね、逆に、その前の審査として、県の本庁の方の、そうい う担当課の方でですね、色々と協議を審査されております。そこで、担当官の方がですね、 その施設の内容、方式、そういう物についての評価がされております。ですから、そうい う事を踏まえて、県民局の方へ審査を出されておりますのでね、そこのところは、県の方 においても、今回の施設、藤井さんも非常に自信を持っておられますけども、県において も、これまでのね、ああいう処理の仕方、方法、施設については、非常に高い評価をされ たと。で、その事については聞いておりますし、また後の運営計画なんかについても、き ちっとされていると。このとおり、きちっとできれば問題はないだろうという事で、事前 協議書が次の段階として提出されて行ったという事を確認をしておりますので、この辺は、 大西参事がですね、全くそれを知らないとか、大西さん、県民局としては、出来上がった 物でしか判断できないんだと。まあ、その理屈の上では、最終的には、いくら、その書類 の中で見ても、結果的には、できたもので、ちゃんときちっと見ていかざるを得ないとい うのは、それは1つの理屈だとは思いますけども、決して県としても、そんな無責任な形 で、この審査をされているという事ではないというふうに思います。ただ、まあ、そうい う、今、山本議員も言われたように、色んな経過があり、お互いですね、もう少し、今か ら見れば、こういうふうに対応していけば良かったという点も、確かに、それぞれありま す。ただ、今回、その、ほなら時間を戻すわけにはいきませんし、町としても、何とか法 令順守は当然ですけれども、その前に住民の皆さん方が、こういう請願もされ、思いがあ り、皆さんの総意というものをね、やっぱり大切にした形で、この問題を解決していくと いう、この立場は、やはり町長としては、最大限の努力をしなきゃいけないという事で考 えているわけです。ですから、私は、この施設そのものについては、認めるとこと言うん ですか、評価はするとこは、きちっと評価はしていかなければならないとは思っておりま すし、今後、地域においても、こういう環境問題、非常に、これから具体的なものを取り 組んでいかなきゃいけない時代の中でね、町民皆が、やっぱしこういう問題についても関 心を持って、正しくやっぱり理解をして行くとこはしていかないかんというふうには思っ ておりますけども、やはり、この進め方として、最初に、そういう所から入らなかったと いうところにね、やっぱし、この問題が非常に大きくなってきたという、一番の、これが 反省点であろうと思っております。まあ、何とか当事者であります、やっぱりがあるわけ で、私自身で全てが決めれるわけではありませんし、こういう住民の皆さんの思いそのも のだけで、この問題が解決するわけではない。最終的に、そういう物が、それぞれの、今、 直接の当事者の方に十分ご理解をいただいて、その皆さん、その方々の最終的な同意、合 意を、同意をいただくと、そういう事に全力を挙げて取り組んで、今現在もおりますので、 その点、ご理解をいただきたいと思います。

以上です。

議長(西岡 正君) 山本幹雄君の発言は終わりました。 続いて、12番、大下吉三郎君の発言を許可いたします。

#### 〔12番 大下吉三郎君 登壇〕

12番(大下吉三郎君) 12番、大下でございます。朝から、大変皆さんお疲れでありましょうし、私自身も若干疲れております。慎重審議していただいている事を嬉しく思ってい

るわけですけれども、山本議員から若干違った、今度心緩めて聞いていただけたらなと、 この様に思ってます。

私は、生涯教育基本構想の樹立につきまして町長に、また関連各部門に伺っていきたいなと、この様に思っております。合併によりまして行政機構、教育行政の仕組みも大きく変わりました。既に2年半年以上を経過して、3年目を迎える中で、生涯教育基本構想はどの様になっておるんでしょうか。人間は生まれたときから死ぬまで学ぶ。人格を磨くことは生涯教育の目的であり、指導する者として自己を高めようとする意識、それに教育の場として環境施設と一体となった人格が形成され、知、徳、体のバランスのとれた、国際的人間を作り出さなければならないと、私は思っております。島国根性的な物の見方を捨てて、国際社会の一員として、国際的感覚で物を見、考える国民でなければならないと思っております。内にあっては、地域社会の一員として、郷土を学び、郷土発展のための連帯意識の向上、また産業の振興を語る。さらに個人の健康管理なり体育向上などについても、これも生涯教育は時代の変転に対応する、できる、多様化する社会の要求に応えることであるように、当面する課題として、幼児教育、家庭教育、これらの見直し、手づくりにおける生涯学習の方向性について、もう一度検証する必要はないのだろうか。

私は、生涯教育基本計画並びに具体的な実施計画を検証すべきと考えておりますが、町 長に伺って行きたいと思います。

この様な事を申し上げて、この場での質問は、終わりたいと思います。

なお、内容につきましては、自席でおいて説明をいたしたいと、この様に思っておりま す。以上です。

議長(西岡 正君) それでは、町長、答弁願います。はい、町長。

〔町長 庵逧典章君 登壇〕

町長(庵逧典章君) それでは大下議員からのご質問にお答えをいたします。

「生涯教育基本構想の樹立について」という事についてでありますが、近年の考え方として、生涯教育は「生涯学習の考え方・理念」であるのに対し、生涯学習は「具体的な学習活動」として捉えられております。

この場では、生涯学習の取組みと今後の方向につきまして、答弁をさせていただきます。議員もご承知のとおり、本町では合併協議の段階で、新町の重要施策として、町民と行政による「協働のまちづくり」を掲げてまいりました。そして、住民自治組織を立ち上げていく上で、生涯学習の進化を、地域自治、地域づくりにつなげようという基本姿勢で、一昨年の7月末に町内13校区に住民参画による「地域づくり協議会」が誕生したわけであります。それぞれの「地域づくり協議会」は地域の特性を生かしたコミュニティづくりに取組んでいただいており、また、暮らし・生活における課題や地域の課題を自分たちで考え、解決していこうと、既に課題解決に向けての動きもでてきている協議会もございます。従いまして、現在、地域住民がより良い生活環境づくり、地域づくり、まちづくりに主体的に取組む姿勢こそ、姿こそ生涯学習であり、そのパートナーである行政は役割を明確にし、できる限りの支援をしていかなければならないと考えております。

議員の言われている幅広い意味での生涯教育の取組みにつきましての「基本構想の樹立」ということつきましは、あらゆる教育・学びの場の提供等の体制や内容の見直しということだと思いますが、今の本町の体制が充分とは言えませんが、豊富な情報化社会において、ある程度は各個人が自発的意思に基づき、自己に適した方法で学ぶ機会はあると考えられるのではないでしょうか。その中で、本町の場合は、住民が主体的に生活や暮らし

を良くしていこうと、共に取り組む体制づくりがスタートしたところであります。生涯教育の取組みと検証については、年度ごとに発行しております「生涯学習活動のあらまし」を精査いただき、ご意見やご指摘をいただきながら、当面は生涯学習の理論に基づき事業を展開させていきたいというふうに思っております。また、それが今の本町において最も重要な生涯学習振興行政ではないかというふうに考えているところでございます。ひとつ、また色々なご意見をいただき、生涯学習の振興により一層努めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

以上、この場での答弁とさしていただきます。

〔大下君 挙手〕

議長(西岡 正君) はい、大下吉三郎君。

12番(大下吉三郎君) 町長、ありがとうございます。

私は、過去何十年来に亘って、本当にこの生涯教育というものについて本心から取組んで来た1人として、本当にこれからも、より生涯に亘って、色々な事を研鑽しながらやっていきたいと、この様に思っておるわけです。町行政機構もですね、大きく変わった中で、今まで取組んで来た生涯学習課の取組みについては、注目を集めてきているところであります。その評価等も高い事は事実でありますが、住民への浸透はどうであったのか教育行政、教育委員会から町行政に、この生涯教育社会教育というものが移ったわけであります。その後の2年少しの間、また、これから3年目を迎えようとしておる生涯教育、方向付けというものを、どの様に展開しようとしておるのか、これらについて、町長に、また詳しくしていきたいと、この様に思っております。

私は、この 18 年度の佐用生涯学習のあらまし、この事についても、本当によく取組んでいるという事は事実であり、誰しもが認めるところであります。まあ、今年度につきましても、19 年度についても、この様なまとめがされるであろうと思っております。まあ、そうした中に、合併当時は、恐らくや、合併の調整という事で、そう具体的に取組む事が本当にできなかったんではないかなと、その当時の課長も、大変苦労があったと思っております。しかしながら、その後、課長代わり福井課長が学習課長としてなり、この方については、当然、プロのようであります。社会教育として教育委員会の中でも、一生懸命取組んでいただいた、われわれ仲間としても感謝しておるわけである。そういった、今度は、本当にプロが、その生涯学習担当課長として、この1年しっくりとやってきてくださっておる。この事についても私も感謝を申し上げております。そうした中で、大変難しい、計り知れない、この生涯学習というものについて、本当に、住民への浸透はどの様になっておるのかなと、このあたりについて、町として、どのような検証をしておるのかという事を、私は問うていきたいと、この様に思っているわけです。

で、町長に伺いますが、合併後の総括、18 年度の佐用町生涯学習のあらましについてですね、どう検証したのか、まずこの事を1点と。合わせて19 年度は、どうこの事に対して取りんで来た事に対して検証もしておるのか、これからしてくのか、その事、この2点について、まずお聞きしたいと、この様に思います。

議長(西岡 正君) はい、町長。

町長(庵逧典章君) あの、生涯学習という担当、社会教育をですね、行政部局の方に配置したと。その辺で、1つ合併後ですね、どの様な形で、まあ進められているか、そうい

う点についてもが根底にあるんではないかと思うんですけれども、質問の。これは、合併 前の色んな生涯学習の取組みも各町においてもですね、それぞれ色んな事業なり地域との 活動の中で、それは総合的にやっぱし、総合的にと言いますか、生涯学習という、1つの 学習という分野だけに狭い形ではなくてですね、地域の皆さんの、色々なコミュニティ活 動を通して地域づくりをして来たと、それが1つの皆さんが、そこで一緒に学び共に、や っぱし助け合っていくという、そういう地域をつくる上で、つくりながらですね、一人ひ とりの地域の皆さんの人の、人としての向上も図って来られたというふうに思います。で、 教育委員会が持ってるとか、町の行政部局であるとか、それはあまり、その当然、その合 併前も大きな変化はないと思います。まあ、合併前におきましても、教育委員会の中に社 会教育という部局はあって、それぞれの高年大学でありますとか、また文化団体なんかの 活動、そういう事も行っておりましたし、また青少年なんかの活動なんかについても、同 じくやってましたけども、まあ、それぞれまた町と連携してですね、一緒に、町の公民館、 生涯学習課と一緒に同じ様な事業も進めておりました。ですから、まあ、合併してですね、 1 つの町になって、過去の前の郡の教育委員会というあり方ではなくてですね、町教育委 員会という形をとった中でですね、やはり教育委員会も1つの学校教育だけではなくて当 然、学校教育と地域の、そういう社会教育との連携という面でも、スムーズにと言います か、柔軟に対応ができるようになって来たというふうに思っておりますし、まあ、新しい まちづくりの中で、地域づくり協議会という1つの協議会の活動を通してですね、まあ、 色々な学習、勉強もしていこうという取組みもしていただいておりますし、地域のまずコ ミュニティをしっかりと構築していこうという取組み、そういう分野、面においてですね、 生涯学習、学習を通して、そういう取組みもかなり積極的に進んで、めていただいている というふうに思っております。

まあ、あの、一つひとつの行事、事業としてはですね、これまでの過去、それぞれの町も取組んで来たものを継承して継続してですね、まあ、取組んでいる部分もたくさんあるわけですけれども、やはり、まず町民の皆さんが幅広く、こう交流できるようになって来たと。高年大学を見てもですね、色んな地域からの人が、皆が、色んな所の活動にも、それぞれ参加して、今まで以上にこう幅広い人間関係、こう広い交流ができて、そういうものが幅が広くなったんではないかなと。そういう点も1つ大きな合併後の成果ではないかなというふうに思っております。はい。

〔大下君 挙手〕

議長(西岡 正君) はい、大下吉三郎君。

12 番 (大下吉三郎君) 町長も、この社会教育が、また生涯教育が、教育委員会から行政に移ったといって、そう変化するものではない。全くそのとおりであります。但しながら、その中に施策、方法というのは、それぞれの立場の中から取り組んでいかなければならない、色んな方法はあろうかと思います。そうした中で、合併後町長も力を入れておる、まちづくり、これらについても、当然この連携が非常に多くあろうかと思っております。この辺りについても、色んな、その組織があるわけです。それらとの連携というものを本当にどの様にしていくのかと。この2年間、2年半の総括の上に立ってですね、今、町長が言われたような事を、今後の20年の組織の中に、体制の中にどの様に具体的に取組んでいきたいと、この様な物は、町長、あるんでしょうか。課長、どちらでも結構です。

### 〔生涯学習課長 挙手〕

議長(西岡 正君) はい、生涯学習課長。

生涯学習課長(福井 泉君) 失礼します。先程、私が社会教育のプロと言われたんですけど、 実は30年程前に担当しておりまして、実は、現在、本当にこう戸惑いながら係わってお ります。実は、私が持っていた当時は、本当は、社会教育は本当に人権学習を中心に各種 教室学級の開設とか、それから指導者養成、講演会、レクリエーション、ふれあい事業と か、本当に、あの著名人を呼んできた講演会とか、これが社会教育だと思っておりました。 実は、そうした住民がやりたい、したい、それに応える、本当に要求課題に応えていたの が、本当に従来の社会教育だと思っております。今、社会教育が生涯教育、生涯学習。生 涯学習は、一面本当に、個人を高める事によって社会、生活や暮らしを豊かにしていくと いう、そうした、という事は、学んで気付いて、実践していくという、これが今、私ども の町が本当に必要としております、必要課題として、今、地域自治とか住民自治の能力を 高めようという、これが本当に行政が、本当にやななければいけない必要課題であります。 で、今、この必要課題であります学んだ事を実際にいかしていくという、その仕組みが、 今、まちづくり協議会の中で、今、組織できました。で、まちづくり協議会の中で、結局、 入口論ばかりをやっていたのが、今、出口論を念頭に置いて組織されたのが、地域づくり 協議会でございます。で、地域づくり協議会の中で自分達の生活や課題、色んな、その中 には、福祉課題もありますし環境の問題も一杯出てきます。で、それに対応していくのが、 どうしても総合行政の中で取組まなければ、従来の教育委員会の範疇では支えきれなくな った課題が出て来た。それに取組むには、どうしても協議会の中で、町全体の大きな課題 に向けて取組んでいく、この組織ができましたら、今、色んな問題が出ております住民が 力を付けて自分達で解決していく。当然、必要課題と要求課題とのバランスが大事なんで すが、今、力入れておりますのが必要課題という、地域づくり協議会を中心とした、本当 にあの、その取組みにつきましても、それぞれの関係地域におきましては、色んな広報等 発行されまして動きが出ております。その中で、先程、町長が申しましたように、地域の 課題に向けて解決の取組みの動きも出てまいっているのが現状だと思ってます。それを、 町行政として精一杯こう支援して行くという、そういうシステムを当面続けていかなけれ ばいけないと思っております。その仕組みづくりができまして、その仕組みの中で、実は、 あの、今住民が取組んでいる現場の中で、行政として支援していくという、それが生涯学 習の基本計画の中、基本計画と言えるかどうか分かりませんが、非常にこう大切な分野で あろうとは思っております。すいません。

〔大下君 挙手〕

議長(西岡 正君) はい、大下吉三郎君。

12 番(大下吉三郎君) 全く課長の言われる事を、私も思っておるわけですけれども、これだけ多くの、色々な難しい社会になって来ますと、確かに、課長言われたように、当初、発足はですね、人権学習から始まって、相当に云十年間色々とやって来た中で、われわれ人間一人ひとりが、これから取組んでいくんだという意思表示をするのが、これからの生涯学習であり、取組むべき方向かなという事も、私も思い、それに今、取組んでおりますけれども、いずれにしても、佐用町として総合計画、まあ皆さん皆持っておるはずですけれども、こういった1つの中に、美しく奇麗に1つの目標が掲げられておる、この事はい

いわけです。まあ、この様な事に対して、本当にどういう格好で、人間一人ひとりが佐用 町住民2万1,000何がしが本当に取組んでいけるのかなと。本当に、あの、浸透しなくて はいけない事であろうかと思います。先程、町長なり課長の方からもですね、その辺の辺 りの検証が、今言われたような中に含まれておるのかなという事で、私今思いつつ、自分 の思いを言っておるわけですけれども、確かに、あの18年度合併後ですね、色んな事を、 これは教育委員会にあってもですね、恐らくこういう事であったかもしれないと思います けれども、このあらましにつきましてもね、本当にたくさんの行事を消化している本当に 頭の下がる思いです。これも色々な各種、それぞれ団体のチーフによって、また色んな、 その支援される人々によってなされてきた行事であります。これだけの行事を消化、本当 にあの、時間を追ってされている事に対しては頭が下がりますし、当然、行政としては指 導、指示すべきかなと、問題提起すべきかなと、この様に思います。但しながら、本当に、 今、住民まちづくりについてもですね、われわれの地域においても、どの地域においても 13 地域に、それぞれのセンター長置いて、行政と手を組みながら、住民と手を取合いな がら、その様な行動をずっとしておるわけですけれども、私が、この2年間、ちょっと様 子見て見ますと、何かこう景気良く花火がドッカンと上がっておりますけれども、その一 発で、この1年が終わっているのかなとのような感じもしないでもない。まあ、地域によ っては、本当に住民一人ひとりが、先程矢内議員の方からも、色々な話が出ておりました けれども、本当に地域・村をつくっていこうと思えば、それは年間通じて、色々な形の中 で、われわれの住む社会を地域をつくり上げていくと、本当に言うのが、本当の生涯教育 であって、1年に1ペんドカンと上がって、後は何もしなくてやっていくという事につい てはいけないんじゃないんかなという気もいたします。その辺りについては、行政として、 それぞれの支所の方でも協力を願って指導をしておるように思いますけれども、まあ、そ れがですね、住民一人ひとりに本当に浸透して、とにかく皆さん方で立ち上げてください よと言えるように、早くですね、していかなければならないんかなと、そのためには、多 くの社会教育施設というものが、佐用町にもございます。この総合教育の中にも計画の中 にも、そういうった公立施設の状況が書いてあるわけですけれども、これらの中に、本当 にどういかされておるのか、またいかしていこうと、また指導をしておるのかという事も、 やはり行政としてはつかんでおかなければいけないだろうし、既に、その様な事は取組ん でおると思っております。これらについて、総合計画と、またその多くある社会施設とど う結び付けて取りんでいくのか、またまちづくり課またそれぞれ教育委員会なり学校関連 との中、この辺りについても、もっともっと深く取組んでいく必要があるんかなと。まあ、 教育委員会につきましても、1課なくなった中で、それぞれの人員削減の中で、それぞれ の主事としての派遣を今後社会教育の方にも送っていったりして、色々な交流の中で、子 ども達への1つの指導を助言を持って帰っておるというのも事実でありますし、その辺り について、教育委員会の方で、もし話がでていれば町長伺いたいんですが。

### 〔生涯学習課長 挙手〕

議長(西岡 正君) はい、町長ですか。課長、生涯学習課長。

生涯学習課長(福井 泉君) あの、すいません、今、あの、それぞれの地域協議会ができまして、あの、従来やっておりました公民館活動が新たな枠組みになったという事で、協議会の枠組みが広がったという事で、色んな地域の見直し、ふれあい事業が本当にこう盛んに行われまして、非常にこうイベント的に終わってしまうというような感じもしますが、1つの過程として、もう少し様子を見ていただきたいと思っておりますのと、実は、この

度の総合計画の中でも、実は人づくりとまちづくりが一体となった町の総合計画となっていると思っております。その中には、将来像が示されておりまして、生涯学習はあるべき社会、そうしたものに自分達が学んだ成果をいかしていくという、これが生涯学習ですので、どうしても、生涯学習とまちづくり、これは本当に町民の教育力を上げて、そして高めて新しい自分達の住み良いまちづくりを、まちをつくっていくという事につきましては、本当に総合計画と生涯学習によります取組み、成果をいかしていくというのは、本当に一体的に取組むという、町長が一番最初に申しました総合計画の中に示されております人づくりとまちづくりを一体的に進めていくという事になろうかと思います。で、教育委員会との連携におきましても、当然、PTA、人権学習、子育て、それから色んな分野ですね、スポーツ分野におきましても、教育委員会と密に連携をとりながら、教育委員会の職員も全て生涯学習の取組み、まちづくりの取組みの中には、常に教育委員会職員が2名入っていただいて綿密な連携を取りながら進めているのが現状でございます。

議長(西岡 正君) 教育委員会からいりますか。

12 番 (大下吉三郎君) 教育委員会の方から、指導主事が派遣されて、色々と苦労されて おる、また、それを持ち帰っての子ども達への学校、教職現場への連絡周知というものも あろうかと思うんですが、その辺りについての取組みはいかがでしょうか。

議長(西岡 正君) はい、教育長。

教育長(勝山 剛君) 教育委員会としましては、あの18年9月当初の議会ですか、まあ、今の町の体制の中で教育委員会はどういう立場でまちづくり、生涯学習課諸々の関係機関、関係課とどれだけ連絡調整ができて、教育委員会としての立場もしっかりと現せると。そういう立場で今日まで来ているところです。

1つは、派遣社会教育主事を2名置いていただいておりまして、これを町長部局に配置 するわけにはいきません。教育委員会に配置しなければなりませんので、で、この2人を 有効に活用すると。そして、派遣社会教育主事というのは、行政職員もおるわけですが、 たまたま佐用町の教育委員会は学校教職員からの派遣でありますので、学者連携を、これ は十分取らざるを、取る意味あいが強いと、そういう事であります。現実的には、私が教 育長しましてからは、地域へ出て行ってくれと。要するに、まちづくり、地域づくり協議 会が発足して、地域の方々がどういう課題で、どういう議論されているのか聞いて来てく れと。その中で、教育委員会として指導助言ができる事があるならば、そこでしようと。 それを、積み重ねながらですね、教育委員会としてのまちづくり、また人づくり、そうい うものにですね、どれだけ係わっていけるか。そういう事を、今現在、現実的に、そうい う事をしながら課題とか問題を見つけていると、そういう事が実態であります。しかし、 ここに推進課長もおりますけれども、推進課長も含めてですね、そういう所へ参画してお ります。話を聞くところによりますと、やっぱり出て行って良かったと。で、出て行って、 やっぱり勉強になると。まあまあ、教育委員会の者が勉強して帰って来ても、それはしょ うがない事なんですけれども、しかし、その事がですね、次の地域へ行った時に役に立つ と、そういう事で、生涯学習課と連携しながらですね、今現在進めていっておるところで す。

以上、簡単ですけど。

議長(西岡 正君) はい、質問中ですが、ここでお諮りします。本日の会議を延長した

いと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(西岡 正君) 異議なしと認めます。質問を続けます。 大下吉三郎君。

12 番(大下吉三郎君) 確かに、あの、この種の問題については、学校教育とですね、 連携を密にしないと本当に基本的な事ができないんではないんかな。私も強調しておりま すのが、幼児教育から家庭教育、学校教育、これらについての見直しも図らなければいけ ないという段階で、連携がなくしては、もう、この生涯教育、社会教育というのはでき得 ないと、私は、その様にきつく思っております。

先程から、色々と連携等々についてもお聞きしておるわけですけれども、要は、学校教 育、指導主事につきましてもですね、そういう地域に出て行って、子ども達の空気を、ま た先生の空気を見て帰っていただき、そしてまた、そういった生涯教育課との連携の中で、 色々と取り組んでいただければ一番教材としては、地域の教材としては、全てが分かって 来るんじゃないかと。私は、よく家の前子どもが毎朝、朝晩、通過するわけですけれども、 本当にあいさつができているのかという事になりますと、まあ 60 パーセントぐらいかな と思ってます。それは、地域によって若干違うかと思うんですが、帰りしなにでもお帰り という大きな言葉を掛けても、おっさん何言うとんやという様な顔、朝の言葉もそうです。 その様な子ども達も、本当に多くおります。そのあたりも、これは生涯教育として、先程、 一番初めに言いました人権基本学習というものが、本当に、そういった中にいかされてい くのかなと、まあ、その子ども達は、40年前の事分かりませんが、親としては 20年、30 年、それぞれの親がおるわけです。その親が、この生涯学習あらましの中にも、相当顔を 出されて指導を受け、自分達が、その成果発表をやっております。青少年の育成から色ん な立場の中にPTAとしての助成団体の育成なり、この中には、全ての者が父兄が携わっ て来ておるわけですけれども、本当に、学習課長が言われた、本当の基本というものにつ いて、まだまだ、勉強しなければならないんじゃないかなと、それがゆえに、子ども達の 荒廃、荒れている所、学校でも、色々と先生の言う事を聞かない。一番基本的なものが家 庭教育の中にないとするならば、これは、生涯学習としては、全く浸透していないという 判断しか言えないんかなと思ったり。いやいや、こんだけ一生懸命やっとんやと。確かに やっております。それが本当に浸透しておるかという検証を、これからもしていただきた いし、しなければ、この2年半に亘って、どのような格好で行政が携わって来たかという 事が、まだ先が見えていないのかなと。私は、この事について、もう1年待とうと思って おります。しかしながら、色んな形の中で、3年やってしまうと、余計駄目になるのかな というふうな事もあったりして、中途の中で検証をしていただきたい。そして、堂々と行 政の中で、生涯学習、社会教育を延ばして行って欲しいと。それは、なぜか、それは、や はり、まちづくりの中に全て縮小されていき、その中で育まれる課題が多いのではないか なと。ただ、色んなカリキュラムを組む中で、また、それぞれの各種団体の中で、色々な 事を計画され発表をされしておりますけれども、本当に発表に終わっていないかという検 証を投げかけてやっていただきたいし、学校関連については、その様な事を持ち帰り、ま た生涯教育の方におかしいぞと、良かったぞという事を投げかけ、またもらって帰ると。 キャッチボールをやっぱりやらないと、これはいけない問題があるのかなと、この様に私 は思っております。まあ、いずれにしても多くの組織があります。その既存組織の見直し なり地域指導者を生涯学習課長として町長として、その様に、これから、この方達を指導

し、また助けをいただきたいのかなと、この辺りについてお考えありますか。

〔町長 挙手〕

議長(西岡 正君) はい、町長。

町長(庵逧典章君) まあ、色々と計画をして思いがあって、その目的を持ってですね、 行動しても、それを、要は、どれだけたくさんの人が、それに皆、関心を持って参加して いただくかという事になります。まあ、まず、そういう取組みをする上で、当然指導者、 お世話をいただく方、積極的に、やっぱしこう、そういう意欲を持っていただく方がいら っしゃらないと何も、まず取り掛かりもできないんですけども、まあ、今例えば、まちづ くり、地域づくり協議会においてもですね、そういう地域の中でセンター長さんをつくり、 また活動員さんをお願いし、皆さんが、できるだけたくさんの皆さんが参加をしていただ いて、それを広げて行こうという形で今取り組んでいるわけです。しかし、まあ、それは、 中々ですね、難しい、中々、今言われるように成果があるかどうかと言われると、その実 際に、私もまあ、協議会ができた後2年という事の中で、地域の中で懇談会のような話を 合いをですね、協議会の皆さんとの協議、話し合いを、懇談をする場をつくって回って来 ましたけども、中々参加していただく人も期待した程参加していただけないというのが、 実際の今の現状です。だからと言って、ほな、これをほなら駄目だと、止めるという事で はなくてですね、もっと、そのまずは地域の皆さんが一緒に、やっぱり協力する、参加を して行く、一緒に取組むという、そういうコミュニティを強化していくと、コミュニティ づくりを、やっぱし進めていくという事が、まあまずは大事だというふうに思っておりま す。まあ、そういう中から、当然、また新しい指導者、リーダー、その地域のですね、引 っ張っていただける人が生まれてくるだろうというふうに思いますし、それをまあ、行政 としても、そういう人をね、やっぱし発掘していく、また色んな形で、町としてのつなが りを、行政としての、そういう方々を、色んな形で、また参加をいただいてね、もっと自 分達の町というものに、もっともっと参加していただく、そういう取組みをやっぱしやっ ていかないかんというふうに思っております。

議長(西岡 正君) はい、よろしいか。

〔大下君 挙手〕

議長(西岡 正君) はい、大下吉三郎君。

12 番(大下吉三郎君) 私が、なぜこの様な事を今時分に言っておるかという事は、やはり、あの、1つ物事、物事に対しての、それぞれの初めて取組む事については、やはり、 それぞれの反省、検証というものをやった上に、次へのステップという事にあいなろうか と、この様に思っております。

この総合計画の中にも、生涯教育の分野の中で、環境までやっていこうという事が謳われております。今色々と問題になっております才金ファームの事についてもですね、これに該当するような事が、その資源の再生化という事の中にも謳われております。その観点から、この種の問題について、より住民への指導は勿論、もう指導と言うよりも、一人ひとりの考えを伸ばして欲しいという事の提言を、やっぱりやっていかなければならないのかなと思い、まあ、この様な事を言わしていただきました。

今後、できるだけ学習課大変ですけれども、住民と一体になって取り組んでいただきたいという事を申し上げ、私の一般質問を終わります。 ありがとうございました。

議長(西岡 正君) 大下吉三郎君の質問は終わりました。

お諮りします。後 10 名の方の質問が残っておりますが、これにて本日の日程を終了したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(西岡 正君) ご異議なしと認めます。よって、これにて本日の日程は終了いたします。次の本会議は明3月6日午前10時より再開いたします。

午後04時58分 散会